

令和3年度 第2回総合教育会議 参 考 資 料

1 誰もが等しく教育を受けられる機会の確保

(1) 中学校夜間学級（夜間中学）	1
(2) いじめの防止等のための対策	5
(3) 不登校の状況と対策（小・中学校）	7
(4) 適応指導教室、不登校児童生徒が通う民間施設等	9
(5) 長期欠席・不登校の状況（公立高等学校）	11
(6) ふじのくに i（アイ）マップの作成及び合同相談会の開催	12
(7) 外国人児童生徒の就学	14
(8) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援体制	16
(9) 外国人生徒みらいサポート事業	17
(10) 特別支援教育の概要	18
(11) 静岡県における特別支援教育の在り方	21
(12) 交流籍を活用した交流及び共同学習の取組	22
(13) 医療的ケア実施のための体制整備	23
(14) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業	24
(15) 難病患者介護家族リフレッシュ事業	26
(16) 静岡県社会教育委員会	28
(17) 子どもの貧困対策	29
(18) スクールソーシャルワーカーの活用	34
(19) ヤングケアラーに対する取組	36
(20) 子どもの居場所づくりの支援	37
(21) ひとり親家庭の自立支援対策	41
(22) 児童虐待への対応	43
(23) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策	50
(24) しずおか寺子屋推進事業	54
(25) GIGAスクール構想における低所得世帯への対応	56
(26) ふじのくに型学びの心育成支援事業	57

2 才能や個性を社会で発揮できるようにするための個々に応じた教育

(1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」	58
(2) STEAM教育	61
(3) オンリーワン・ハイスクール事業	62
(4) プロフェッショナルへの道	64
(5) WWL・地域との協働による高等学校教育改革推進事業	65
(6) 科学の甲子園	66
(7) トップガン教育システム	68
(8) 各種大会等の実績（産業・芸術等）	70
(9) 令和3年度人権教育の基本方針	72
(10) 学校における人権教育の研究	74
(11) 人権教育指導資料「人権教育の手引き」の研究と活用	76
(12) ESD（持続可能な開発のための教育）	77
(13) 学校における環境教育	79
(14) 未来を切り拓く Dream 授業	81
(15) 日本の次世代リーダー育成研修事業	83

参考

(1) 世帯所得と学力の関係	84
(2) ラーニングコンパス（学びの羅針盤）	85

中学校夜間学級（夜間中学）

（義務教育課）

1 夜間中学とは

様々な理由により義務教育を修了できなかった人、不登校のためにほとんど学校に通えなかった人、本国で義務教育を修了していない外国籍の人などを対象とする学校で、教員免許を持つ公立中学校教員による授業が行われ、全課程修了により、中学校卒業資格が得られる。

なお、本県では、正式な学校名が決まるまでの期間、県立夜間中学に「ナイト・スクール・プログラム」という呼称を用いている。

2 国及び都道府県の動向

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月）を受け、文部科学省では全都道府県及び指定都市に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう求めている。この法律の制定以降、平成31年4月には埼玉県川口市と千葉県松戸市が、令和2年度には茨城県常総市が夜間中学を設置した。また、令和3年度には、高知県と徳島県が、全国初となる県立夜間中学をそれぞれ設置した。現在、12都府県の30市区に36校が設置されている。（福岡県大牟田市が令和3年度に設置予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開校延期となった。）

令和4年度には北海道札幌市、神奈川県相模原市、香川県三豊市が、令和5年度には千葉県千葉市、兵庫県姫路市が設置予定である。

なお、静岡県は令和5年4月を目途に県立の夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）を設置する。

3 令和3年度事業計画

当初予算 2,000千円（国庫補助1/3）

県立の夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）の設置準備を行う。

※令和5年4月開校目途

(1) 基本方針の策定及び公表

・設置規模（校数、学級数等）、設置場所、教職員数、施設・運営費用、費用負担等

(2) 有識者会議の開催

ア 委員（9人）

- ・池上 重弘（静岡文化芸術大学 英語・中国語教育センター長）※委員長
- ・高畑 幸（静岡県立大学 教授）※副委員長
- ・高貝 亮（公益財団法人静岡県国際交流協会 会長）
- ・松田 智（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部 部長代理）
- ・福島 久美子（NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡 前事務局長）
- ・平野 利直（平野ビニール工業株式会社 代表取締役）
- ・村松 啓至（静岡県都市教育長協議会 会長）
- ・石井 宣明（静岡県町教育長会 会長）
- ・河森 佳奈子（静岡県くらし・環境部 理事（多文化共生担当））

イ 開催日及び内容の概略

回	開催日	内容の概要
第1回	令和3年6月2日 (水)	・ 概要・趣旨説明 (県教育委員会事務局) ・ 講演 講師：岡田 敏之（同志社大学免許資格課程センター教職課程指導相談室アドバイザー、京都市立洛友中学校（夜間中学）元校長） 演題：「これからの夜間中学の使命 ～不登校だった生徒をはじめとする多様な学びを支えるために～」 ・ 基本方針策定に関する自由討議
第2、3回 (非公開)	令和3年8～9月	基本方針（案）の検討

(3) 市町等調整及び住民説明会の開催

(4) 先進校等の視察

4 令和2年度事業実績

(1) 全県アンケート調査の実施

ア 実施期間 令和2年10月13日（火）～12月末（その後もアンケート調査は継続）

イ 実施方法

- ・ WEBによるアンケート（夜間中学入学希望者を調査）
- ・ 外国人支援団体、引きこもり支援団体、各市町、庁内関係課、民生委員等にSNSやチラシによる周知を依頼

ウ 回答数（12月31日現在） 133件

※ 内、集計対象数は90件。調査結果は別紙参照

(2) 全県ニーズ調査の結果を基にした協議

- ・ 県内への夜間中学設置の必要性についての検討
- ・ しずおか型夜間中学校設置構想についての検討
- ・ 令和3年度以降の計画についての検討

(3) 先進校視察

- ・ 徳島県教育委員会（令和3年度に県立夜間中学を設置予定）
- ・ 奈良県奈良市立春日中学校夜間学級

令和２年度 夜間中学ニーズ調査結果

(義務教育課)

1 目的

入学希望者の概要を把握し、設置箇所の詳細を検討する

2 調査期間 令和２年 10 月 13 日～令和２年 12 月 31 日

3 調査手法

Web アンケートにより 7 カ国語で実施（夜間中学紹介動画も掲載）

※県内の不登校・引きこもり支援団体、外国人支援団体等、各関係機関及び団体に SNS やチラシによる周知を依頼

4 調査結果

(1) 回答数

総回答数(a)	133 人
集計除外数(b) ※	43 人
集計対象数(a-b)	90 人

※集計除外の主たる理由の内訳

最終学歴が高校以上 (含：専門学校)	39 人
県外在住	4 人
合計	43 人

(2) 調査項目ごとの集計（集計対象数 90 人）

ア 出身国

日本	11 人
ブラジル	34 人
フィリピン	20 人
中国	3 人
ベトナム	3 人
ペルー	14 人
アルゼンチン	1 人
ボリビア	3 人
コロンビア	1 人
合計	90 人

イ 居住地

東部	沼津市	15 人	37 人
	三島市	11 人	
	熱海市	1 人	
	富士宮市	2 人	
	富士市	1 人	
	御殿場市	3 人	
	裾野市	1 人	
	清水町	1 人	
	松崎町	1 人	
	函南町	1 人	
中部	静岡市	3 人	16 人
	島田市	4 人	
	焼津市	8 人	
	吉田町	1 人	
西部	掛川市	7 人	37 人
	菊川市	2 人	
	磐田市	3 人	
	袋井市	5 人	
	湖西市	5 人	
	浜松市	15 人	
	合計	90 人	90 人

ウ 年齢

16～19 歳	21 人
20 歳台	10 人
30 歳台	25 人
40 歳台	22 人
50 歳台	10 人
60 歳台	1 人
70 歳台	1 人
80 歳以上	0 人
合計	90 人

エ 最終学歴

小学校	23 人
中学校	65 人
その他	2 人
合計	90 人

「その他」の内訳

- ・日本で勉強していない（1 人）
- ・小学校不就学（1 人）

オ 入学希望理由（複数回答可）

中学校の勉強をするため	27 人
日本語を勉強するため	53 人
日本の高校に入学するため	25 人
働くため	37 人
その他※	5 人

※その他の理由

- ・不登校で授業に出られなかった(1)
- ・よい市民になるため(1)
- ・子供の学力に追いつきたい (2)
- ・未記入(1)

カ 設置希望市町（複数回答可）

沼津市	14 人	島田市	3 人	掛川市	10 人
熱海市	1 人	焼津市	9 人	菊川市	3 人
三島市	20 人	藤枝市	1 人	磐田市	5 人
富士宮市	1 人	吉田町	3 人	袋井市	7 人
富士市	2 人	静岡市葵区	3 人	湖西市	5 人
御殿場市	4 人	静岡市駿河区	2 人	浜松市中区	8 人
裾野市	2 人			浜松市東区	9 人
函南町	1 人			浜松市西区	5 人
				浜松市南区	7 人
				浜松市北区	2 人
				浜松市浜北区	1 人
				浜松市天竜区	2 人

5 調査結果の分析

(1) 出身国

- ・外国出身者が 87.8%を占める。(79 人)
- ・ポルトガル語圏（ブラジル）出身者が最も多く（34 人）、フィリピン語圏（フィリピン）出身（20 人）、スペイン語圏（ペルー、アルゼンチン、ボリビア、コロンビア）出身（19 人）がそれに続く。

(2) 居住地

- ・県内の広域に散在している。東部地区、西部地区の希望者（いずれも 37 人）が多いが、中部地区にも 16 人の希望者がいる。
- ・東部地区では沼津市・三島市、中部地区では焼津市、西部地区では掛川市・袋井市・湖西市・浜松市在住者が多い（5 人以上）。

(3) 年齢

- ・16 歳から 70 歳台まで、幅広い年齢層の希望者がいる。
- ・30 歳台から 40 歳台が最も多く、52.2%を占める。(47 人)
- ・60 歳以上の希望は 2.2%と少ないながらも存在する。(2 人)

(4) 最終学歴

- ・小学校段階までの教育しか受けていない人や、小学校段階の教育も十分に受けられていないと思われる人が 27.8%いる。(25 人)

(5) 入学希望理由

- ・日本語の勉強を目的とする人が多く、58.9%を占める。(53 人)
- ・高校等への進学を目的とする人は 27.8%（25 人）いる。

(6) 設置希望市町

- ・J R 東海道本線の主要駅のある市町への設置希望が多い。
（沼津市、三島市、掛川市、浜松市が 10 人以上）

いじめの防止等のための対策

(教育政策課)

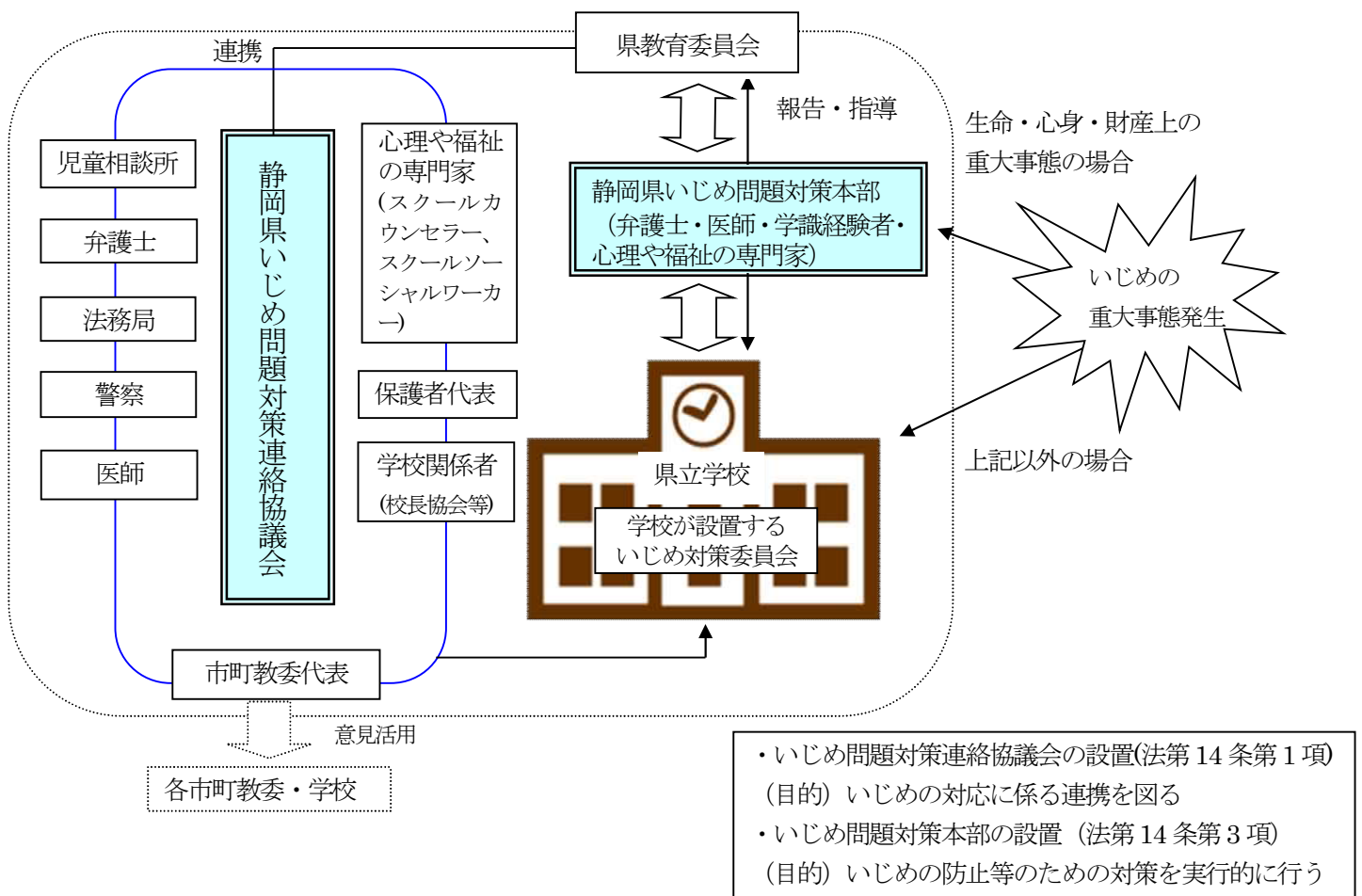
1 いじめ防止対策推進法の概要（平成25年9月施行）

- ・児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする
- ・同法に基づき、「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策本部」を設置

いじめの防止等に関する措置	・ 地方いじめ防止基本方針の策定（第12条） ・ <u>いじめ問題対策連絡協議会の設置</u>（第14条第1項、第2項） ・ <u>教育委員会の附属機関（いじめ問題対策本部）の設置</u>（第14条第3項） ・ 学校における組織の設置、必要な措置の実施（第15条、第16条、第22条、第23条）（未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携）
いじめによる重大事態（*）への対応	・ 教育委員会等における組織を設けて調査の実施（第28条第1項）（いじめ問題対策本部または学校が設置するいじめ対策委員会） ・ 調査結果について知事による調査の実施（第30条第2項、第31条第2項）

（*）いじめによる重大事態

- ・ いじめにより児童生徒が自殺を企図した、心身に重大な被害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席した等の疑いがあると認めたとき。
- ・ 子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき



2 静岡県子どもいじめ防止条例の概要（平成28年12月27日公布、施行）

社会総がかりでいじめ防止の取組を推進するために、いじめの防止に向けた基本的な考え方をはじめ、学校の設置者、学校及び教職員、保護者等それぞれの責務等を明示

- ・ 県、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務（第5条、第6条、第7条）
- ・ 社会総がかりの取組の推進（第10条）
- ・ 県いじめ防止基本方針の策定（第11条）
- ・ 相談体制の整備・充実（第12条）
- ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対策（第14条）
- ・ 重大事態等への対応（第15条）
- ・ 議会への報告（第17条）

3 主な取組内容

(1) 人権教育の啓発

- ・ 管理職や教員等に向けた各種研修会の開催（「人権教育の手引き」の配布・活用等）
→各学校において、関係機関と連携していじめの早期発見・早期対応に取り組む
- ・ 人権教育指定校での研究をまとめたリーフレットを作成し研修会等で成果を普及
- ・ いじめ等の未然防止に資する調査研究事業をモデル校を指定し実施
（結果をリーフレットにまとめ、各学校等へ配布し、活用（R2.3））

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防ぐ取組

- ・ 臨時休業中から再開後にかけて複数回、各県立学校あて、保健だより等により新型コロナウイルス感染症について正確な知識を伝達し、偏見や差別が生じないように指導するよう通知
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を県教育委員会ホームページ（以下「県教委HP」）に掲載（R2.5.27）
- ・ 教育長から児童生徒へのメッセージを県教委HPに掲載、県内の各公立学校（小・中・高・特別支援学校。以下同じ）に通知（R2.8.28, R2.8.31）
- ・ ホームルームや授業での活用を目的とし、小学生・中学生・高校生それぞれに対応できるように新たに作成した教員向け人権教育指導資料（学習例）を県教委HPに掲載、県内の各公立学校にメールで周知（R2.9.2）

(3) 学校における取組の支援

- ・ 外部の専門家の各学校への配置と教員等との連携促進
→スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の相談等、校内研修
- ・ 「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座、小・中学校ネット安心安全講座等
→関連取組として、ネット依存対策の推進に向けスクリーニングテストや講演会等を実施

(4) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会・静岡県いじめ問題対策本部会議の開催

- ・ 関係機関・学校との連携の強化、SC・SSWの効果的な活用等について協議、情報共有
→SC、SSWの活用促進、スクールロイヤーの相談体制の強化や、学校における生徒指導等対応に反映

(5) SNSを活用した相談体制構築事業

- ・ 健康福祉部と連携し、SNSを活用した相談体制を構築

(6) いじめの重大事態対応マニュアルの策定

- ・ いじめの重大事態が発生した際に、学校及び教育委員会が適切に対応できるように、重大事態の判断基準、関係課の役割分担について明記し、その上で法令に基づく報告義務内容及び重大事態対応フロー図を示した。

不登校の状況と対策（小・中学校）

（義務教育課）

1 不登校の状況

文部科学省実施「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（令和2年10月公表）より

- (1) 本県の不登校児童生徒数（当該年度中に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒）
※指定都市含む（ ）は前年度比

校種 年度	小学校		中学校	
	不登校児童数	不登校率	不登校生徒数	不登校率
H29	1,435(+221)	0.75%(+0.12)	3,612(+220)	3.78%(+0.29)
H30	1,706(+271)	0.90%(+0.15)	3,984(+372)	4.28%(+0.50)
R1	1,981(+275)	1.05%(+0.15)	4,300(+316)	4.68%(+0.40)

- (2) 全国の不登校児童生徒数割合（国公立学校を含む全国のデータ）

年度 \ 校種	小学校	中学校
R1	0.8%	3.9%

- (3) 不登校児童生徒への指導結果状況の推移

小学校		29年度		30年度		R1年度	
区	分	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒		241	16.8	324	19.0	416	21.0
指導中の児童生徒		1,194	83.2	1,382	81.0	1,565	79.0
継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒		206	14.4	274	19.8	349	17.6
計		1,435		1,706		1,981	

中学校		29年度		30年度		R1年度	
区	分	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒		575	15.9	839	21.1	935	21.7
指導中の児童生徒		3,037	84.1	3,145	78.9	3,365	78.3
継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒		611	16.9	715	22.7	800	18.6
計		3,612		3,984		4,300	

- (4) 学年別不登校児童生徒数の推移 上段：不登校人数 下段：同一学年群の前年度に対する増加率

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
29年度	84	127	194	252	343	435	1,004	1,247	1,361
		2.02	1.78	1.59	1.55	1.52	2.67	1.45	1.10
30年度	94	161	214	306	430	501	1,027	1,490	1,467
		1.92	1.69	1.58	1.71	1.46	2.36	1.48	1.18
R1年度	113	160	303	336	488	581	1,178	1,506	1,616
		1.70	1.88	1.57	1.59	1.35	2.35	1.47	1.08

2 概要

- 小・中学校ともに、不登校者数は増加しており、「不登校児童生徒」として調査を開始した平成10年度以降で最多となった。
- 小・中学校ともに、「指導の結果、登校するようになった児童生徒数」の割合を昨年度と比較すると、いずれも増加（小：+2.0P、中：+0.6P）している。各学校における不登校児童生徒に寄り添った支援の成果である。
- 小学校の不登校者数は、高学年になるほど増加傾向にあるが、同学年集団における不登校者の増加率で見ると、3年生が高く、次いで2年生となっている。どの学年においても休み始めた児童に対して迅速かつ丁寧な初期対応が求められる。

- ・中学校の不登校者数は、上学年になるほど増加傾向にあるが、1年生の不登校者数が、前年度小学6年生時の不登校者数と比較して大幅に増加していることから、環境の変化及び学習・生活等への不適應を起こし（いわゆる「中1ギャップ」）、不登校に陥る生徒が多いと考えられる。新規不登校者数の増加率で見ると、1年生が高く、次いで2年生、3年生となっている。
- ・中学校において、不登校者数に占める「90日以上欠席している者」の割合（64%）が高く、一度不登校に陥ると長期化する傾向が強いと考えられる。

3 対応策

- (1) 暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期対応
 - ・各学校において、すべての児童生徒が安心・安全に生活することができる「魅力ある学校づくり」を推進し、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育む授業・学級づくり・特別活動・学校行事等に取り組む。
 - ・市町教育委員会、学校の生徒指導担当者等を対象にした連絡会議において、本調査で見られた課題を共有する。また、いじめ、不登校等の諸課題に係る施策や適切な早期対応について協議及び情報交換を行う。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - ・「何ができるようになるか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善し、仲間とともに考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれることで、児童生徒が「わかった」「おもしろい」と思える授業づくりに取り組む。
- (3) 児童生徒の好ましい人間関係の構築

小学校1年生から中学校3年生までの9年間で、系統的に人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けることを目的に作成した「人間関係づくりプログラム」の活用を推進する。
- (4) 速やかな情報共有及び組織的対応、関係機関等との連携

児童生徒の様子を丁寧に見とり、気になる様子が見られた際には、組織として情報を共有し、「チーム学校」として適切な指導・支援を可能とするための学校体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関等との連携を強化する。
- (5) 教育相談体制の充実、適切な初期対応

心理及び福祉の視点から、児童生徒一人ひとりへの適切な支援を可能にするため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進める。
- (6) スクールロイヤーの活用
 - ・法律相談を通して、問題が深刻化しないよう児童生徒の最善の利益を考慮しつつ、学校における適切な対応を推進する。
 - ・各市町教育委員会生徒指導担当者を対象とした会議及び公立全小中学校生徒指導担当教諭を対象とした研修会において、スクールロイヤーによるいじめ等の未然防止や適切な初期対応についての講義を実施する。
- (7) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の情報提供

不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センター（適応指導教室）や民間のフリースクール等、自宅におけるICT等を活用した学習など、一人ひとりの状況に応じた支援に関する情報を提供する。
- (8) 中・長期的な視点による支援

「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消に向けて、幼保小及び小中の連携を推進する。
- (9) 教職員の多忙化解消

困難を抱える児童生徒やその保護者に寄り添い、手厚い支援を可能にする学校体制を構築する。
- (10) 児童生徒の問題行動等の調査（県調査）の活用

毎月、県独自で調査している「児童生徒の問題行動等の調査（県調査）」の結果を分析するとともに、把握した諸課題と必要な対応策について、市町教育委員会を通じて学校に発信する。

適応指導教室、不登校児童生徒が通う民間施設等

(義務教育課)

- 1 適応指導教室（指定都市を含む）
 - 設置している自治体 29 市町＋県(2)
 - ※計 46 箇所（25 市町各 1、掛川市 6、焼津市 2、浜松市 8、静岡市 3、県 2）
 - 設置していない自治体 6 町
- 2 不登校児童生徒が通う民間施設等 ※詳細は別紙
 - 民間施設と連携している自治体 22 市町
- 3 指導要録上出席扱いとなった人数

	内訳	相談・指導を受けた人数		うち出席扱いとなった人数 (%)	
		H30	R1	H30	R1
適応指導教室	小学生	185	236	150(81.1)	154(65.3)
	中学生	592	649	505(85.3)	543(83.7)
	合計	777	885	655(84.3)	697(78.8)
民間施設等	小学生	54	77	26(48.1)	26(33.8)
	中学生	94	117	57(60.6)	56(47.9)
	合計	148	194	83(56.1)	82(42.3)

平成 30 年度、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

県内の民間施設との連携（令和3年5月現在）

	所管	教育支援センター（適応指導教室）	連携している民間団体
1	沼津市	・沼津市青少年教育センター	・リベラスコーレ
2	熱海市	・あすなろ教室	・T&M education services
3	三島市	・ふれあい教室	・リベラスコーレ
4	富士宮市	・富士宮市青少年相談センター	・適応支援教室アルファ ・サンビレッジ
5	伊東市	・適応指導教室なぎさ	・リベラスコーレ ・MOAスクール
6	富士市	・富士市青少年相談センター	・特定非営利活動法人アルファ
7	御殿場市	・学習支援教室	・リベラスコーレ ・グローバルクリスチャンアカデミー
8	下田市	・下田市適応指導教室「あじさい教室」	
9	裾野市	・適応指導教室（ふれあい教室）	
10	伊豆市	・学習支援教室	
11	伊豆の国市	・伊豆の国市適応指導教室（わかあゆ教室）	・MOAフリースクール大仁校
12	東伊豆町		
13	河津町		
14	南伊豆町		
15	松崎町		
16	西伊豆町	・ふれあい教室	
17	函南町	・函南町チャレンジ教室	・学校法人角川ドワンゴ学園N 中等部
18	清水町	・かわせみ教室	・リベラスコーレ等
19	長泉町		・リベラスコーレ
20	小山町	・金太郎教室	
21	焼津市	・焼津チャレンジ ・大井川チャレンジ	・しいの木 ・コスモスクール未来 ・東京大志学園・静岡県教育フォーラム
22	藤枝市	・藤の子教室	・島田もみの木学級 ・NPO静岡県教育フォーラム ・東京大志学園静岡校 ・フリースクール元気学園 ・コスモスクール未来静岡校 ・やきつべの径診療所デイケア ・しいの木
23	島田市	・島田市教育センター	・もみの木学級 ・ワンステップ ・掛川インターナショナルスクール
24	掛川市	・掛川市教育センター ・北分室 ・適応指導教室（みどり教室） ・こころの教室サテライト校（北中、西中、大須賀中）	・ドリームフィールド ・K I C K S
25	御前崎市	・適応指導教室「サンルーム」	・掛川インターナショナルクリスチャンスクール
26	菊川市	・このゆびと一まれ	・ドリームフィールド ・実りの泉 ・かすみ草 ・静岡フリースクールジョブステーション ・掛川インターナショナルクリスチャンスクール
27	牧之原市	・適応指導教室「フルール」	
28	磐田市	・磐田市教育支援センター	
29	袋井市	・教育支援センター「ひまわり」	・あすなろ学習室 ・浜松サポートセンター ・掛川インターナショナルクリスチャンスクール ・ドリームフィールド
30	湖西市	・チャレンジ教室	
31	吉田町	・ステップルーム	・東京大志学園静岡校
32	川根本町		
33	森町	・教育支援センター「わかば」	・デモクラティックスクールビーだ ・フリースクール空
34	浜松市	・ふれあい教室 ・とびうお教室 ・おれんじ教室 ・かやのき教室 ・すぎのこ教室 ・くすのき教室 ・くろーばー教室 ・ひまわり教室	・静岡県家庭教師ネットワーク KATEKYO 学院 ・個別教室のトライ ・フリースクール空 ・ドリームフィールド ・里山題楽校 ・メンタルクリニックダダマスカット 等
35	静岡市	・静岡市適応指導教室（ふれあい教室、はばたく教室、かがやく教室）	・きみのスペース「まんま」 ・フリースペース PUPPE ・東京大志学園静岡校
36	静岡県	・学習支援室「ステップ バイ ステップ」（沼津会場、掛川会場）	

長期欠席・不登校の状況（公立高等学校）

（高校教育課）

1 要旨

「公立高等学校長期欠席生徒の状況調査」を毎年実施しており、年間欠席日数 30 日以上を生徒を長期欠席者（年間 30 日以上欠席者についての調査は、平成 16 年度分から行われている。）として定義し、経年比較をしている。

年度当初に各校に調査通知を发出し、前年度の状況を調査する。集計後、結果を各学校に通知するとともに、生徒指導主事研修会にて報告する。

2 令和 2 年度の調査結果

(1) 長期欠席

理由 年度	全日制		定時制	
	長欠生徒数	長欠率(対生徒総数)	長欠生徒数	長欠率(対生徒総数)
30	694 △17	1.08 △0.03	824 ▲59	28.3 ▲1.6
R1	663 ▲31	1.09 △0.01	760 ▲64	26.4 ▲1.9
R2	629 ▲34	1.04 △0.05	673 ▲87	23.3 ▲3.1

(2) 長期欠席内の不登校

理由 年度	全日制		定時制	
	不登校生徒数	不登校率(対生徒総数)	不登校生徒数	不登校率(対生徒総数)
30	504 △27	0.79 △0.05	688 △246	23.6 △8.6
R1	469 ▲35	0.77 ▲0.02	431 ▲257	15.0 ▲8.6
R2	421 ▲48	0.70 ▲0.07	622 △191	21.5 △6.5

3 課題

多様な生徒に対して、個に応じた指導を行うために、以下について拡大、充実する必要がある。

- (1) 各教員の組織的・継続的な生徒の人間関係を構築するための支援策、取組の充実
- (2) スクールカウンセラー派遣事業の拡大
- (3) 教員の教育相談に関する資質の向上及び校内の指導・援助体制の充実
- (4) 多種多様な原因に対処するための医学療法的見地などの専門家との連携
- (5) 家庭や地域との連携強化や学校への援助拡大
- (6) 特別活動や各種プログラムなどを通じた人間関係形成能力や自己発見能力の育成

4 学校での対策

- (1) 人間としての在り方・生き方教育の推進
- (2) 学校内における教育相談等の指導体制の充実
- (3) 家庭訪問や個人面接を通じた生徒理解の推進
- (4) カウンセリング・マインドに基づく生徒指導の推進
- (5) 人間関係づくりプログラム（高校生版）を活用した人間関係形成能力の育成

5 教育委員会での対策

- (1) スクールカウンセラーの派遣
平成 26 年度から拠点校、重点巡回校を設定して配置している。
- (2) スクールソーシャルワーカーの派遣
県立高校 3 校（三島長陵、静岡中央、浜松太平台）に配置し、各県立高校の要請に応じて派遣している。
- (3) 教育相談機関の充実
いじめ・悩みごと相談マップの冊子、ポスターを作成
- (4) 長期欠席生徒選抜の実施
一般選抜に併せて実施する特別選抜の一つとして実施する。平成 26 令和 2 年度選抜においては県立高校 3 校（土肥分校、金谷、天竜高校春野校舎）で実施した。

ふじのくに i（アイ）マップの作成及び合同相談会の開催

(社会教育課)

(概要)

困難を有する子ども・若者を支援するため、「ふじのくに i（アイ）マップ（以下 i マップ）」作成による情報提供や「合同相談会」の開催に取り組んでいる。

1 i マップ

○ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者やその家族の支援に関わっている県内の支援団体・相談機関等を掲載したリーフレットを作成・配布し、多様な支援情報を提供

<掲載団体>

公的支援団体 21、民間支援団体 71 計 92 団体

<配布等>

- ・困難を有する子ども・若者に必要な情報を届けるため、生徒指導担当者や養護教諭などの学校関係者、社会福祉協議会を中心に周知し、配布
- ・県ホームページにより公開

3 合同相談会

○ i マップに掲載する支援団体等がブースを設置し、個別相談を実施

○ 支援団体等が一堂に会することで、それぞれの悩みに応じた相談先を探す機会を提供

地域	令和 2 年度（実績）			令和 3 年度（予定）	
	参加団体	来場者	相談件数	日 程	会 場
伊豆	14	48	55	8 月 21 日(土)中止	沼津市第五地区センター
東部	35	95	140	9 月 4 日(土)	富士市教育プラザ
中部	20	126	112	7 月 17 日(土) 8 月 28 日(土)中止	静岡市教育センター
西部	35	133	195	10 月 2 日(土)	浜松市浜北文化センター
計	104	402	502		

<主な相談内容>

- ・ 定時・通信制高校及び専修学校への進学に関する相談
- ・ 不登校、ひきこもり、発達障害等に関する相談
- ・ 就労に関する相談
- ・ 学習・その他抱える困難に関する相談

など

(参考) ふじのくにiマップ(抜粋)

静岡県子供・若者支援機関マップ 2020 【ver.2.1】

ふじのくにiマップ



ニート・ひきこもり・不登校などで悩んでいる子供・若者やその家族の支援に関わっている、静岡県内の支援団体・相談機関等を紹介します！

※iマップの「i」は、【Information (情報)】、【私(1)】、【愛】、【出会い】を意味しています。
※民間の支援団体と国・県・市町等が設置した公的支援機関に分類して掲載しています。
※令和3年1月現在の情報に基づいて作成しています。更新情報は、県ホームページに掲載します。
※県ホームページからダウンロードできます。

ふじのくにiマップ 検索



静岡県(静岡県子ども・若者支援ネットワーク)

民間支援団体の紹介

ニート・ひきこもり・不登校・発達障害・外国人・中・高校中退・中卒者・通所制高校生(学習支援)・フリースクール・本マップでは、(不登校の小中学生を対象として、学習や体験活動等を行い、居場所を提供する取組)とします。
【QRコード】 支援団体のホームページにリンクします。

相談・居場所・就労支援

- 1 不登校解決相談所**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
様々な理由により不登校やひきこもりになってしまった本人、家族と一緒に、不登校の解決(学校復帰と登校継続)に向けて、主に訪問支援を実施。保護者のカウンセリング等の相談にも対応。公認心理師であるカウンセラーが相談・指導を行う。
・ 裾野市 1081-14
080-9114-8318
futokoku@futokokuaikeits.jp
http://futokokuaikeits.jp
- 2 NPO法人臨床心理オフィス Beサポート**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
臨床心理士の臨床経験が豊富な資格者によって、不登校、カウンセリングや各種心理療育(認知行動療法CBTなど)、性格特性や発達障害、精神疾患などの把握のために心理療育を実施。医療や福祉、学校の連携も、30分～100分(平日)のみの対応。
・ 裾野市 29-11 電話 054-201-0555
055-925-1701
be-support@npo.be.jp
https://be2011.jmdo.com/
- 3 NPO法人 青少年就労支援ネットワーク静岡**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
働くことと困難を抱えるすべての方を対象に、ボランティアサポーターによる個別の就労支援を行う。個別相談を依頼。就労支援セミナーや就労支援サロンの実施。就労支援の準備、就労の支援等を実施。
・ 静岡市清水区 223 清水テルサ 2F
054-331-7555
ssnsn@npo.ssns.jp
http://www.ssns.jp
- 4 NPO法人 トリプルエス**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
児童虐待防止活動を中心に、発達障害・虐待・不登校・不登校の解決(学校復帰と登校継続)に向けて、主に訪問支援を実施。保護者のカウンセリング等の相談にも対応。公認心理師であるカウンセラーが相談・指導を行う。
・ 静岡市清水区 2-8-28
090-3455-2257
mail@ess-triple.com
http://www.ess-triple.com
- 5 心理カウンセリング 想月**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
心理カウンセラーの経験豊富な資格者によって、不登校、カウンセリングや各種心理療育(認知行動療法CBTなど)、性格特性や発達障害、精神疾患などの把握のために心理療育を実施。医療や福祉、学校の連携も、30分～100分(平日)のみの対応。
・ 静岡市清水区 2-8-28
054-331-7555
ssnsn@npo.ssns.jp
http://www.ssns.jp
- 6 NPO法人 サンフォレスト**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
ひきこもりを中心とした困難を抱える青少年、成人を支援。不登校、ひきこもり、発達障害等の方に対する、相談・訪問・居場所・学習支援・就労支援・社会参加支援・家族支援等を実施。月・木 13:00～17:00 受付。
・ 静岡市清水区 1-9-16
054-287-2639
sun_forest@outlook.jp
http://sunforest.amebaownd.com
- 7 一般社団法人 日本CL建設的な生き方学会**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
不登校やひきこもり、働くことと困難を抱える子供・若者のサポートを行う。就労支援等を実施。不登校、ひきこもり、発達障害等の方に対する、相談・訪問・居場所・学習支援・就労支援・社会参加支援・家族支援等を実施。月・木 13:00～17:00 受付。
・ 静岡市清水区 2-8-28
090-3455-2257
mail@ess-triple.com
http://www.ess-triple.com
- 8 NPO法人 静岡県教育フォーラム**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
児童虐待防止活動を中心に、発達障害・虐待・不登校・不登校の解決(学校復帰と登校継続)に向けて、主に訪問支援を実施。保護者のカウンセリング等の相談にも対応。公認心理師であるカウンセラーが相談・指導を行う。
・ 静岡市清水区 2-8-28
090-3455-2257
mail@ess-triple.com
http://www.ess-triple.com
- 9 NPO法人 もみの木**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
不登校やひきこもり、働くことと困難を抱える子供・若者のサポートを行う。就労支援等を実施。不登校、ひきこもり、発達障害等の方に対する、相談・訪問・居場所・学習支援・就労支援・社会参加支援・家族支援等を実施。月・木 13:00～17:00 受付。
・ 静岡市清水区 2-8-28
090-3455-2257
mail@ess-triple.com
http://www.ess-triple.com
- 10 多目的スペース「源・百花春」**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
不登校やひきこもり、働くことと困難を抱える子供・若者のサポートを行う。就労支援等を実施。不登校、ひきこもり、発達障害等の方に対する、相談・訪問・居場所・学習支援・就労支援・社会参加支援・家族支援等を実施。月・木 13:00～17:00 受付。
・ 静岡市清水区 2-8-28
090-3455-2257
mail@ess-triple.com
http://www.ess-triple.com
- 11 一般社団法人 ダイジョブ・プロジェクト**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
社会人として働くことと困難を抱える子供・若者のサポートを行う。就労支援等を実施。不登校、ひきこもり、発達障害等の方に対する、相談・訪問・居場所・学習支援・就労支援・社会参加支援・家族支援等を実施。月・木 13:00～17:00 受付。
・ 静岡市清水区 2-8-28
090-3455-2257
mail@ess-triple.com
http://www.ess-triple.com
- 12 基礎屋**
【不・不・不】(小・中学生・家族)
発達障害や不登校、その他の困難を抱える子供・若者のサポートを行う。就労支援等を実施。不登校、ひきこもり、発達障害等の方に対する、相談・訪問・居場所・学習支援・就労支援・社会参加支援・家族支援等を実施。月・木 13:00～17:00 受付。
・ 静岡市清水区 2-8-28
090-3455-2257
mail@ess-triple.com
http://www.ess-triple.com

民間支援団体 掲載リスト

ニート・ひきこもり・不登校・発達障害・外国人・中・高校中退・中卒者・通所制高校生(学習支援)・フリースクール・本マップでは、(不登校の小中学生を対象として、学習や体験活動等を行い、居場所を提供する取組)とします。
【QRコード】 支援団体のホームページにリンクします。

通番	主な支援内容 による区分	団体名称	対応可能な 対象者の状況	備考	対象年代等	所在地
1	不登校解決相談所	不登校解決相談所	ひきこもり	主に訪問	小～中学生、家族	裾野市
2	NPO法人 臨床心理オフィス Beサポート	NPO法人 臨床心理オフィス Beサポート	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	沼津市
3	NPO法人 青少年就労支援ネットワーク静岡	NPO法人 青少年就労支援ネットワーク静岡	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
4	NPO法人 トリプルエス	NPO法人 トリプルエス	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
5	心理カウンセリング 想月	心理カウンセリング 想月	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
6	NPO法人 サンフォレスト	NPO法人 サンフォレスト	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
7	一般社団法人 日本CL建設的な生き方学会	一般社団法人 日本CL建設的な生き方学会	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
8	NPO法人 静岡県教育フォーラム	NPO法人 静岡県教育フォーラム	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
9	NPO法人 もみの木	NPO法人 もみの木	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
10	多目的スペース「源・百花春」	多目的スペース「源・百花春」	不登校	主に訪問	未就学児～20代、家族	静岡市清水区
11	一般社団法人 ダイジョブ・プロジェクト	一般社団法人 ダイジョブ・プロジェクト	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
12	基礎屋	基礎屋	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
13	KUの置ひきこもり家族会連合会浜松 NPO法人 てくてく	KUの置ひきこもり家族会連合会浜松 NPO法人 てくてく	不登校	主に訪問	高校生以上、家族	浜松市南区
14	子ども育ちレスキューネット	子ども育ちレスキューネット	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	浜松市南区
15	はままつチャイルドライン	はままつチャイルドライン	不登校	主に訪問	小学生～18歳	非公開
16	公益財団法人 静岡県国際交流協会	公益財団法人 静岡県国際交流協会	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
17	公益財団法人 浜松国際交流協会	公益財団法人 浜松国際交流協会	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	浜松市清水区
18	KHJ静岡県いっしょ会	KHJ静岡県いっしょ会	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
19	紅色たまご	紅色たまご	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	静岡市清水区
20	不登校を考える会掛川	不登校を考える会掛川	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	掛川市
21	現ネットほたる	現ネットほたる	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	浜松市清水区
22	静岡県LQ発達障害児・若者支援の会 きんもくせい	静岡県LQ発達障害児・若者支援の会 きんもくせい	不登校	主に訪問	未就学児～、家族	非公開
23	(NPO法人) リバリュー・ヒューマンサポート	(NPO法人) リバリュー・ヒューマンサポート	不登校	主に訪問	小学生～、家族	三島市
24	NPO法人 発達障害者支援センター	NPO法人 発達障害者支援センター	不登校	主に訪問	小学生～、家族	沼津市
25	発達支援教室 アルファ	発達支援教室 アルファ	不登校	主に訪問	小学生～、家族	富士市
26	NPO法人 コスモスクール未来(富士校)	NPO法人 コスモスクール未来(富士校)	不登校	主に訪問	小学生～、家族	富士市
27	一般社団法人 フリースクールつくし	一般社団法人 フリースクールつくし	不登校	主に訪問	小学生～、家族	富士市
28	NPO法人 コスモスクール未来(静岡)	NPO法人 コスモスクール未来(静岡)	不登校	主に訪問	小学生～、家族	静岡市清水区
29	学習支援室あ	学習支援室あ	不登校	主に訪問	小学生～、家族	静岡市清水区
30	一般社団法人 静岡学習支援ネットワーク	一般社団法人 静岡学習支援ネットワーク	不登校	主に訪問	小学生～、家族	静岡市清水区
31	公益財団法人 こども教育支援財団 東京志志学園 静岡分室	公益財団法人 こども教育支援財団 東京志志学園 静岡分室	不登校	主に訪問	小学生～、家族	静岡市清水区
32	NPO法人 発達障害児発達支援 NPOはく	NPO法人 発達障害児発達支援 NPOはく	不登校	主に訪問	小学生～、家族	静岡市清水区
33	松浦塾	松浦塾	不登校	主に訪問	小学生～、家族	静岡市清水区

公的支援団体の紹介

- 1 静岡県総合教育センター 教育相談**
【静岡市清水区 498】 0587-24-9738
不登校、非行など学校や家庭で悩んでいる子どもや保護者、人との関わりなどの相談や悩み、また、発達障害などの相談を受けることができます。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 498】 0587-24-9738
【静岡市清水区 498】 0587-24-9738
【静岡市清水区 498】 0587-24-9738
- 2 「ステップ バイ ステップ」**
【静岡市清水区 498】 0587-24-9738
不登校の小中学生を対象として、市町の協力により、学習の機会を提供しています。大中学生や成人の学習支援センターと連携し、県内各大学に相談窓口があります。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 498】 0587-24-9738
【静岡市清水区 498】 0587-24-9738
【静岡市清水区 498】 0587-24-9738
- 3 青少年交流スペース「アンドンテ」**
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
高校生や大学生が30歳未満でひきこもりや不登校、発達障害で悩んでいる青少年やその家族の相談や悩み、また、発達障害などの相談を受けることができます。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
- 4 静岡県ひきこもり支援センター**
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
不登校の小中学生を対象として、市町の協力により、学習の機会を提供しています。大中学生や成人の学習支援センターと連携し、県内各大学に相談窓口があります。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
- 5 児童相談所**
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
不登校の小中学生を対象として、市町の協力により、学習の機会を提供しています。大中学生や成人の学習支援センターと連携し、県内各大学に相談窓口があります。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
- 6 静岡県健康福祉センター**
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
不登校の小中学生を対象として、市町の協力により、学習の機会を提供しています。大中学生や成人の学習支援センターと連携し、県内各大学に相談窓口があります。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
- 7 発達障害者支援センター**
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
不登校の小中学生を対象として、市町の協力により、学習の機会を提供しています。大中学生や成人の学習支援センターと連携し、県内各大学に相談窓口があります。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
- 8 静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ**
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
不登校の小中学生を対象として、市町の協力により、学習の機会を提供しています。大中学生や成人の学習支援センターと連携し、県内各大学に相談窓口があります。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
- 9 静岡県精神保健福祉センター**
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
不登校の小中学生を対象として、市町の協力により、学習の機会を提供しています。大中学生や成人の学習支援センターと連携し、県内各大学に相談窓口があります。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
- 10 少年サポートセンター (静岡県警察本部)**
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
不登校の小中学生を対象として、市町の協力により、学習の機会を提供しています。大中学生や成人の学習支援センターと連携し、県内各大学に相談窓口があります。平日 9:00～17:00 受付。
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800
【静岡市清水区 1-11 県立大静岡校舎内】 054-255-0800

外国人児童生徒の就学

(義務教育課)

1 就学についての基本的な考え方

就学義務がないだけで、基本的に日本の児童生徒と同様の扱いをする。

- ・「外国人児童生徒教育の充実について」（平成18年6月22日付け文科初第368号所長中等教育局長通知）
- ・「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」（平成24年7月5日付24文科初第388号初等中等教育局長通知）
- ・「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」（平成31年3月15日付30文科教第582号初等中等教育局長通知）

2 外国人児童生徒の就学について

(1) 外国人児童生徒の編入学について

ア 年齢相当学年に編入

イ 日本語能力などの諸般の事情から教育的配慮が必要な場合には、「一時的」に年齢相当の学年以下で学習させることも可能。この場合の「一時的」とは、相当年齢の学年に編入させ、日本語教育など適応指導時だけ他の学年（下の学年）で学習させること。

ウ 保護者及び本人が下学年への編入を強く希望し、市町教育委員会が妥当と認めた場合は、1学年を限度に認めることとする。（学齢超過者は中3）その際、日本には「飛び級」の制度がないこと、卒業時には学齢を超過すること、中学校を卒業しないと高校入試は受けられないこと等について十分に理解を図っておく必要がある。

(2) 外国籍の児童生徒の転学

同一市町の小中学校または他の市町の小中学校に異動した場合については、転学、転入学扱いとする。

3 外国人児童生徒の就学状況

(1) 「令和元年度・令和2年度 外国人の子供の就学実態調査（追跡調査含む）結果」より

	A	B	C	D	Dの内訳 (5月1日時点)				Dの内訳 (12月末時点 追跡調査後)			
	住基登録者	諸学校 義務教育	外国人 学校等	対象者数 調査等	不就学	転居・出国	調査済不明	未調査	就学	不就学	転居・出国	調査済不明
令和元年度	4055	3160	301	594	78	94	326	96	287	58	146	103
令和2年度	4184	3476	383	325	76	123	47	79	95	60	159	11

(2) 「不就学ゼロ」に向けた取組（多文化共生推進本部プロジェクトチーム）

ア 就学状況の把握や多言語リーフレットや自動翻訳機を活用した就学案内等、各市町の取組を支援

イ 各市町対象の研修・説明会等における情報共有、対応スキルの普及

ウ 市町教育委員会及び多文化共生担当課に対し、聞き取り調査をすることで、取組状況や就学促進に向けた課題等の把握

4 定住外国人の子どもの就学支援事業（虹の架け橋事業）

	関係市町	実施主体
志太教室	焼津市・藤枝市・吉田町	NPO 法人
小笠菊川教室	菊川市・御前崎市・掛川市	日本インターネットスクール協会

5 令和3年度の実施計画

- (1) 就学促進に向けた家庭訪問等での自動翻訳機の活用
- (2) 外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議等における情報提供
- (3) 令和3年度就学状況調査（文部科学省調査）及び就学状況追跡調査（県調査）の実施

6 令和2年度の実績

- (1) 就学状況調査の実施

調査方法

①就学状況実態調査	令和2年5月1日時点での各市町の外国人の子供の就学状況の実態を調査
②就学促進の実施	就学状況実態調査により判明した調査等対象者に対する就学の促進
③就学状況追跡調査	調査等対象者となった外国人の子供一人一人について、就学促進を行った結果（令和2年12月25日時点での状況）の報告

- (2) 市町教育委員会訪問による協議

訪問市町	訪問日	参加者	課題等
磐田市	8月27日 (木)	県教育委員会義務教育課担当 県多文化共生課担当 磐田市教育委員会学校教育課担当 磐田市地域づくり応援課担当	促進のための人員不足 保護者への啓発
清水町	8月31日 (月)	県教育委員会義務教育課担当 県多文化共生課担当 清水町教育委員会教育総務課担当 清水町産業観光課担当	促進のための人員不足 保護者への啓発

- (3) 帰国・外国人児童生徒等教育連絡協議会

不就学に関する研究を進めている小島祥美准教授（東京外国語大学多言語多文化共生センター）を招聘し、講演を実施した。

＊演題「誰一人取り残さない！外国人の子どもの不就学ゼロをめざして」

日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援体制

(義務教育課)

1 現状

県内小・中学校の在籍外国人児童生徒数（政令市を除く）

(令和3年5月1日調べ () 内は前年度比)

区分	小学校		中学校		計	
	外国籍	日本籍	外国籍	日本籍	外国籍	日本籍
外国人児童生徒数	2,376(+81)	629(+20)	1,078(+28)	343(-25)	3,454(+109)	972(-5)
	3,005(+101)		1,421(+3)		4,426(+104)	
要日本語指導	1,674(+88)	156(+18)	580(+26)	55(+1)	2,254(+114)	211(+19)
特別の教育課程	1,329(+114)	107(+18)	441(-5)	31(+2)	1,770(+109)	138(+20)

- ・在籍総数は増加傾向にあり、対応が必要な言語の数も増えている。
- ・散在化が進み、少人数在籍校が増加している。
- ・日本国籍を有していながら、日本語指導が必要な児童生徒が増加している。

2 令和3年度の実施計画

- (1) 国の措置による加配教員の活用（拠点校の設置）
- (2) 外国人児童生徒トータルサポート事業
- (3) 研修等の充実
 - ・外国人児童生徒教育担当者等研修会
 - ・帰国・外国人児童生徒等教育連絡協議会
- (4) 日本語指導を必要とする子ども支援事業
 - ・「やさしい日本語」研修会の開催
 - ・自動翻訳機の活用

3 令和2年度の実績

- (1) 国の措置による加配教員の活用（拠点校の設置）

	静東教育事務所管内		静西教育事務所管内		計
	小学校	中学校	小学校	中学校	
配置校数	8校	2校	32校	15校	57校
配置人数	8人	2人	38人	16人	64人

- (2) 外国人児童生徒トータルサポート事業

外国人児童生徒相談員	静東（6人）	静西（9人）
外国員児童生徒スーパーバイザー	静東（1人）	静西（1人）
日本語指導コーディネーター	静東（2人）	静西（2人）

- (3) 研修等の充実
 - ・外国人児童生徒教育担当者等研修会
 - ・日本語指導が必要な児童生徒支援研修会
 - ・帰国・外国人児童生徒等教育連絡協議会
- (4) 日本語指導を必要とする子ども支援事業
 - ・日本語指導のための教員（非常勤講師）の配置
 - ・「やさしい日本語」研修会の開催
 - ・自動翻訳機の活用
 - ・外国人の子ども支援員養成講座の開催

外国人生徒みらいサポート事業

(高校教育課)

1 趣旨

人口減少で労働力不足が顕在化し、若年層の県外流出の一方で外国人転入が増加している現状を踏まえ、県が推進する「外国人材の活躍の推進に向けた支援施策」の一環として、外国人材育成の観点から実施する。

2 事業内容

外国にルーツを持つ生徒が、将来の進路に希望をもって学習に取り組むため、キャリアコンサルティング技能士及び日本語コーディネーターを支援対象校に巡回派遣し、生徒個々の状況に応じた支援を行う。

3 令和3年度事業計画（予算額 15,300 千円）

業務実施体制及び業務内容（委託事業として実施）

区分	主な支援内容	実施規模
キャリアコンサルティング技能士	- 個々の生徒の状況に応じた個別の支援プランの作成 - 個別支援プランをもとに学校と連携して生徒のキャリア形成を支援 - 企業情報の収集及び情報提供	3 人 (巡回派遣)
日本語コーディネーター	- 生徒の日本語能力に応じた日本語学習内容を決定 - キャリアコンサルティング技能士と連携し個別の支援プランの作成	3 人 (巡回派遣)
日本語学習講座	- 日本語能力検定試験の取得を目指した日本語学習 - ビジネス日本語能力に特化した日本語学習	会場：支援対象校 各会場 10 回程度の実施

4 令和2年度実績（決算額 14,299 千円）

業務実施体制及び業務内容（委託事業として実施）

令和2年度当初予算額 15,300 千円 9月補正（▲1,000 千円）契約実績による減額
支援校 全日制 13 校・44 人 定時制 9 校 107 人 計 22 校 151 人

地区	支援校	全日制	定時制
東部	8 校 15 人	7 校 12 人	1 校 3 人
中部	3 校 19 人	1 校 4 人	2 校 15 人
西部	11 校 117 人	5 校 28 人	6 校 89 人
合計	22 校 151 人	13 校 44 人	9 校 107 人

※全日、定時ともにある場合は2校としてカウント

・日本語講座実施回数 260 回 ・キャリア支援実施回数 304 回

5 成果と課題

(1) 成果

- ・日本語の理解が進むのと同時に、進路に対して前向きに考えられるようになった。
- ・日本語能力試験への興味が深まり、挑戦しようとする積極性が見える。
- ・生徒が明るくなった。
- ・授業内容がより理解でき、成績が向上した。

(2) 課題

- ・勤務時間や家庭の事情により支援を行う時間が左右される。
- ・短期的な結果を求めないで長いスパンでの支援の必要がある。
- ・支援時間が始業前や放課後に限定されてしまう。
- ・支援を年度の早い時期から実施できるようにする。
- ・保護者の意識改革のための働きかけ。

特別支援教育の概要

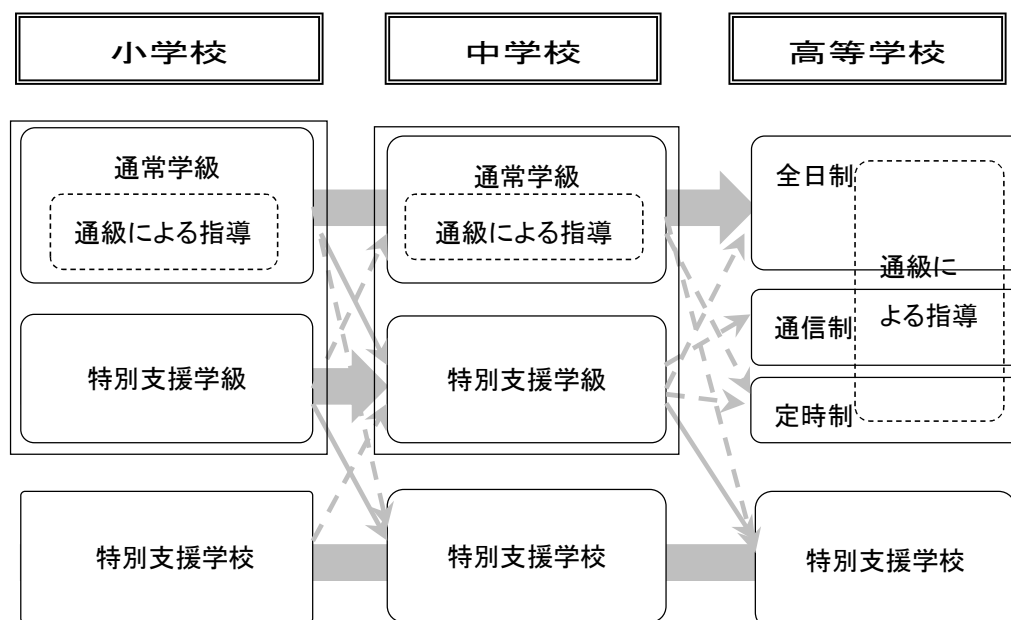
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

1 特別支援教育の理念

- ・「特別支援教育」は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施される。
- ・学校教育法の改正により、平成 19 年 4 月 1 日から開始された。
- ・特別支援教育は、文部科学省の通知において「障害のある幼児児童生徒への教育に留まらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つ」とうたわれている。

2 実施形態

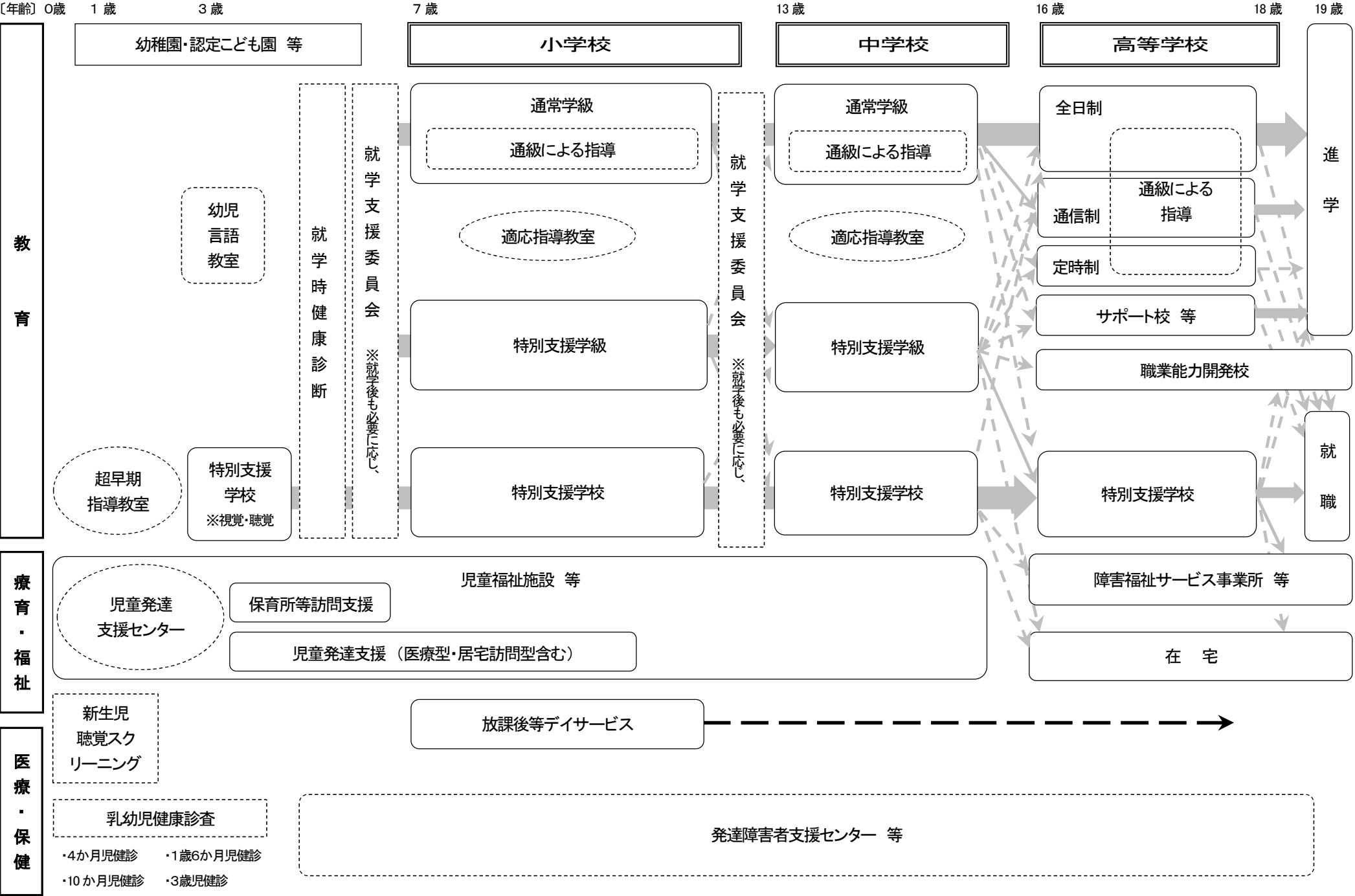
特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級での指導をはじめ、「特別支援学校」や「特別支援学級」、通級による指導など、様々な形で実施されている。



特別支援教育における教育形態

	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
概要	障害児を対象とした学校。 幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、学習上・生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする	幼稚園、小・中学校、高校等において、障害による学習上・生活上の困難を克服するための教育を行うため、必要に応じて特別に編制された少人数の学級	通常の学級に在籍し、各教科等の指導を受けながら、一定時間障害の状態に応じた特別な指導を受けることができる教室
対象者 右の障害がある又は状態であるため、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒	①視覚障害、②聴覚障害、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱 ・複数の障害があったり、医療的ケア(経管栄養、痰の吸引、導尿、気管カニューレの管理、酸素吸入)を必要とする児童生徒もいる	①視覚障害(弱視)、②聴覚障害(難聴)、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱及び身体虚弱、⑥言語障害、⑦自閉症・情緒障害	①視覚障害(弱視)、②聴覚障害(難聴)、③肢体不自由、④病弱及び身体虚弱、⑤言語障害、⑥自閉症・情緒障害、⑦学習障害、⑧注意欠陥多動性障害
設置場所	・独立した学校(本校)に幼稚部(本県は視覚・聴覚に設置)・小学部・中学部・高等部が設置される ・県立高校や市立小学校に併置された分校もある	・幼稚園、小・中学校、高校等の中に設置される ・本県では、市町立小・中学校に設置(高校への設置はなし)	・学校や教育センター等の中に設置された教室 ・自身が在籍する学校内の教室に通う場合(自校通級)と、他校の教室に通う場合(他校通級)がある ・本県では、市町立の小・中学校や教育センター等と県立高校、特別支援学校(聴覚)に設置
設置者	・都道府県(設置義務)及び市町村・学校法人(設置できる) ・本県では県と国立大学法人、学校法人	・幼稚園、小・中学校、高校等の設置者 ・本県では市町(小・中学校) ただし、設置がない市町もある	・小・中学校、高校、特別支援学校等の設置者 ・本県では県(高校・特支)と市町(小・中学校) ただし、設置がない市町もある
教員等配置	在籍人数により国から配当がある。 ・幼稚部:5人/1学級 ・小・中学部単一障害学級:6人/1学級 ・高等部単一障害学級 視覚・聴覚特別支援学校:8人/1学級 知的・肢体不自由・病弱特別支援学校:9人/1学級 ・重複障害学級、訪問教育:3人/1学級 ・医療的ケア対象の児童生徒のための看護師を配置。一部の学校では令和元年度から自立活動教諭として配置(藤枝・静岡中央特支)	在籍人数により国から配当がある。 ・1学級8人(1人で1学級開設の学校もあり) ・自閉症情緒の多人数学級(7,8人)を有する学校に、県から週20時間の非常勤講師を配置	在籍人数により国から配当がある。 H29から10年間で加配定数から基礎定数化に移行中 ・基礎定数:該当児童生徒13人に1人 ・加配定数:H28の加配定数から毎年1割減
卒業後の進路	・中学部卒業後は、特別支援学校高等部、高校(全日制・定時制・通信制)など ・高等部卒業後は、就職、福祉施設、進学(大学、専修学校等)など	中学校卒業後は、特別支援学校高等部、高校(全日制・定時制・通信制)、職業訓練校、専修学校等、就職など	

【特別な支援を必要とする子供に関する教育・福祉等の流れ図】



静岡県における特別支援教育の在り方

(特別支援教育課)

1 策定の経緯

静岡県の特別支援教育は、「静岡県における今後の特別支援教育の在り方について－共生・共育を目指して－」（平成17年3月報告）に基づき進められてきた。

「障害者権利条約」への署名、批准、「差別解消法」の施行、中教審の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告等、この10年に示された国の方向性を受けて見直し、新たに平成28年4月に「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－『共生・共育』を目指して－」を策定した。

2 概要

(1) 特別支援教育の基本的考え方

静岡県では、これまで実施してきた「心のユニバーサルデザイン」の視点に立つ「共生・共育」に向けた特別支援教育を推進し、社会全体に広げていくことで「共生社会」の形成を目指す。

「共生・共育」を実現するために、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた6つの視点から、各学校段階の支援を充実させる。

< 6つの視点 >

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 支援体制の整備 | ② 多様な学びの場の環境整備 |
| ③ 個に応じた指導の充実 | ④ 学校間の連携と「交流及び共同学習」 |
| ⑤ 関係機関との連携と外部人材の活用 | ⑥ 専門性の向上 |

(2) 各学校段階における特別支援教育

これまでの取組の機能の充実や向上、連携を強化する方向で推進する。

幼稚園等	①園内の支援体制の充実 ②「ことばの教室」を含め、幼稚園等と療育施設の並行通園等学びの場の柔軟な対応 ③個別の指導計画の作成 ④学齢期への確実な引継ぎ ⑤早期支援を支える関係機関支援システムの構築 ⑥幼児教育段階の専門性の向上
小・中学校	①校内の支援体制の機能の向上 ②特別支援学級、通級指導教室、通常の学級における柔軟で連続性のある学びの場の整備 ③キャリア教育の推進と柔軟な進路決定 ④幼稚園等から小学校、中学校から高等学校への確実な情報の引継ぎ ⑤相談支援体制を含めた関係機関との連携の多様性と強化 ⑥研修のさらなる充実と人事的配慮
高等学校	①校内の支援体制の機能の向上 ②特別な教育課程(通級指導)の研究 ③個別の指導計画の作成、 ④中学からの情報の確実な引継ぎ ⑤関係機関や特別支援学校との連携 ⑥特別支援教育コーディネーターを含めた全教職員の専門性向上
特別支援学校	①特別支援学校のセンター的機能として、小中学校への直接的支援からネットワークの連携の強化へ ②施設・設備の適正な規模と配置 ③障害の多様化、重複化に対応できる教育内容の充実 ④「交流及び共同学習」の組織的、計画的な実施と副次的な籍の検討 ⑤地域の支援システムへの参画 ⑥多様化する障害に対応できる専門性の向上と人事的配慮

(3) 地域における総合的な支援体制

市町における関係機関が連携して総合的な支援をする地域の支援システムが構築された現状を踏まえ、以下のとおり推進する。

乳幼児から生涯にわたる一貫した総合的な支援として、地域の支援システム組織、機能の充実や、居住地における「交流及び共同学習」の副次的な籍、「交流籍」の活用を推進する。

交流籍を活用した交流及び共同学習の取組

(特別支援教育課)

1 目 的

共生社会の実現とその担い手の育成を図るために、県立特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校に交流籍名簿をとおして把握され、円滑に交流及び共同学習が行われるようにする。

2 時 期 令和元年度から全県実施

3 地 域 県内の全市町

4 内 容

(1) 「交流籍」を活用した交流及び共同学習

- ア 本人、保護者の希望の聴取と、交流籍校との申請、承認
- イ 県立特別支援学校と交流籍校と協議の上での計画の立案、事後の報告書の提出
- ウ 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の取組の分析

(2) 交流籍名簿の作成と活用

- ア 県立特別支援学校在籍児童生徒の名簿に交流籍校を加え作成
- イ 新入生、転入生については就学支援資料に交流籍校を記載
- ウ 県立特別支援学校、県教育委員会、教育事務所、市町教育委員会、小中学校で名簿による情報を把握

(3) 事業の理念の周知と理解

- ア 保護者や地域への理解を図る資料の作成と配布
- イ ガイドブック及び概要版を小中学校、特別支援学校への配付（内容は、取組の目的、手続き、事例等で構成）
- ウ 講演会の実施（令和元年7月）
- エ オンラインオリエンテーションの実施（令和3年4月から令和4年2月末日まで）
 - ・対象：小・中学校及び義務教育学校管理職及び特別支援教育コーディネーター
 - ・研修方法：eラーニングシステムを利用した動画閲覧による研修

医療的ケア実施のための体制整備

(特別支援教育課)

1 目的

県立特別支援学校において、医療的ケアが安全で適切に行われるよう、教育・医療・福祉等の関係機関等の連携による組織体制を整える。

2 内容

(1) 医療的ケア運営協議会の設置及び活動

構成員	教育関係（実施校の特別支援学校長 17 人、養護教諭代表 1 人） 医療関係（医師 3 人、看護師 1 人） 福祉関係（健康福祉部障害者支援局長 1 人）、保護者代表（2 人）
主な協議内容	医療的ケア実施体制の充実等
検討会委員会の設置	人工呼吸器による医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者の学校付き添い負担を軽減するために、人工呼吸器の管理を安全かつ適切に実施するための諸条件について整理し、医療的ケア運営協議会に提案する。（第1回検討会：令和3年8月5日）

(2) 看護師の配置

- ・看護師業務に従事する特別非常勤講師として、看護師を配置する。
- ・看護師は日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の医療的ケアを担当するとともに、たんの吸引や経管栄養の医療的ケアを行う教職員に対し指導・助言する。

配置状況	令和2年度（R2.5.1現在）	令和3年度（R3.5.1現在）
幼児児童生徒数	196	192
看護師配置	56	56

看護師配置基準	基本配置	・医療的ケアを実施する特別支援学校に、各1人の看護師を配置 ・対象幼児児童生徒が10人を超えるごとに、1人を追加配置 ・全幼児児童生徒の医療的ケア数が30を超える場合は、校外学習・医療的ケア研修担当の看護師1人を追加配置
	加配条件	・看護師による吸引を1時間に1回以上必要とする対象幼児児童生徒5人に対して1人を加配 ・全対象幼児児童生徒が10人を超える場合は、配置される看護師1人当たりの担当幼児児童生徒数が5人を下回らない範囲で加配 ・看護師1人あたりの吸引を1時間に1回以上の対象幼児児童生徒が3人になるごとに1人を加配 ・看護師1人あたりの医療的ケア数が15になるごとに1人を加配

(3) 看護師資格を有する教諭（以下「自立活動教諭」という）の配置

- ・看護師経験を生かした医療的ケアに関する業務を行う。学校の医療的ケア体制の運営や充実に関する業務を中心に行い、看護師の補助的な役割として、医療的ケアを実施する。

(4) 担当者連絡会の設置（運営協議会の下部組織として設置）

- ・実施校の中心的な役割を担う養護教諭1名、教諭1名で構成する。ただし、自立活動教諭が配置されている学校は、自立活動教諭を含めた教諭3人とする。
- ・主な活動内容 実施状況及び成果、課題の報告、校内体制、研修の充実等

(5) 校内委員会の設置

- ・特別支援学校において、医師、看護師、教諭、養護教諭、自立活動教諭等関係者で構成し、校内実施体制の整備に努める。

(6) 看護師及び教員に対する研修の実施

3 学校における医療的ケアの今後の対応について（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、平成31年3月）

(1)医療的ケア児の「教育の場」	(2) 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方
(3)教育委員会における管理体制の在り方	(4)学校における実施体制の在り方
(5)認定特定業務従事者による特定行為の実施に関する留意事項	(6) 特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項
(7)医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断	(8) 研修機会の提供
(9) 校外における医療的ケア	(10)災害時の対応

4 静岡県医療的ケアガイドラインについて

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が年々増加し、市町小中学校にも在籍するようになった。静岡県として医療的ケア実践体制の指針を示すため、令和3年3月にガイドラインを作成した。

5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布、9月18日施行）

法律制定を受けた国の動きにも注視しつつ、保護者の負担軽減に向けた具体的対応を検討していく。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業

(障害福祉課)

1 事業目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療、福祉等の各種支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成する研修を実施する。

また、医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了者等を対象にスキルアップのための研修を実施し、現場で実践できる支援スキルの向上をはかるとともに、各圏域で障害福祉事業に核となって取り組む人材を発掘・育成する。

※医療的ケア児等…人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等

2 事業内容（R3当予算：1,900千円）

区 分		内 容
医療的ケア児等コーディネーター養成研修	実 施 法	・国運営要領に示されたカリキュラム ・(福)小羊学園へ委託 ・県内1会場
	研 修 対 象 者	・相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者 ・令和3年度受講予定 80人程度
	研 修 内 容	・講義 2日（医療的知識や支援方法の習得） ・演習 2日（支援計画の作成及びグループワーク）
医療的ケア児等コーディネータースキルアップ研修	実 施 法	・本県独自のカリキュラムを毎年編成 ・(福)小羊学園へ委託 ・県内1会場
	研 修 対 象 者	・医療的ケア児等Co養成研修修了者(50人程度)
	研 修 内 容	・講義、演習、パネルディスカッション 等(1日) ・毎年の情勢や県内に共通する課題等をテーマに実施 ・支援員の継続的なスキル向上の場を確保

3 事業背景

(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

- ・医療的ケア児等が地域で安心して生活するためには、医療、福祉等の各種支援を活用する必要があり、各種支援を総合的に調整する者（コーディネーター）を養成する必要がある。
- ・平成30年報酬改定により、相談支援事業所の加算要件に本研修の受講が対象となっている。
- ・平成23年度から実施してきた「重症心身障害児（者）対応ケアマネジメント従事者養成研修」を、平成30年度から医療的ケア児等コーディネーターを養成する国のカリキュラムに見直して実施。

(2) 医療的ケア児等コーディネータースキルアップ研修

- ・養成研修のカリキュラムは医療的ケア児に関する全国共通の「療育、支援、環境」といった最低限のもの。「地域」「生活」との結び付きが不足している。
- ・重症心身障害児者対応ケアマネジメント従事者養成研修を廃止に伴い、支援員の継続的なスキル向上の場が無い。

※参考

重症心身障害児（者）対応ケアマネジメント従事者養成研修（H23～29年度）

- ・講義5日（ベーシック2日、合同1日、スキルアップ2日）
- ・サービスを総合的にプラン化する人材の養成

4 年度別養成実績（単位：人）

区分	H30	R1	R2	計
養成研修	85	50	38	173
スキルアップ研修	—	38	中止(コロナ)	38

5 第2期静岡県障害児福祉計画における活動指標

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置目標人数

区分	配置人数（人）		
	R3年度	R4年度	R5年度
賀茂圏域	0	0	0
熱海伊東圏域	8	9	9
駿東田方圏域	17	17	17
富士圏域	9	10	10
静岡圏域	18	19	20
志太榛原圏域	11	12	13
中東遠圏域	20	25	29
西部圏域	35	40	45
計	118	132	143

6 相談支援事業所の加算要件

区分	加算名称	報酬	加算要件
計画相談支援	要医療児者 支援体制加算	35単位／月	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること。また、上記の者を配置している旨を公表していること。
障害児相談支援			

難病患者介護家族リフレッシュ事業

(疾病対策課)

1 概 要

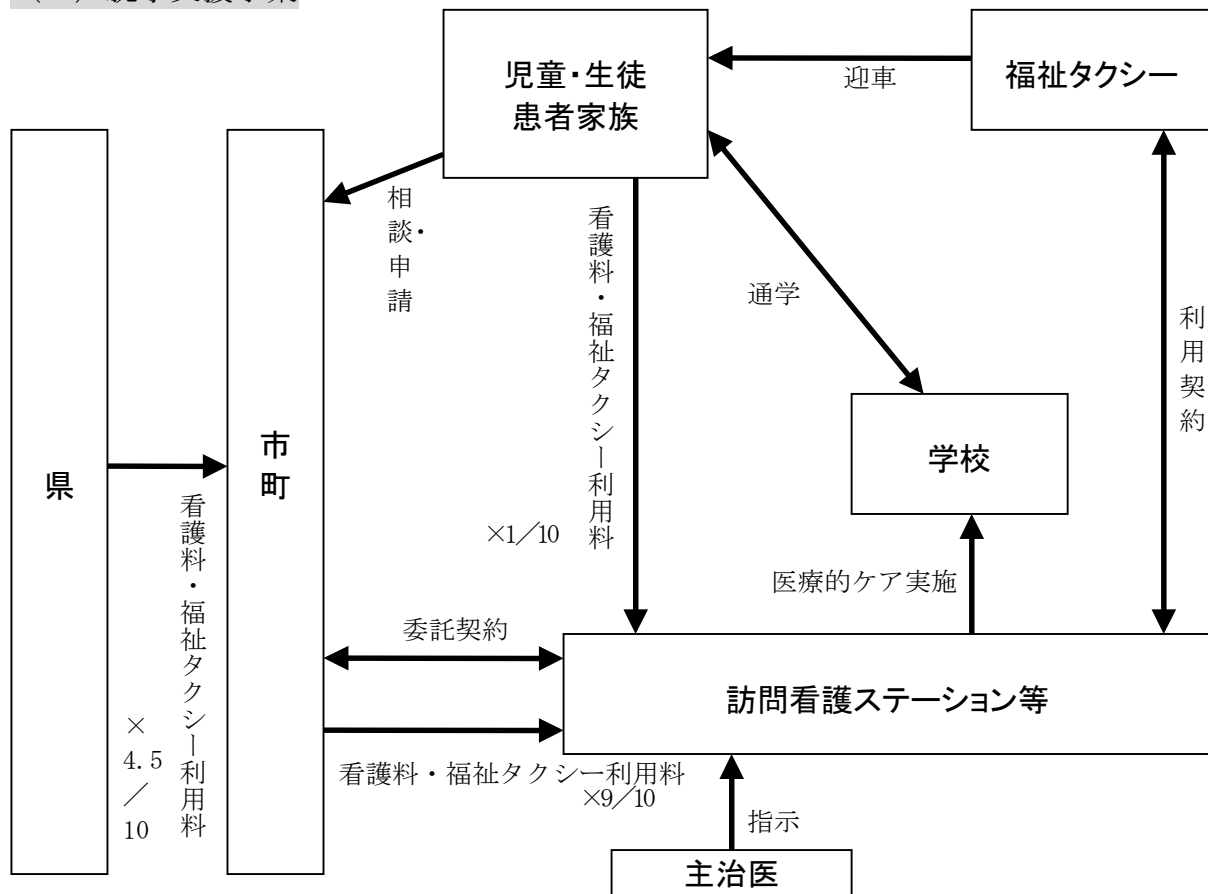
- ・在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者等の介護をしている家族を支援するため、診療報酬に基づく訪問看護に引続き滞在型の訪問看護を実施する市町を助成する。
- ・学校への送迎や在校時に児童・生徒に付き添って人工呼吸器管理等の医療的ケアを行っている保護者の負担を軽減するため、登下校時や在校時において医療的ケアを実施する市町を助成する就学支援事業を平成 27 年 1 月より創設した。

2 事業詳細

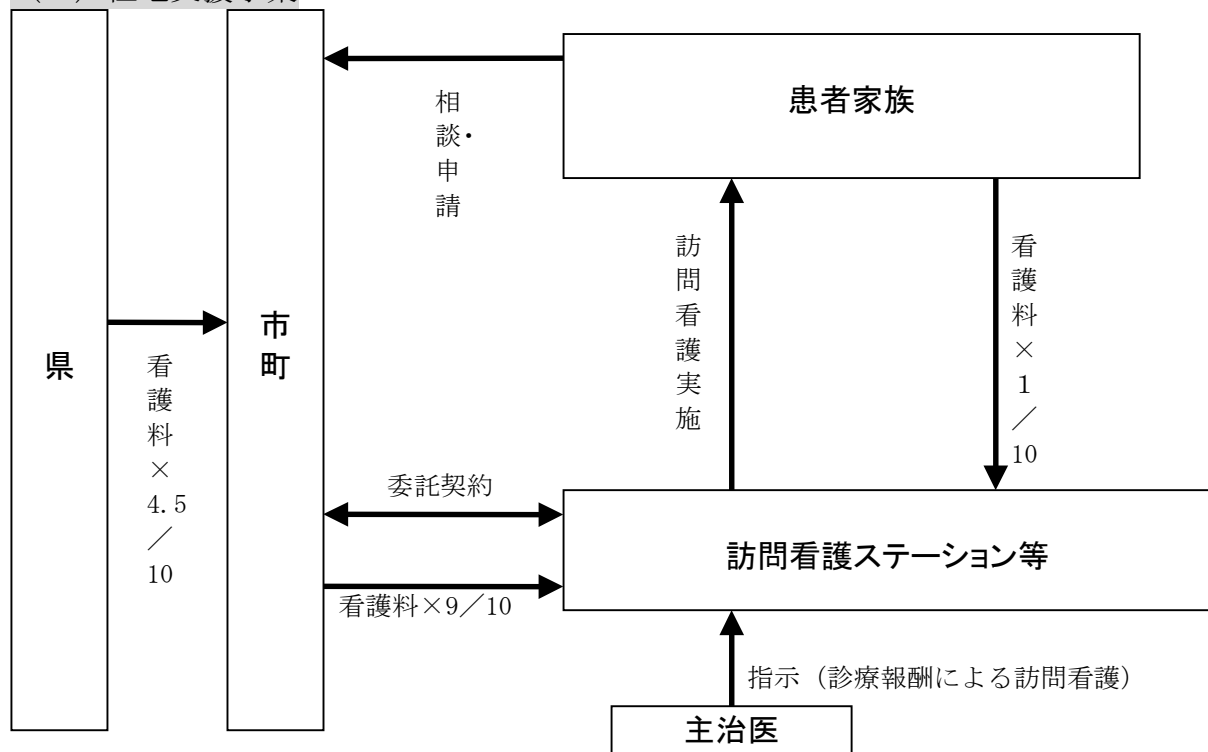
項 目	就学支援事業	在宅支援事業
現状・課題	・特別支援学校では、人工呼吸器等の動作確認や注射など医療的ケアが必要な児童・生徒が通学する場合、保護者が付き添っている。 ・特別支援学校に配置されている非常勤看護師が行える医療的ケアは、経管栄養、たんの吸引、導尿、気管カニューレの管理、酸素吸入に限定され、人工呼吸管理などの医療的ケアには対応しない。 ・特別支援学校以外にも、医療的ケアが必要なため、保護者が学校に付き添う児童・生徒がいる。	・在宅で人工呼吸器を使用している、又は気管切開で頻回に吸引が必要な特定疾患患者等を介護する家族は、昼夜の区別なく、概ね 1～2 時間ごとに痰の吸引などの医療措置や介護に従事しており、身体的、精神的負担が大きい。
目 的	学校への送迎や在校時に、人工呼吸器管理等の医療的ケアを行うために当該児童・生徒に付き添う保護者の負担を軽減	在宅で人工呼吸器を使用している、又は気管切開で頻回に吸引が必要な特定疾患患者等を介護する家族の負担を軽減
利 用 対象者	医療的ケアを必要とするが、常時又は定時、保護者等が付き添って医療的ケアを行っている小学校、中学校、特別支援学校（義務教育段階）に就学している児童生徒で、次に掲げる者 ・特定疾患患者 ・指定難病患者 ・小児慢性特定疾病児童等 ・筋ジストロフィー患者 ・重症心身障害児（者）	在宅で人工呼吸器使用、または気管切開のため頻回に吸引が必要な ・特定疾患患者 ・<u>指定難病患者（追加）</u> ・小児慢性特定疾病児童等 ・筋ジストロフィー患者 ・重症心身障害児（者）
対象経費	①学校における授業や行事に参加するに当たり、医師の指示書に基づく医療的ケア※を行うために要する経費 ※人工呼吸器動作確認 圧迫排尿 インシュリン注射 酸素吸入（酸素流量の設定を含む） 導尿（特別支援学校以外） など ②（訪問）看護師が同乗するタクシー（福祉タクシー含む）を利用した学校への送迎経費（常に医療的ケアを必要とするため、スクールバス等での通学が困難な場合）	診療報酬に基づく訪問看護（2 時間）に引続き行われる滞在型の訪問看護に要する経費

3 事業の流れ

(1) 就学支援事業



(2) 在宅支援事業



1 趣旨

社会教育委員会は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会からの諮問に応じた意見陳述等を行っている。

設 置 根 拠	・社会教育法第15条 ・静岡県社会教育委員条例(昭和25年2月14日条例第8号)
会 議	隔月1回定例会開催 その他必要に応じて臨時会開催

2 第37期社会教育委員会

委 員	12人(学校教育・社会教育・家庭教育の関係者、学識経験者)
任 期	令和2年11月1日から令和4年10月31日(2年)
諮 問 題	誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて ～全ての人が参画し、共に学び合う社会教育のあり方～
協 議 概 要	任期前半は「障害者の生涯学習」をテーマとし、第1回から第5回までの協議により、中間報告をとりまとめ

<中間報告の概要>

「障害者の生涯学習推進に向けて」

(1) 障害への視点を変えて

ア 障害に関する今日的な理解を促す

- ・障害に関する今日的な理解が重要であるが、現状では理解が進んでおらず、障害のある人の社会参加が妨げられている。
- ・理解を深めるためには、正しい知識を得ることや、教育の機会の中で多様な人との共生・協働する経験が重要である。
- ・また、障害のある人も含め、誰もが共に地域で暮らす住民同士である意識を持って、地域社会をつくることが重要である。

イ 当事者の目線から始める

- ・障害のある人も対象とする学びの場はあるが、当事者の目線で考えたとき、参加しやすい体制が整っていないことがある。
- ・学習ニーズや参加者数が限られている原因を把握する必要がある。

(2) 学びを支える場と人々

ア 連携による共に学び合う場の充実に向かう

- ・障害のある人が参加しやすい学びの場が十分ではない。
- ・場の充実に、行政と地域住民等、実効性のある連携が必要不可欠である。

イ 多様な人材を育成する

- ・障害者の生涯学習を支える人材が十分に確保されてこなかった。
- ・今後、様々な角度から学びを支える人材が必要である。

子どもの貧困対策

(こども家庭課)

1 概 要

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(H26. 1. 17 施行、R 元. 6. 19 改正) 及び「子供の貧困対策に関する大綱」(R 元. 11. 29 閣議決定) に基づき、本県の子どもの貧困対策計画を令和 2 年 3 月に改訂した。

貧困の連鎖解消のため、計画に基づき施策を着実に推進する。

2 静岡県子どもの貧困対策計画

区 分	内 容
策定方針	・ふじさんっこ応援プラン【子ども・子育て支援事業支援計画・しずおか次世代育成プラン】と一体的に策定 ・現計画の評価、静岡県子どもの生活アンケート調査の結果及び令和元年 11 月に閣議決定された新たな国大綱を踏まえて施策等を見直し
計画期間	令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）
計 画 の 体 系	ふじさんっこ応援プラン 第 4 章 施策の推進 第 3 すべての子どもが大切にされる社会の実現 2 子どもの貧困対策の充実
	(1) 教育の支援 ○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図る。 ・「学校」を窓口にした学習と生活の支援 ・地域における学習支援 ・就学支援 ・幼児教育の負担軽減と義務教育への連携
	(2) 生活の安定に資するための支援 ○困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図る。 ・支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり ・子どもの居場所づくり ・保護者の生活支援 ・親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・子どもの就労支援 ・その他の生活支援
	(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 ○保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図る。 ・保護者に対するきめ細かな就労支援 ・育児と仕事が両立できる環境の整備
	(4) 経済的支援 ○生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済的基盤を確保する。 ・生活に困窮している世帯への経済的支援 ・医療費負担への経済的支援

区 分	内 容		
数値目標	成果指標		現状値 目標値
	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	90.1%(H30)	98.5%
	子どもの居場所の数	381 か所(R1)	503 か所
	母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	44.2%(H30)	55%
	養育費の取決めをした人の割合	65.4%(H30)	70%
	活動指標		現状値 目標値
	スクールソーシャルワーカー配置人数	44 人(R1)	50 人
	生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数	29 市町(H30)	全市町
	子どもの居場所づくりセミナー参加者数	107 人(R1)	150 人
	母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	604 件(H30)	850 件
	養育費等に関する相談の利用者数	121 人(H30)	140 人

3 計画の指標の実績及び評価

(1) 成果指標

成果指標	現状値	R2	目標値
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	90.1%(H30)	集計中	98.5%
子どもの居場所の数	381 か所(R1)	377 か所	503 か所
母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	44.2%(H30)	39.8%	55%
養育費の取決めをした人の割合	65.4%(H30)	集計中	70%

- ・子どもの居場所の数については、コロナの影響により生活困窮世帯の子どもの学習支援及び放課後子供教室の一部において実施の見合わせがあったため減少となった。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率については、新型コロナウイルス感染症の影響により求人数が大幅に減少したことから、現状値を下回った。

(2) 活動指標

活動指標	現状値	R2	目標値
スクールソーシャルワーカー配置人数	44 人(R1)	45 人	50 人
生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数	29 市町(H30)	31 市町	全市町
子どもの居場所づくりセミナー参加者数	107 人(R1)	70 人	150 人
母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	604 件(H30)	447 件	850 件
養育費等に関する相談の利用者数	121 人(H30)	107 人	140 人

- ・子どもの居場所づくりセミナー参加者数は、新型コロナウイルス感染症対策として1回当たりの定員を縮減したため、目標値に到達していない。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数については、新型コロナウイルス感染症の影響により求人開拓員による企業訪問活動が制約を受けたことから、現状値を下回った。
- ・養育費等に関する相談の利用者数が現状値を下回った要因としては、コロナの影響により来場・対面型の相談に抵抗があったものと考えられる。

4 主な実施事業

(単位：千円)

区 分	内 容	R 2 当初	R 3 当初
生徒指導等 推進事業費 (義務教育課) (高校教育課)	○児童生徒が抱える様々な問題の背景に働きかけ、関係機関と連携した支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置を促進	63,724 (42,483)	66,401 (44,268)
ふじのくに型 学びの心育成 支援事業費 (地域福祉課)	○子ども健全育成支援員の配置 3人 ○生活困窮世帯の子どもに対する通所型の支援の実施 ・学習支援教室の通年開催 週1回等 ○生活困窮世帯の子どもに対する合宿型の支援の実施 ・宿泊研修施設等での学習指導や体験活動等(夏休み2回、冬・春休み各1回) ○生活困窮世帯の高校生世代へのキャリア形成支援 ・実学体験や企業での就労体験、大学見学(夏休み2回)	34,171 (16,578)	34,190 (16,634)
施設で暮らす こどもの大学 等修学支援事 業費 (こども家庭課)	○児童養護施設等入所者の大学等の修学を支援 ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・進 学 先 学校教育法に定める大学、専修学校等 ・対象期間 満20歳から20歳時に在籍していた大学等を卒業する月まで ○高校卒業時就職一時金の支給	57,500 (53,593)	55,043 (49,753)
社会的養護自 立支援事業費 (こども家庭課)	○措置終了後も引き続き支援を必要とする者に対する生活支援の実施 ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・支援内容 継続支援計画の作成、生活相談・就労相談 ほか ・対象期間 満18歳(又は20歳)から満22歳の年度末まで ○子どもの居場所づくりの取組促進 ・アドバイザー派遣による相談支援 ・子どもの居場所の担い手開拓 ・子どもの居場所を支援する「サポーター」の募集・マッチング	41,600 (20,800)	45,236 (22,618)

区 分	内 容	R 2 当初	R 3 当初
子どもの居場所応援事業費助成 (こども家庭課)	○(福)静岡県社会福祉協議会が子どもの居場所づくりの活動団体へ助成するための基金造成に要する費用に対する助成 ・補助率：10/10 ・ふるさと納税による寄附金を活用 ○団体等が行う子どもの居場所づくりの特定の事業(県が指定したプロジェクト)実施に要する経費に対する助成 ・補助率：10/10 ・クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金を補助金として交付	— (—)	14,800 (6,800)
計		196,995 (133,454)	215,670 (140,073)

5 静岡県子どもの生活アンケート調査

県内の貧困の状況にある子どもや家庭の実態を把握し、子どもの貧困対策の施策及び計画策定のための基礎資料とするため、令和元年度に、静岡県子どもの生活アンケート調査を実施した。

○調査の内容

調査対象		小学5年生2,500人及び中学2年生2,500人並びにその保護者5,000人計10,000人を無作為抽出
調査期間		令和元年7月10日から8月31日まで
調査項目	子ども	健康・生活のことについて 学校や勉強のことについて 普段感じていることについて
	保護者	世帯の状況について 子どもとの関わり、習慣について 子どもを取り巻く環境・悩みについて 各種支援・サービスについて
有効回答数(回収率)		子ども3,389件(67.8%) 保護者3,385件(67.7%)

○調査結果の概要

- ・貧困世帯の子どもは学習の理解度が低く、進学先に大学等を希望する割合が少ない。
- ・貧困世帯の子どもは規則的な生活習慣が身についておらず、自己肯定感が低い傾向がある。
- ・貧困世帯の保護者は様々な悩みを有する一方、相談相手を持たない傾向がある。
- ・貧困世帯の父親の正規職員の割合は4割に留まる。
- ・貧困世帯の1/4が過去1年間に生活費不足による借金経験がある。
- ・貧困世帯の子ども食堂等のニーズが高い。

<子どもの生活アンケート調査結果>

(子どもの調査結果)

調査項目		回答内容	回答割合(%)	
			貧困世帯	非貧困世帯
健康・生活のこと	就寝時間	決まった時間に寝る	65.5	74.8
	朝食について	毎日食べる	74.9	87.6
学校や勉強のこと	勉強の理解度	ほとんど又はだいたいわかる	59.5	70.0
	進学希望(子ども)	高校卒業後に進学を希望する	42.3	60.0
自己肯定感	普段感じていること	自分は価値がある人間だと思う	51.6	63.7

(親の調査結果)

調査項目		回答内容	回答割合(%)	
			貧困世帯	非貧困世帯
世帯の状況について	過去1年の経済的困窮経験	生活費が不足し親族や金融機関から借金をした	27.4	8.5
	父親の就労形態	正社員・正規職員の割合	39.9	78.9
子どもを取り巻く環境・悩みごと	子どもに関する悩み	しつけや教育に自信が持てない	31.9	25.7
	相談相手の有無	相談相手がいる	76.9	86.9
各種支援サービス等	利用ニーズ	子ども食堂	53.1	42.0
		学習支援	79.2	74.6

※貧困世帯と非貧困世帯の区分方法

平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)における貧困区分を準用して、貧困世帯と非貧困世帯を区分。(4人世帯の場合:可処分所得250万円以下を貧困世帯として区分)

スクールソーシャルワーカーの活用

(義務教育課・高校教育課)

I スクールソーシャルワーカー配置の目的

問題を抱えた児童生徒に対し、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーにより、生育歴や家庭環境等児童生徒を取り巻く環境を含めた包括的なアセスメントとプランニングの視点から、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

II 小・中学校の状況

1 取組の内容

(1) 市町教育委員会への配置

市町内の学校数に応じて、スクールソーシャルワーカーを配置。

スクールソーシャルワーカーは以下の職務を行う。

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- イ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員への研修活動

(2) 研修会等の開催

全スクールソーシャルワーカーを対象とした協議会・研修会を年5回開催、講演、講義、協議、配置市別個別相談等を行う。

(3) スーパーバイザーの設置

特に豊富な知識・経験を有するスーパーバイザーを県内に3人配置し、協議会等においてスクールソーシャルワーカーへの指導・助言などを行う。

2 県内の配置状況（令和3年度）

人数 46人

- ・社会福祉士、精神保健福祉士等、福祉に関する専門的な資格を有する者
 - ・福祉又は教育の分野における専門的な知識及び技術を有する者
- により構成

3 成果と課題

(1) 成果

- ・配置人数や配置時間の増加により、スクールソーシャルワーカーを含めたチーム支援が進んでおり、支援対象児童生徒数、ケース会議回数、連携した関係機関の件数が増加している。
- ・スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議の実施により、対象児童生徒が抱える問題とその背景を教職員が共有し、問題解決に向けた支援の役割分担を明確にすることができた。

(2) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について、市町により差がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保と資質の向上に向けて、スキルアップやスーパーバイズ等、より充実した支援を進める必要がある。

<平成 28～令和 2 年度の状況> ※SSW：スクールソーシャルワーカーの略

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
SSW の配置人数	33 人	36 人	40 人	45 人	45 人
1 年間で支援対象となった児童生徒	2, 206 人	2, 377 人	2, 467 人	3, 385 人	3, 194 人
1 年間で支援した問題と支援状況の上位	①不登校 (24. 5%) ②家庭環境の問題 (18. 3%) ③発達障害等に関する問題 (15. 6%)	①不登校 (22. 9%) ②家庭環境の問題 (22. 6%) ③発達障害等に関する問題 (14. 5%)	①不登校 (22. 5%) ②家庭環境の問題 (20. 4%) ③発達障害等に関する問題 (14. 3%)	①家庭環境の問題 (20%) ②不登校 (19. 5%) ③発達障害等に関する問題 (17. 4%)	①家庭環境の問題 (22. 3%) ②不登校 (18. 8%) ③発達障害等に関する問題 (16. 5%)
ケース会議の回数	927 回	977 回	1, 009 回	975 回	1, 128 回
連携した関係機関	977 件	1, 022 件	1, 017 件	1, 561 件	1, 219 件

Ⅲ 高等学校の状況

1 配置・取組の状況（令和 3 年度）

- (1) 拠点校 三島長陵高校、静岡中央高校、浜松大平台高校、富士高校、金谷高校、磐田南高校の 6 校（拠点校以外の生徒についても学校からの要請に応じて対応）
- (2) 時間数 以下の配置を基準とする（11 人で対応）
 - ・三島長陵高校、静岡中央高校、浜松大平台高校：1 校当たり週 10 時間×35 週
 - ・富士高校、金谷高校、磐田南高校：1 校当たり週 6 時間×35 週
- (3) スクールソーシャルワーカーの資格
 - ・社会福祉の専門家（社会福祉士、精神保健福祉士等）
 - ・上記に準ずる者（教育関係経験者）

2 成果と課題

(1) 現状と成果

生徒の問題行動の背景には、心の健康問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など生徒の置かれている環境の問題がある。また、近年、生徒の問題行動においては、その原因は一つではなく複数の要因が複雑に絡み合い、学校だけでは問題の解決が困難な事案も多く、積極的に関係機関と連携した対応が求められるため、各学校におけるニーズは非常に高まっており、その期待は大きい。

<相談対応実績（令和 2 年度）>

学校名	支援対象生徒数 (延人数)	教員等とのケース会議回数 (扱った事例数・実数)
三島長陵	18 人	16 回 (12 件)
静岡中央	99 人	6 回 (7 件)
浜松大平台	79 人	71 回 (55 件)

（他機関との連携が必要な事例等についてケース会議で検討）

(2) 課題

発達障害等が疑われる生徒の増加に伴い、教員では判断が難しいケースが増加しており、専門機関と連携した適切な対応が必要不可欠であることから、スクールソーシャルワーカーの更なる配置拡充が求められるが、適切な人材確保が困難なことや経費等の点で対応が難しい状況がある。

ヤングケアラーに対する取組

(こども家庭課、教育政策課)

(要 旨)

ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげるため、福祉、介護、医療、教育等、幅広い分野が連携して取組を推進する。

1 ヤングケアラーの実態（令和3年3月：国調査研究報告書より抜粋）

厚生労働省が文部科学省と連携し、全国の中高生に対して抽出調査を実施。

＜調査結果のポイント＞

区分	中学2年生	全日制高校 2年生
○世話をしている家族が「いる」と回答 ※中2：約17人に1人、高2：約24人に1人	5.7%	4.1%
○世話をしている家族は「きょうだい」が最多	61.8%	44.3%
○ヤングケアラーと自覚している子どもが約2%	1.8%	2.3%
○ヤングケアラーの認知度は「聞いたことがない」が8割超	84.2%	86.8%
○世話の頻度は「ほぼ毎日」が3～6割 ※①父母、②祖父母、③きょうだい	①37.3% ②31.9% ③57.4%	①38.5% ②44.9% ③59.6%
○平日1日あたり世話に費やす時間は、「3時間未満」が最多 ※①父母、②祖父母、③きょうだい ※一方、「7時間以上」と回答した者も1割程度存在	①45.3% ②53.2% ③43.1%	①26.4% ②53.6% ③34.6%
○「精神的・身体的なきつさ」などを感じる子どもが4割	37.6%	43.3%
○世話について相談した経験が「ない」が6割	67.7%	64.2%

※全国の中学校・高校（約1,350校）の2年生（約17万人）が対象。12,965人が回答。

2 県教育委員会の取組（令和2年度～）

（1）研修会を通じたヤングケアラーの理解促進（義務教育課、高校教育課）

スクールソーシャルワーカー対象の研修会において、ヤングケアラーの存在を周知し、各学校における共通認識の醸成と意識の向上を図っている。

（2）令和3年度版静岡県人権教育の手引きによる普及啓発（教育政策課）

令和3年度版「人権教育の手引き」に、ヤングケアラーに関する記事を掲載し、全教員へ配付したほか、人権教育担当者研修会等を活用しながら周知を図る。

3 「ヤングケアラー支援検討会議」の設置（令和3年度）

ヤングケアラーを地域全体で支え、誰ひとり取り残さない社会を実現するため、福祉、介護、医療、教育など、庁内関係所属により構成する検討会議※を設置し、可能な取組から順次実施していく。（※健康福祉部主催、教育委員会参画）

- ・静岡県内における児童生徒の状況把握（年度内に調査結果をとりまとめ）
- ・既存の福祉サービスの活用等、具体的な支援策や必要な体制整備の検討

【参考】

今後取り組むべき3つの施策（令和3年5月：厚生労働省・文部科学省報告書）

- ・「早期発見・把握」、「支援策の推進」、「社会的認知度の向上」

子どもの居場所づくりの支援

(こども家庭課)

1 要旨

食事の提供や学習支援などを行う子どもの居場所づくりは、孤立の解消、人や社会と関わる力の育成など、子どもの貧困対策として効果的な取組とされている。

こうした子どもの居場所づくりの取組を促進するため、円滑な立上げや持続的な活動に向けた支援に取り組む。

2 県内の子どもの居場所の数の推移

(単位：箇所)

種 別	実施主体	推移（累計）			
		H29	H30	R 元	R 2
子ども食堂等	民間	29	63	83	94
生活困窮世帯の子どもの学習支援	県及び市	50	52	74	72
ひとり親家庭等生活向上事業	県及び市町	5	5	6	7
放課後子供教室	市町	171	183	218	204
計		255	303	381	377

3 令和3年度事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	R 3当初 予算額
社会的養護自立支援事業費（子どもの居場所づくり応援事業）	○担い手の開拓 地域のNPO、地域づくり団体等に対し、新たな居場所の立上げを働きかけ ○サポーターの募集・マッチング 食材、場所又はボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体等（サポーター）を募集し、居場所とのマッチングを実施 ○アドバイザーの派遣 実践者としてノウハウを持つアドバイザーを派遣し、担い手等への相談支援を実施 ○セミナー開催 担い手等を対象としたセミナーを開催 ほか	10,600
子どもの居場所応援事業費助成【新規】		14,800
子どもの居場所応援基金事業費助成	○（福）静岡県社会福祉協議会が子どもの居場所づくりの活動団体へ助成するための基金造成に要する費用に対する助成 ・補助率：10/10 ・ふるさと納税による寄附金を活用	11,500
クラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業費助成	○団体等が行う子どもの居場所づくりの特定の事業（県が指定したプロジェクト）実施に要する経費に対する助成 ・補助率：10/10 ・クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金を補助金として交付	3,300
合 計		25,400

4 令和2年度事業内容

(1) 予算

(単位：千円)

区 分	内 容	R 2 当初 予算額	9 月補正 予算額	12月補正 予算額	決算額
社会的養護自立支援事業費 (子どもの居場所づくり応援事業)	○担い手の開拓 ○サポーターの募集・マッチング ○アドバイザーの派遣 ○セミナー開催 ほか	11,000	▲2,500	0	8,500
子どもの居場所感染症対策事業費助成 【12月補正新規】	○子どもの居場所感染症対策事業を行う団体等に対し補助金を交付 ・補助率：10/10 ・上限額：200 千円/団体	—	—	20,000	8,448
計		11,000	▲2,500	20,000	16,948

(2) 担い手の開拓

区 分	内 容
活動概要	地域のNPO、地域づくり団体等に対し、新たな居場所の立上げを働きかけ
実施状況	相談団体 20、相談件数 65 件、新規立ち上げ 5 件
主な相談	立ち上げ資金の確保、運営資金の捻出、対象となる子ども像の抽出、運営場所の確保、仲間集め、食材の確保、感染症対策 等

(3) サポーターの募集・マッチング

区 分	内 容
活動概要	食材、場所又はボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体等（サポーター）を募集し、子どもの居場所とのマッチングを実施
実施状況	・ 食材、資材関連 27 件（高級食材、野菜、寿司、花木 等） ・ 人、団体関連 19 件（ボランティア希望者に居場所団体を紹介） ・ 場所関連 1 件（居場所会場の提供）

(4) アドバイザー派遣

区 分	内 容
活動概要	実践者としてノウハウを持つアドバイザーを派遣し、担い手等への相談支援を実施
アドバイザー	子どもの居場所づくり実践者等
実施状況 (内容別)	・ 運営関連 7 件（協力者の紹介、イベント保険の案内 等） ・ 新規立上げ関連 9 件（NPO 法人化、場所の選定 等） ・ 資金関連 3 件（クラウドファンディング活用法 等） ・ その他 3 件（高校生への講義、感染症対策 等）

(5) セミナー開催

区 分	内 容
活動概要	担い手等を対象としたセミナー（講演、意見交換）及び情報交換会等を開催
主な対象	居場所づくりの実践者、居場所づくりの担い手、ボランティア希望者
開催回数	年間3回（東部・中部・西部 各1回）
参加人数	東部 12/12（24人）、中部 11/28（29人）、西部 11/14（17人） 計 70 人 ※ 新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和元年度に 50 名だった定員を 30 名に縮小して開催。
内 容	第1部（講演） 実際の現場から考える“子どもの居場所づくり”について （講師 みんなのえがお おたまちゃん食堂 代表 押田 智子 氏） 第2部（講演） クラウドファンディングで資金を獲得しよう （講師 （株）アーティスティックス セールスマネージャー 加藤 龍 氏）

(6) 子どもの居場所感染症対策事業費助成

区 分	内 容
対 象 経 費	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 ・衛生用品等購入（マスク、消毒液等） ・ICT活用環境整備（Wi-Fi 設置等） ・その他感染症対策（テイクアウト容器等）
補助対象者	食事の提供や学習支援などを行う子どもの居場所づくりに取り組む社会福祉法人、NPO法人及び任意団体等
補 助 率	10/10
補助上限額	200 千円/団体
補助団体数	51 団体

5 民間企業等による支援

(1) クリスマスプレゼントの寄贈＜静岡県労働金庫＞

静岡県労働金庫から、県内の 46 か所の子ども食堂に対し、社会貢献活動の一環としてクリスマスプレゼントが寄贈された。県こども家庭課は県内の子ども食堂への案内及び希望数量等の取りまとめ等の調整を行った。

ア 寄贈先 しずおかキッズカフェ（静岡市葵区）等 46 か所の子ども食堂

イ 寄贈品 お菓子の詰め合わせ、クリアファイル（3枚入り1セット）

ウ 贈呈式

・日 時 令和2年12月16日（水）午前10時30分～

・場 所 静岡県勤労者総合会館2階 労金研修センターB研修室

・出席者 しずおかキッズカフェ 代 表 小林タバサ

（静岡大学人文社会科学部4年）

静岡県労働金庫

理事長 古川正明

県こども家庭課

課 長 高橋真一郎

(2) アルコールジェルの寄贈＜株式会社スズワ^{ひさし}＞

株式会社スズワ（不動産賃貸業/代表 鈴木久視/浜松市中区）から、県内の子ども食堂4か所に対し、薬用ハンドジェル（アルコールジェル）が寄贈された。

ア 寄贈先 しずおかキッズカフェ（静岡市葵区）、C Cキッチン（島田市）、
ことひら こども食堂（磐田市）、ポニー食堂（御殿場市）

イ 寄贈品 薬用ハンドジェル（280ml×24本）各1ケース

(3) 精米の寄贈＜静岡県経済農業協同組合連合会＞

静岡県経済農業協同組合連合会（JA 経済連）から、子ども食堂や保育所等に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け需要が減少した精米が寄贈された。（農林水産省「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」を活用）

ア 寄贈先 県内の子ども食堂や保育所等 172 か所

イ 寄贈品 国内産米（精米）約 70 トン

ウ 贈呈式

- ・日 時 令和3年7月10日(土) 正午～
- ・場 所 しずおかキッズカフェ（静岡市葵区瀬名川）
- ・出席者 しずおかキッズカフェ 代 表 小林タバサ
JA経済連 理事長 加藤敦啓
県こども家庭課 課 長 河本大輔

ひとり親家庭の自立支援対策

(こども家庭課)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R 3 当初	R 3 現計
就業支援			
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親サポートセンターの運営 県、静岡市、浜松市の共同運営 (公社)県母子寡婦福祉連合会に委託 本所 1 か所、支所 3 か所 ・無料職業紹介(就職者数 R2 84 人) ・就業支援講習会、セミナー ・求人開拓	20,719 (10,360)	20,719 (10,360)
母子・父子自立支援プログラム策定事業	個々の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定し、継続的な自立・就業支援を実施※令和 3 年度新規	— (—)	— (—)
母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親の資格取得に関する給付金を支給 ・自立支援教育訓練給付金 指定講座受講料の 6 割を支給(R2 3 件) ・高等職業訓練促進給付金 1 年以上(※)の対象資格取得の修業者に最大 4 年間生活支援給付金を支給(R2 5 件) ※令和 3 年度に限り 6 か月以上に拡充	9,980 (2,495)	9,980 (2,495)
ひとり親家庭再チャレンジ高卒認定試験合格支援事業(㉔～)	ひとり親家庭の親又は子が高校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に受講費用の一部を助成	300 (75)	300 (75)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成(㉔～㉙) ※R 元以降も貸付事業継続	ひとり親が就職に有利な資格取得を目指す場合又は母子・父子自立支援プログラムの策定を受け自立に向けて取り組む場合に資金を貸付け ・事業主体 (福)県社会福祉協議会 ・貸付額 ①入学準備金 50万円以内 ②就職準備金 20万円以内 ③住宅支援資金 月額 4 万円以内 ※③は令和 3 年度新規 ・一定の就労継続により返還免除	— (—)	— (—)
経済的支援			
児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の扶養のための手当 ・県内受給者数 (R3. 3) 21,641 人 (うち町分 1,355 人)	691,000 (460,667)	691,000 (460,667)
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	低所得のひとり親世帯に対する特別給付金の支給(国 10/10)【3 月補正】	— (—)	130,000 (0)
母子父子寡婦福祉資金貸付金	修学資金、就職支度資金等の資金の貸付(貸付件数 R2 895 件)	413,000 (0)	413,000 (0)
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を補助する市町に助成(県 1/2、市町 1/2) (受診件数 R2 139,316 件)	165,000 (165,000)	165,000 (165,000)
ひとり親家庭就学支援事業(㉙～)	児童扶養手当対象児童の小学校入学時にランドセル等の購入する費用の一部を補助する市町に助成(県 1/2、市町 1/2) ・上限 3 万円 (R2 8 市 6 町 239 人)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)

事業名	事業内容	R 3 当初	R 3 現計
子どものための再出発応援事業 (②～)	離婚前の父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための講座等	831 (369)	831 (369)
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (再掲)	養育費・面会交流に関する相談、助言(R2 915 件) ・定期的な無料弁護士相談 (②⑨～)	— (—)	— (—)
子育て・生活支援			
ひとり親日常生活支援事業	ひとり親家庭へ①家庭生活支援員、②児童訪問援助員又は③学習ボランティアを派遣 (派遣回数 R2 ①450 回、②66 回、③0 回) 子どもの居場所提供 (学習支援や食事提供) (②③ 3 か所で県モデル実施、②⑨から市町補助) ひとり親の生活設計や家計管理に関するファイナンシャルプランナーによる相談等 (②～)	13,378 (4,764)	13,378 (4,764)
ひとり親家庭子育てサポート事業	延長保育等の保育事業を利用するひとり親家庭に対して補助する市町に助成(R2 9 市)	1,999 (1,999)	1,999 (1,999)
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成 (②⑨～)	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成 (県 1/2、市町 1/2) ・上限3千円/人・月 (長期休暇期5千円/人・月) (R2 14 市 5 町 1,757 人)	24,500 (24,500)	24,500 (24,500)
母子生活支援施設	母子世帯の入所保護、生活支援	(措置費)	(措置費)
安心につながる支援			
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (再掲)	・生活・就業相談 (R2 8,253 人) ・特別相談会 (巡回相談) (R2 92 人) ・土曜相談会 (第一・第三土曜日)	— (—)	— (—)
母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員設置	・行政施策の周知 ・支援が必要なひとり親家庭の把握 ・生活、経済的自立のための助言	14,613 (13,305)	14,613 (13,305)
SNS 悩み相談窓口事業費 (ひとり親)	ひとり親を対象としたLINEによる相談窓口を設置 (②～)	9,400 (4,700)	9,400 (4,700)
計画進捗管理			
計画評価	第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画評価	93 (93)	93 (93)
計		1,370,213 (693,727)	1,500,213 (693,727)

<参考>

○離婚件数

静岡県	②① 7,352 件→① 5,834 件
全 国	②①253,354 件→①208,496 件

(平成 21、令和元年「人口動態統計」)

○県内ひとり親世帯数(H27)

母子世帯	①⑦28,886 世帯→②⑦30,849 世帯
父子世帯	①⑦ 6,955 世帯→②⑦ 6,281 世帯

(平成 17、27 年「国勢調査」)

○母子世帯等の平均年収と就労収入

母子世帯	平均 348 万円	就労 200 万円
父子世帯	平均 573 万円	就労 398 万円

(参考) 児童のいる世帯の平均所得 739.8 万円 (母子・父子世帯：H28 全国ひとり親世帯等調査 児童のいる世帯：H29 国民生活基礎調査)

○児童扶養手当支給者数 (政令市含む)

静岡県	②② 24,630 人→② 21,641 人
全 国	②①985,682 人→①900,673 人

(厚生労働省「福祉行政報告例」)

○児童扶養手当受給世帯の児童数(R2 末)

静岡市	6,040 人
浜松市	6,608 人
静岡県(政令市除く)	20,168 人
計	32,816 人

(厚生労働省「福祉行政報告例」)

児童虐待への対応

(こども家庭課)

1 要 旨

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、年々増加を続けており、平成28年度も過去最多を更新している。

こうした状況に対応して、児童相談所を中心に市町や警察、医療機関などの関係機関と連携しながら、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から、虐待を受けた児童の自立まで切れ目のない支援を行っている。

2 令和元年・2年・3年度の主な実施事業（取組）

2 令和元年・2年・3年度の主な実施事業（取組）			R1 当初	R2 当初	R3 当初
(1)児童虐待の予防					
	児童虐待検証部会における検証	静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会において、児童虐待による死亡等の重大事例について検証、改善策の検討を実施	(千円) 477 (239)	(千円) 490 (245)	(千円) 496 (248)
	こども虐待予防事業	虐待予防教室を市町保健センターや児童相談所と連携し、健康福祉センターで実施。	439 (439)	440 (440)	440 (440)
	乳児家庭全戸訪問事業 【市町事業】	原則として全ての乳児家庭を訪問し、子育て情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、相談・助言等の援助を実施。 ・実施状況(R2.4)：35市町（100%） ・費用負担（国1/3、県1/3、市町1/3）	34,101 (34,101)	33,796 (33,796)	30,946 (30,946)
	養育支援訪問事業 【市町事業】	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した「保護者の養育を特に支援する必要がある世帯」等を訪問して、相談、助言、指導等の必要な支援を実施。 ・実施状況(R2.4)：22市11町（94.3%） ・費用負担（国1/3、県1/3、市町1/3）	15,767 (15,767)	20,291 (20,291)	15,649 (15,649)
	妊娠ＳＯＳサポート事業	望まない妊娠相談窓口「しずおか妊娠ＳＯＳ」を開設して、助産師の相談員が電話、メールによる相談に対応。（平成24年10月開設。NPO法人に事業委託） ・相談実績 H29:157件 H30:170件 R1:173件 ・H28.8県教育委員会の協力を得て、県立・市立高校全生徒7万人に対してリーフレットを配布。 ・簡易妊娠判定の実施費用及び医療機関への初回受診費用の支援	2,138 (1,242)	2,138 (1,242)	2,138 (1,069)

(2) 広報・啓発、関係機関との連携強化					
	広報・啓発	児童虐待通告制度の周知、意識啓発等の広報啓発を目的とした事業を実施 ・児童虐待防止推進月間（11 月）における県内各地での街頭キャンペーンの展開、「児童虐待防止 静岡の集い」、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の開催 ・しつけの際の体罰禁止を明示した児童虐待防止啓発リーフレットの配布（R1.9 補正） ・しずおかこども・家庭相談窓口開設（LINE 相談）【R3 拡充】	当初 890 （445） 9 月補正 6,698 （6,253）	895 （448）	895 （448）
	医師向け、歯科医師向け研修の開催	ア 医師及び医療関係者を対象とした「子ども虐待対応・医学診断研修会」の開催 （㊤10/8 11/30 12/8 開催、計 196 人参加） イ 歯科医師及び医療関係者を対象とした「子ども虐待防止に向けた講習会」の開催 （㊤11/28 開催、計 61 人参加） ウ 静岡県歯科医師会と連携し、歯科医師向けに「子ども虐待早期発見チェックリスト」を作成 （㊤県内機関に 2,100 枚配布）	507 （254）	507 （254）	472 （238）
	児童相談所と警察の合同研修会の開催	ア 児童相談所が警察の援助を得て実施する立入調査、臨検・捜索の演習等の研修を合同で開催。 （㊤11/30 開催 68 人参加 ㊤11/21 開催 61 人参加） イ 児童相談所、市町、警察との間で円滑に連携できた事例やそのための取組をまとめた好事例集を作成	—	—	—

(3) 相談援助体制の充実					
	休日夜間の電話相談・通報窓口の対応力強化 (H28～)	「189」等による虐待通告や子育ての悩み相談等に24時間365日対応する電話相談窓口について、非常勤職員対応→ノウハウを有する民間業者へ委託化。	5,531 (2,776)	5,742 (2,871)	6,336 (3,168)
	児童相談所の法的対応機能強化 【R1 拡充】	児童相談所の法的対応機能を強化を目的として、弁護士を特別職非常勤職員として配置する。(賀茂・東部、中央、富士、西部児童相談所に各1名、計4名を配置)	9月補正 8,203 (4,102)	8,821 (4,411)	8,731 (4,366)
	児童相談所等職員専門研修事業	児童相談所職員、市町職員、施設職員の資質向上のため専門研修を実施 ・㊤法改正に伴う義務研修の実施	8,600 (4,782)	8,600 (4,650)	8,600 (4,609)

市町職員等虐待 対応実践研修	市町の児童家庭相談体制強化のため、OJT による 市町職員に対する実践的研修を実施 ・ 児相総合会議への市町職員参加 ◎180 人(27 市町) ◎150 人 (28 市町)	—	—	—
児童家庭支援セ ンター運営費助 成	児童相談所と連携して地域での相談援助を行う児 童家庭支援センターの運営費を助成 ・ 県所管 3 施設	47,000 (23,500)	52,000 (26,000)	54,000 (27,000)

(4) 自立支援

施設で暮らすこ どもの大学等修 学支援事業 【H30 拡充】	児童養護施設入所者等について、措置解除となる 20 歳から大学等卒業まで修学支援を実施。 ・ 事業対象者：◎10 人、◎14 人、◎13 人、◎14 人 高校卒業時就職一時金 200 千円 ◎14 人、◎18 人	36,000 (33,061)	57,500 (53,593)	55,043 (49,753)
こどもの自立支 援資金貸付事業 費助成	就職や進学等により児童養護施設や里親の元から 自立した後、安定した生活基盤の確保が困難な者等 に対する各種貸付を実施 ・ 家賃貸付、生活費貸付、資格取得費貸付 ・ 一定期間の就業継続により全額返還免除	—	—	—
社会的養護自立 支援事業費 (H29 新規)	措置終了後も引き続き支援を必要とする者に対し て、22 歳の年度末までの間、継続支援計画の策定、 生活相談、就職相談の実施	41,600 (20,800)	41,600 (20,800)	45,236 (22,618)
児童福祉施設等 緊急安全対策用 品等整備事業費 助成【R1.9 補正】	児童福祉施設等における子どもの安全確保のため、防 犯用品整備に係る費用を助成し防犯対策を促進する。 ・ 助成施設数 4 施設	16,400 (16,400)	—	—
里親養育援助事 業【R3 拡充】	里親委託を推進するため、里親制度の周知や里親研 修、里親支援などの事業を総合的に実施 ・ ◎児童家庭支援センターへの里親支援業務の委託 ・ ◎里親研修担当職員（里親サポーター）配置（2 名） ・ ◎里親研修担当職員（里親サポーター）拡充（3 名）	40,600 (20,147)	49,700 (24,685)	52,500 (26,101)

3 その他の主な対応策

(1) 予防

① 保護者指導支援カウンセリング事業（R3当初 1,925 千円）

虐待を引き起こす保護者は精神的に深い傷を抱えていることが多いため、精神科医師の協力を得て、保護者への心理治療を行う。

<実施概要>

場所・回数	東部・富士・中央・西部児童相談所×各週 1 回程度
実施方法	・精神科医師及び臨床心理士を雇い上げて実施（児童相談所内） ・心理カウンセラーなどに委託して実施（児童相談所外）
実施内容	保護者、被虐待児の診断と継続的な治療・指導 児童相談所職員への医学的側面からの助言・指導 困難ケースについての職員とのケースカンファレンス 再発防止（一時保護解除に向けての）保護者ケア

<実績>

（単位：回、人）

項目／児相		R1 実績						R2 実績					
		賀茂	東部	富士	中央	西部	計	賀茂	東部	富士	中央	西部	計
来所回数		0	19	1	38	13	71	0	8	3	34	4	49
内訳 (延)	保護者	0	13	1	25	4	43	0	11	1	27	2	41
	子ども	0	5	0	0	2	7	0	4	0	1	5	10
	関係者	0	1	0	13	7	21	0	2	4	32	10	48

(2) 関係機関の連携強化（早期発見、早期対応）

① 虐待防止ネットワークの開催（⑨～）

ア 全県レベル

○ 子どもと家庭を守るネットワーク（20 年 8 月に名称変更）

活動内容	県レベルでの虐待・DV 対策の検討と関係機関の意志統一
メンバー	児童虐待・DV の全県レベルの専門家・関係機関の代表者
実績	②⑥10/23(要保護児童対策部会緊急拡大会議)、3/20 開催(DV 部会)、②⑦7/14 開催(要保護部会) ②⑧7/29 (要保護部会) ②⑨8/8 (要保護部会) ③⑩9/3 (要保護部会) ①①8/29 (要保護部会) ①②9/18 (要保護部会／書面開催)

○ 警察との連絡会の開催(H24 年度以降は、合同研修会として年 1 回開催)
(②⑥ 11/25、②⑦11/30、②⑧11/21、②⑨11/20、③⑩11/30、①①11/21、①②-)

イ 各児童相談所単位

○ 警察署と各児童相談所との連絡会開催

R2 実績：賀茂 R3. 3. 2、東部（実施無）、富士 R2. 10. 6、中央 R2. 10. 5、
西部 R2. 9. 17

ウ 各市町単位（要保護児童対策地域協議会）

活動内容	・市町内の児童虐待の状況と対応策について情報交換 ・市町が抱える個別ケースの対応方針や役割分担の検討、 ケース処遇について助言・指導する。
メンバー	児童虐待に関わる各市町の専門家・関係機関職員
設置状況	全市町で設置済み

(3) 自立支援

① 被虐待児心理ケア事業（⑫9月～ ⑬当初 189 千円、⑭当初 189 千円）

児童相談所職員が施設を定期的に訪問し、入所中の被虐待児への心理療法による心の回復や児童への対応の仕方等について、施設職員に対する技術援助を実施

<実施概要>

場所回数	児童養護施設×各月 1 回程度
実施方法	児童相談所の児童心理司、児童福祉司等
実施内容	①児童心理司による個別面接、遊戯療法、絵画療法等の実施 遊びや絵の中で虐待された場面を再現したり、深い怒りや悲しみを言葉で表現していくことにより、心の傷の解消を図る。 ②児童福祉司等による施設職員との技術援助 暴力的、集団行動がとれないなど施設職員が処遇に困る子どもについて、ケースカンファレンスを行い対応方法について援助する。

<実績>

(単位：人、回)

年度	項目／児相名		賀茂	東部	富士	中央	西部	合計
H28	①個別での 心理治療	実人数	7	182	64	93	111	457
		延実施回数	44	533	399	428	400	1,804
	②施設職員との事例検討		0	117	110	85	59	371
H29	①個別での 心理治療	実人数	24	162	91	84	30	391
		延実施回数	113	940	584	385	197	2,219
	②施設職員との事例検討		72	301	152	255	26	654
H30	①個別での 心理治療	実人数	19	157	59	80	39	354
		延実施回数	106	399	219	327	202	1,253
	②施設職員との事例検討		73	231	213	31	110	658
R1	①個別での 心理治療	実人数	22	194	51	84	58	499
		延実施回数	138	578	206	258	257	1,437
	②施設職員との事例検討		87	448	193	817	91	1,636
R2	①個別での 心理治療	実人数	23	168	72	93	65	421
		延実施回数	211	622	255	253	318	1,659
	②施設職員との事例検討		144	398	231	634	136	1,543

② スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業（⑬当初 388 千円、⑭当初 367 千円）

他問題家族、施設内虐待など高度な専門的・組織的対応が必要となるケースについて、専門家による助言を受ける。

③ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（⑬～（⑳～児童措置費））

義務教育終了後の被虐待児等で、なお社会的自立のための援助が必要な児童に対して、デンマーク牧場（袋井市内）に委託し生活指導や相談援助を行う。

④ 施設入所児童等自立促進事業（R1 で事業終了し国制度へ移行）

（⑮～ 事務費：㉔当初事務費 288 千円、㉕当初事務費 288 千円 地域福祉課に計上）

児童が就職やアパート入居する際に身元保証人がいないことが、自立の障害になっているので、施設長等が身元保証人になった場合の損失を補填する制度を創設し、身元保証人を確保しやすい環境を整備し、自立を促進する。

○承認実績

区分	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
児童	4	2	1	2	2	2	8	-
D V	2	-	-	-	1	-	-	-

⑤ 未成年後見人支援事業（㉛当初 3,771 千円、㉜当初 3,787 千円）

未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

⑥ 被虐待児直接処遇職員、児童福祉司任用研修（⑰～㉙児童相談所等職員研修事業で実施）

児童養護施設直接処遇職員の指導技術の向上のため、吉原林間学園、三方原学園において 1 泊 2 日の研修（被虐待児直接処遇職員研修）を実施。また、市町等職員の児童福祉司任用資格取得の研修会（任用前講習会等合同研修）を開催。

<H30 実績>

被虐待児直接処遇職員研修	任用前講習会等合同研修
園舎移転のため未実施（吉林）	市町等職員 26 名（21 市町）

(4) 児童相談所の体制強化

① 児童相談所への児童福祉司等サポート職員の配置

内 容	児童福祉司等サポート職員（非常勤）を各児童相談所に配置 賀茂 2 名、東部 3 名（内 1 名は御殿場健康福祉センター）、富士 1 名→2 名、中央 2 名、西部 2 名 合計 10 名→11 名 虐待相談への対応、福祉司と共に家庭訪問指導を行う
資 格 要 件	児童福祉司、社会福祉士、社会福祉主事、保健師、保育士、家庭 相談員等としての従事経験、資格を有する者、警察官 O B

② 児童相談所等職員専門研修事業（⑰再編拡充 ㉛当初 8,600 千円、㉜当初 8,600 千円）

C D P（キャリア・デベロップメント・プログラム）の考え方に基づき、児童相談所・県立児童福祉施設職員等を対象に体系的な研修を実施する。

また、児童福祉法改正により都道府県に義務付けられた児童福祉司任用前研修等を平成 29 年度より実施している。

③24 時間 365 日電話相談窓口体制整備（⑰～ ㉛当初 5,742 千円、㉜当初 6,336 千円）

児童相談所が閉庁している休日・夜間において、虐待通報や相談等の受付を行うため、非常勤電話相談員（休日・夜間等対応）を中央児童相談所一時保護所に配置。平成 28 年度からは、相談対応のノウハウを有する民間の相談サービス事業者へ委託化、R2 年度からは「なやみいちはやく」にも対応している。

(5) 啓発

- ・医師向け虐待対応ガイドブックを印刷し、医療機関に配布（H24.3）
- ・「児童虐待防止啓発リーフレット」を160,000部増刷し、幼小中高の全教員へ配布、市町での全戸配布等に提供。（H24.6）
- ・毎年11月の児童虐待防止推進月間中に広報啓発の取組を集中的に実施

【平成30年度】

- ・「児童虐待防止啓発グッズ」付箋4,800個、ウェットティッシュ4,800個を作成、配布

【令和元年度】

- ・しつけの際の体罰禁止を明示した児童虐待防止啓発（R1.9補正）

【令和2年度】

- ・子ども等を対象としたLINE相談窓口の試行設置【R2新規】

【令和3年度】

- ・しずおかこども・家庭相談窓口（LINE相談窓口）設置【R3拡充】

＜参考＞ 児童虐待の社会的コスト（試算）

- ・平成24年度の児童虐待の社会に及ぼす影響を虐待そのものにかかる費用（児童相談所や社会的養護の費用等）である直接コストと、その虐待の影響による将来の社会的損失（医療、生活保護、生産性損失等）である間接コストに分け推定。

【社会福祉法人恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所による試算】

合 計	1兆6,000億円
○直接コスト	1,000億円
社会的養護費（児童養護施設運営費など）	830億円
行政コスト（児童相談所経費など）	170億円
○間接コスト	1兆5,000億円
自殺、虐待死による逸失利益	900億円
自傷による救急搬送、精神疾患などのため必要な医療費	6,100億円
教育機会が奪われたことによる生産性の低下	1,400億円
女性の離婚、犯罪の増加	3,700億円
生活保護費の増加	2,900億円

- ・上記試算結果から、静岡県の虐待による社会的コストを試算

＊平成24年10月1日時点推計人口の人口比による。

（静岡県）3,736,600人 / 127,515,000人 = 2.93%

○直接コスト

1,000億円 × 2.93% = 29億円

○間接コスト

1兆5,000億円 × 2.93% = 439億円

合計 468億円

DV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策

（こども家庭課）

1 概 要

本県におけるDV相談件数は、依然として多い状態が続いている。このため、県では、平成30年3月に策定した「第四次静岡県DV防止基本計画」に基づいて、女性相談センターが中心となり、健康福祉センター、男女共同参画課、市町や警察などと連携し、被害者の相談から保護、自立まで総合的な支援を行っている。

2 現状と課題

- ・DVは、配偶者・パートナーなど親密な男女間で振るわれる暴力であり、家庭という密室の中で起こるため、表面化しにくい。
- ・相談件数は、平成24年度以降やや減少傾向だったが、平成27年度以降は増加傾向。また、DVによる一時保護件数は、ここ数年減少傾向にあり、ピーク時の平成19年度と比較すると半分以下。
- ・一時保護所や民間シェルターに保護しているDV被害者については、精神状態や高齢等から就労等が難しい者がおり、自立支援が課題。
- ・令和2年度は、4月から6月にかけて特別定額給付金申請手続（給付先変更）に係る問合せを中心に件数が増加した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会的ストレスや在宅時間の増加を背景に、DVの深刻化、潜在化も懸念されている。

○DV相談の状況（単位：件）

相談機関		H27	H28	H29	H30	R元	R2
女性相談員 設置機関	女性相談センター	442	372	380	366	349	291
	健康福祉センター	135	197	146	113	109	138
	県小計	577	569	526	479	458	429
	市福祉事務所	2,419	2,369	2,555	2,714	2,774	3,087
	計	2,996	2,938	3,081	3,193	3,232	3,516
男女共同参画センターあざれあ		563	443	475	439	476	438
総計		3,559	3,381	3,556	3,632	3,708	3,954

○令和2年度DV相談受付状況（あざれあを除く）（単位：件、%）

区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
R1	県	35	42	45	45	49	31	44	34	43	34	20	36	458
	市	228	247	252	264	259	221	218	192	232	219	208	234	2,774
	計	263	289	297	309	308	252	262	226	275	253	228	270	3,232
R2	県	29	43	46	42	40	37	45	28	29	31	31	28	429
	市	317	337	299	224	238	240	245	238	234	216	236	263	3,087
	計	346	380	345	266	278	277	290	266	263	247	267	291	3,516
対前年増減		83	91	48	▲43	▲30	25	28	40	▲12	▲6	39	21	284
対前年比		131.6	131.5	116.2	86.1	90.3	109.9	110.7	117.7	95.6	97.6	117.1	107.8	108.8

○DVによる一時保護の状況（単位：件）

保護施設		H27	H28	H29	H30	R元	R2
女性相談センター一時保護所		52	25	40	24	34	33
一時保護委託		6	10	10	5	10	11
計		58	35	50	29	44	44

3 DVへの対応

「第四次静岡県DV防止基本計画（2018～2021年度）」に基づき、DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して関係機関等との連携を図り、各種施策を推進している。

項 目	主な取組
広 報 ・ 啓 発 (くらし・環境部)	・「女性に対する暴力をなくす運動」 ・県内高校、大学等でのデートDV防止のためのセミナーの開催
女性相談センター等の相談援助体制の強化	・女性相談センター夜間・休日DV電話相談員による相談対応 ・女性相談センター一時保護所への学習指導員の配置 ・全市での女性相談員の設置の促進 (R3.1 現在 17 市 (26 人) 設置) ・女性相談員等への専門研修、DV法律相談の実施
保護体制の強化	・一時保護委託先の確保 (R3.1 現在 11 か所) ・婦人保護施設「清流荘」での中長期的な保護、自立に向けた生活指導、就職指導等の実施 (指定管理者: (福) 葵寮) ・民間シェルターの運営に対する助成等 (R3.1 現在県内 3 団体稼働)
自立支援	・婦人保護施設居室への台所設備 (生活訓練時に使用) の整備 (㊟) ・ひとり親サポートセンター等との連携による就労情報の提供
関係機関の連携強化	・静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会の開催 ・全市町でのDV防止ネットワーク設置の促進 (R3.1 現在 33 市町設置)

4 予算の状況 (DV防止対策関連事業費)

(単位: 千円)

事業名	内 容	R3 予算額 (一般財源)
婦人一時保護所・ 婦人保護施設運営費		84,592 (47,354)
一時保護事業費	一時保護所旅費・需用費・役務費・委託料等	19,483 (9,760)
心理ケア等事業費	一時保護所心理士・生活指導員・宿直員等 (会計年度任用職員 10 人) 報酬等	26,493 (17,119)
一時保護委託事業費	DV被害者等を民間シェルター等に一時保護委託するための委託料等	3,000 (1,509)
婦人保護施設収容委託事業費	婦人保護施設清流荘指定管理料	35,506 (18,856)
建築基準法 12 条点検事務費	一時保護所定期点検委託料	110 (110)
子育て支援活動等推進費		14,915 (7,395)
女性相談センター運営費	女性相談センター旅費・需用費・役務費等	312 (189)
女性相談員活動強化対策費	女性相談員 (会計年度任用職員 5 人) 報酬・社会保険料・旅費等	14,603 (7,206)
DV相談体制強化事業費	女性相談センター休日・夜間電話相談員 (会計年度任用職員 2 人) 報酬等	7,577 (5,922)
民間シェルター活用促進事業費	民間シェルター運営費等補助金、DV被害者以外の一時保護委託料	2,820 (2,310)
計		109,904 (62,981)

5 これまでの本県の対応

方向	事業
関係機関連携強化	・全県レベルのネットワーク（子どもと家庭を守るネットワーク）の設置（⑭～） ・基幹健福センター単位のDV防止地域ネットワークを設置（⑭～） ・「DV相談対応マニュアル」作成（⑭初版、R3.3改訂現在第7版） ・全市町でのDV防止ネットワーク設置を推進（R3.1月現在33市町設置） ・DV防止基本計画の策定（第一次⑱～㉔、第二次㉕～㉙、第三次㉚～㉞、第四次㉟～㊳） ・「医療機関におけるDV被害者への対応マニュアル」作成（㉔） ・「市町基本計画策定の手引き」の作成（㉔） ・市町DV施策推進支援員の設置（㉔）
女性相談センター等相談・援助体制強化	・女性相談員等への専門研修（⑭～） ・被害者心理ケアの実施（⑬9月～） ・施設入所児童等自立促進事業（身元保証人への損失補填）（⑮～） ・一時保護所に生活指導員（会計年度任用職員）を1人増員（⑰） ・女性相談センター職員1人増（⑱） ・休日、夜間電話相談の充実（⑱～） ・一時保護所に看護師、当直員（会計年度任用職員）を配置（⑱7月～） ・一時保護所に学習指導員（会計年度任用職員）を配置（㉑11月～） ・女性相談センター女性相談員1人増（㉓㉔） ・一時保護所当直員を1人増員（㉔）
保護体制の強化	・一時保護所及び婦人保護施設（⑱7月竣工） 構造規模：軽量鉄骨造2階建て、延床面積1,396.24㎡ 定員：一時保護所30人、婦人保護施設20人 ・一時保護委託先の確保（R3.1現在11か所） ・民間シェルター設置促進事業（⑮～）
民間団体の育成	・民間シェルターの設立支援、育成（㉔県内4団体稼働）（H30～3団体） ・民間シェルターで組織するシェルターネット運営支援（⑰～） ・DV被害者の自助グループの活動支援（㉓㉔）
広報・啓発	・リーフレット作成配布（くらし・環境部⑬～） ・フォーラム開催（くらし・環境部㉑11/14性暴力被害シンポジウム） ・デートDV防止出前セミナー（くらし・環境部）

6 第四次静岡県DV防止基本計画

区分	内容
名称	静岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（第四次静岡県DV防止基本計画）
位置付け	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第1項に基づく法定計画 ・静岡県の新ビジョンの分野別計画
期間	2018年度（平成30年度）から2021年度（令和3年度）までの4年間
基本理念	DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して

計画の 体 系	広報 啓発	D Vをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進 ・ D V発生防止のための人権教育・啓発の推進 ・ D V早期発見、通報のための広報、知識普及
	相談	いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり ・ 静岡県女性相談センターの機能強化等 ・ 外国人・障害のある人への配慮
	保護	D V被害者とその子どもの心身に配慮し、安全に守る保護の実施 ・ 安全な保護のための関係機関の連携推進等 ・ 子どもに対するケア体制の充実
	自立	D V被害者の自立に向けたきめ細やかな支援環境の整備 ・ 婦人保護施設の機能強化等 ・ 自立に向けた支援制度の活用、就業に向けた支援
	連携	D V被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化 ・ 市町のD V施策推進の支援 ・ 相談機関ネットワークの強化 ・ 民間団体との協働による保護体制づくりの推進
数値 目標	計画の達成度や進捗状況を把握・評価するため、数値目標を設定 ・ 市町におけるD V防止ネットワークの設置：29 市町(2017 年) →全 35 市町(2021 年) ・ 市における女性相談員の配置：17 市(2017 年) →全 23 市(2021 年) 等	

7 次期計画の策定

現計画が令和3（2021）年度で満了することから、令和3年度中に次期計画を策定する。

(1) D V被害者支援の実態調査

区 分	内 容
目 的	市町や一時保護委託先において、D V被害者を支援する上での問題点等を把握するための基礎資料とする。
調査対象	市町D V被害者支援担当職員及び女性相談員 一時保護委託先職員（11 か所）

(2) D V被害者実態調査

区 分	内 容
目 的	D V被害者が相談から保護、自立していくまでにおける問題点等を把握するための基礎資料とする。
調査対象	一時保護所退所者

(3) 専門家等による検討会議、意見聴取の実施

区 分	内 容
策定委員会	静岡県子どもと家庭を守るネットワークD V防止部会（年3回）
意見聴取	アドバイザー（学識経験者等）からの意見聴取（年2回）

(4) 策定の流れ

- ①前計画の評価（～6月）、②関係機関及び被害者からの意見聴取、調査（5～8月）、
- ③計画案作成（6～12月）④計画案パブコメ（12月）⑤策定、公表（1～3月）

「しずおか寺子屋」推進事業

(社会教育課)

1 要 旨

家庭において、子供たちが主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用した放課後等学習支援を実施する体制づくりを進める。

2 概 要

- (1) 公民館や学校の空き教室等の公共施設を利用し、地域住民や大学生の参画を得て、放課後や土曜日等における学習支援を実施する。
- (2) 地域住民や大学生等の参画にあたっては、地域学校協働本部等の仕組みを活用するとともに、県内大学や大学コンソーシアム等と連携する。
- (3) 平成 29 年度より 3 年間 3 市のモデル事業として実施した。モデル事業により培った運営ノウハウ等の成果を踏まえ、令和 2 年度より実施主体を市町に移し、県内市町への拡大を図る。



3 令和 3 年度事業計画

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
普及・導入支援	・寺子屋普及導入支援、福祉部局と連携した学習支援活動の推進(学習支援推進研修会の開催等) ・学習支援スタートアップ講座の開催 ・県内大学、大学コンソーシアム等と連携	650
実施・運営	・実施市町の運営支援	3,990
計		4,640 (一財 2,645)

4 令和 2 年度事業実績

(単位：千円)

区 分	内 容	決算額
普及・導入支援	・寺子屋普及導入支援、福祉部局と連携した学習支援活動の推進(学習支援推進研修会の開催等) ・学習支援スタートアップ講座の開催 ・県内大学、大学コンソーシアム等と連携	255
実施・運営	・モデル 3 市の運営支援、新規実施市町(6 市町)の運営支援	2,406
計		2,661 (一財 1,458)

5 実施箇所数

No.	市町名		箇所数				
			H29	H30	R 1	R 2	R 3 (予定)
1	モデル市	三島市	2	2	2	14	14
2		島田市	3	4	4	4	3
3		袋井市	1	1	1	7	7
4	R2新規	熱海市				7	6
5		富士宮市				3	4
6		御殿場市				1	1
7		裾野市				14	14
8		東伊豆町				1	1
9		函南町				2	2
10	R3新規	松崎町					1
11		菊川市*市単					1
12		牧之原市					10
13		磐田市					3
計	実施箇所数		6	7	7	53	67
	実施市町数		3	3	3	9	13
	補助金活用市町		(3)	(3)	(3)	(6)	(9)

※三島市、島田市、袋井市のモデル3市は令和2年度で補助終了

6 学生支援員参画状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大学生	39 人 静岡大学、静岡県立大学、常葉大学、日本大学、静岡理工科大学、静岡福祉大学、浜松学院大学、聖隷クリストファー大学、東京家政大学	46 人 静岡大学、常葉大学、日本大学、静岡理工科大学、聖隷クリストファー大学、鎌倉女子大学、東京家政大学	35 人 静岡大学、常葉大学、日本大学、静岡理工科大学、鎌倉女子大学、東京外国語大学	45 人 静岡大学、常葉大学、日本大学、静岡理工科大学、鎌倉女子大学、東京電機大学、東海大学、静岡県立大学、東京理科大学、フェリス学院大学、桜美林大学、日本女子大学、上智大学、玉川大学、上越教育大学、文教大学、東京家政大学、東京農業大学、京都大学大学院、東京工業大学大学院
高校生		6 人 韮山高校、焼津中央高校、島田高校、榛原高校	5 人 島田高校、榛原高校、藤枝明誠高校	8 人 下田高校、藤枝東高校、科学技術高校、焼津中央高校、島田商業高校、藤枝明誠高校、島田工業高校
中学生		40 人 (初倉中学校)	45 人 (初倉中学校)	0 人

7 学習支援スタートアップ講座（全5講座）・学習支援推進研修会

初めての学習支援に不安を持つ大学生等を対象に体験講座を開催する。学習支援体験を通じ、受講する大学生等について、学習支援員としての資質向上、参画につなげていく。また、第5講座を「学習支援推進研修会」と位置づけ、受講生や市町関係者を交えて講座の振り返りや意見交換を実施することで、「しずおか寺子屋」の普及促進を図る。

講座	内容	令和2年度実績	令和3年度計画
第1講座	ガイダンス	6月28日（土）三島商工会議所	6月12日（土）あざれあ 6月19日（土）アトティ浜松 ※中止（個別説明に変更）
第2講座 第3講座 第4講座	1講座につき1回、計3回の寺子屋学習支援体験	体験受入市町 7市町	体験受入市町 13市町
第5講座 〈学習支援推進研修会〉	講座の振り返り 意見交換会	12月4日（金）あざれあ 参加者13人（行政10人、学生3人）	12月3日（金）あざれあ 参加者30人程度
学習支援スタートアップ講座		参加者12人（6大学、2大学院）	定員30人程度

G I G Aスクール構想における低所得世帯への支援

(教育政策課)

1 概要

G I G Aスクール構想の実現について、家庭の経済的負担に留意しながら、1人1台端末等の環境整備を進めている。

2 G I G Aスクール構想の進展（国の動向）

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、1人1台端末等のICT環境整備が急速に進められている。

区 分	内 容
GIGA スクール構想の目的	多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現
小中学校への整備	- 令和元年度、令和2～5年度の4年間で全ての小・中学校で1人1端末を整備することを打ち出し、国庫補助制度を創設 - 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校を契機に、家庭学習での利用を想定して、令和2年度中に全小中学校への1人1端末整備を行うよう、補助対象を拡大（整備計画の前倒し）
高等学校への整備	1人1台端末整備について自治体に要請 - 保護者負担によるBYODの場合、保護者等の十分な理解を得るとともに、経済的困窮家庭には国の補助制度も活用しながら積極的な支援を行うことに留意

(参考) GIGA スクール構想実現ロードマップ (令和3年3月19日文部科学省資料より抜粋)

	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度～ (令和6年度～)
校内ネットワーク		小・中・高・特支等		建て替えや全面的な改修工事の際に併せて更新		
学習系ネットワークの円滑化		小・中・高・特支等				
学習者用端末						
3人に1台分		公立小・中・高・特支等（環境整備5か年計画）			次期環境整備計画	
3人に2台分 (義務教育段階)		小5・6 中1	小1～4 中2・3		将来的に保護者負担（BYOD）への移行を見据えつつ、「デバイス」の考え方や支援方策の在り方を整理	
低所得世帯等 (高等学校段階)			高等学校等 BYODの推進も含めた高等学校等の設置者の役割を支援しつつ、各設置者に対して1人1台端末環境の整備を働きかけ			

3 低所得世帯の高校生等への支援（県の対応）

新型コロナウイルス感染症などの災害による休校時の家庭学習における利用等を想定し、国の交付金を活用して、低所得世帯の高校生等に貸与するためのタブレット端末等を県立学校に整備する。

区 分	内 容
整備機器	タブレット端末、モバイルルータ 各 5,758 台（予定）
対 象	校 種：県立高等学校・特別支援学校高等部 所得要件：奨学給付金受給者、特別支援教育就学奨励費（第Ⅰ区分）受給者
予算額	317,200 千円（R2.2月補正 282,000 千円 R3.6月補正 35,200 千円）
その他	家庭でのオンライン学習に要する通信費相当額は奨学給付金等にて支給（年額 12,000 円）

ふじのくに型学びの心育成支援事業

(地域福祉課)

1 目的

様々な課題を抱える生活困窮世帯（生活保護世帯を含む。以下「困窮世帯」という。）のうち、子どもを有する世帯を対象に、課題に即した個別支援や、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた学びの場を提供することにより、子ども及び困窮世帯の自立促進を図る。

2 事業概要

(1) ふじのくに型学びの心育成支援事業（任意事業）【対象：郡部】

目的			困窮世帯の子どもを有する世帯を対象として、学習意欲の喚起、自立心の育成を図り、貧困の連鎖防止を図る。	
根拠法令			生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号	
事業内容	個別支援		健康福祉センター（賀茂・東部）に「子ども健全育成支援員」を配置し、困窮世帯の抱える課題に即した学習意欲の喚起等の個別支援を実施	
	学びの場の提供	通所	対象者	郡部の困窮世帯の子ども（小学生及び中学生）
			内容	通所型の学びの場の提供事業を実施 ○内容：宿題のフォロー等の学習支援、調理実習による食育支援、七夕、クリスマス等のイベント開催等 ○R3：R2事業を継続（通年）
			実施方法	民間事業者等への委託により実施
		合宿	対象者	郡部の困窮世帯の子ども（小学校高学年及び中学生）
			内容	合宿型の学びの場の提供事業を実施 ○内容：カヌーやラグビー等の体験、商店街の協力による就労体験、夏祭り等のイベント体験等 ○R3：R2事業を継続（夏・冬・春休みに実施）
			実施方法	民間事業者等への委託により実施
	のキャリア形成提供	合宿	対象者	郡部に居住する生活困窮世帯の高校生世代の者（中卒・高校中退者もしくはその可能性のある者）
			内容	キャリア形成支援の場の提供事業を実施 就労体験や大学見学等により様々な職業、進路を実際に経験し、将来を見据えた目標を考え、自信を醸成する。 ○内容：大学等の見学、ファイナンシャルプランナーによる将来設計の講義、協力企業による就労体験等 ○R3：R2事業を継続（夏休みに実施）
			実施方法	民間事業者等への委託により実施
		セミナー開催【対象：県内市】		県内市を対象とした学習支援事業の推進及び拡充を図るためのセミナーを開催（年2回）
	予算額		R3当初 34,190千円（R2当初 34,171千円）	

3 対象者の状況

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
通所	57	101	110	139	153	125
合宿	—	41	73	69	63	48
キャリア形成支援	—	—	—	7	3	7
計	57	142	183	215	219	180

「個別最適な学び」と「協働的な学び」

(教育政策課)

1 令和の日本型学校教育（令和3年1月26日 中央教育審議会答申）

2020年代を通じて目指すべき新しい時代の学校教育の姿として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言された。

新たに学校における基盤的なツールとなるICTも活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が求められている。

2 施策・取組の動向

近年、新しい時代の学校教育の実現に向けた先端技術や教育ビッグデータの活用方策について、様々な検討や実証事業が進められている。

○「公正に個別最適化された学び」実現のための先端技術等の活用

(「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」(R元.6月 文部科学省)より)

区 分	具体的な活用策・効果等
個別に最適で効果的な学びや支援	・知識・技能の定着を助ける個別最適化(AI)ドリル ・意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習
学びの知見の共有や生成	学習履歴、行動等の様々なビッグデータ分析による「経験知」の可視化、新たな知見の生成 →個々の子供に応じたよりきめ細やかな指導

※詳細は参考1参照

○ 個別最適な学びの実証事例（「学校における先端技術活用ガイドブック(第1版)」より）

テーマ	デジタルドリルの学習ログを活用した指導
取組概要	<u>デジタルドリルのスタディ・ログをAIが統合的に分析し、校務支援システム上の出席簿データと併せて、クラス別・個人別のアドバイスを表示させたり、ドリルでつまづいた原因、つまづく可能性のある単元を表示させたりした。</u>
実証校の声	・ <u>児童生徒一人一人が自分のペースで進められるので、意欲的に取り組みながら、知識・技能が定着できている。</u> ・ <u>教師は机間巡視に加え、リアルタイムで全体の傾向をつかめるので、児童生徒への迅速な支援をすることができた。</u> ・ <u>解答にかかっている時間から、児童が苦手とする問題の傾向がわかった。</u> ・ <u>デジタルとは反対に、書写、絵画、理科の観察・実験、器楽の演奏等は、体験的な学習活動の充実が大切であり、実物や実体験を通して実施することで、効果的な学習活動になることを改めて実感した。</u>

※活用した先端技術の詳細は参考2参照

○ その他の取組事例(「学びのアップデート(令和2年12月16日 東京都教育庁)」より)

テーマ	対面学習を充実させる反転授業※
取組概要	一人一台のICT環境で、学校での「対面学習」とオンラインを活用した「個別学習」を組み合わせた「ハイブリッド型」の授業を実施した。 ・「講義(動画視聴)」「プリント課題」「実験課題」「演習問題」の4つのエリアに課題を設定し、課題を終えると次のエリアの席に移動 ・事前に家庭で動画を視聴してきた生徒は「プリント課題」または「実験課題」から、視聴していない生徒は「講義(動画視聴)」からスタート
取組効果	・生徒は教え合い学び合いながら、個々の進度に合わせて課題に取り組む、主体的・対話的学びが活発に行われた ・教師は机間指導で生徒の学習状況の把握や個々の生徒にアドバイスする時間が増え、よりきめ細かい個別指導が可能になった

※反転授業…従来、教室で行われていた授業内容を家庭で予習し、学校の授業では予習で浮かび上がった疑問点を解決し、応用問題を解くなど、これまでは主に自宅での宿題とされることが多かった内容にあてる学習形態



(参考1)「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」(R 元年 6 月 文部科学省)より抜粋



(参考2)「学校における先端技術活用ガイドブック(第1版)」(R3年3月 文部科学省)より抜粋

(デジタルドリル)

- ・場面に合わせて「レディネステスト」「今日の問題」「チャレンジ問題」等を使い分けること可能
- ・直前の学習結果に基づく学習のアドバイスや、直前の学習結果に関連するおすすめ教材を表示
- ・あらかじめデジタルドリルへ登録されている間違い方が見つかった場合、「にがてクリア」が表示



(校務支援システム)

- ・デジタルドリルの履歴から、学習回数/正答率/取組問題数/学習時間を取得し、個人・単元ごとに可視化
- ・正答率を4段階に分けて段階ごとに色分けした表が表示され、ドリルに取り組んだ場面ごと(自学/授業/授業+自学)に切替が可能

The screenshot shows the school administration support system interface with a detailed data table. The table has columns for various metrics and rows for different subjects and units. The data is color-coded by accuracy rate (正答率).

科目	単元	学習回数	正答率	取組問題数	学習時間
国語	1	10	80%	10	10
国語	2	10	70%	10	10
国語	3	10	60%	10	10
国語	4	10	50%	10	10
国語	5	10	40%	10	10
国語	6	10	30%	10	10
国語	7	10	20%	10	10
国語	8	10	10%	10	10
国語	9	10	0%	10	10
国語	10	10	0%	10	10
国語	11	10	0%	10	10
国語	12	10	0%	10	10
国語	13	10	0%	10	10
国語	14	10	0%	10	10
国語	15	10	0%	10	10
国語	16	10	0%	10	10
国語	17	10	0%	10	10
国語	18	10	0%	10	10
国語	19	10	0%	10	10
国語	20	10	0%	10	10
国語	21	10	0%	10	10
国語	22	10	0%	10	10
国語	23	10	0%	10	10
国語	24	10	0%	10	10
国語	25	10	0%	10	10
国語	26	10	0%	10	10
国語	27	10	0%	10	10
国語	28	10	0%	10	10
国語	29	10	0%	10	10
国語	30	10	0%	10	10
国語	31	10	0%	10	10
国語	32	10	0%	10	10
国語	33	10	0%	10	10
国語	34	10	0%	10	10
国語	35	10	0%	10	10
国語	36	10	0%	10	10
国語	37	10	0%	10	10
国語	38	10	0%	10	10
国語	39	10	0%	10	10
国語	40	10	0%	10	10
国語	41	10	0%	10	10
国語	42	10	0%	10	10
国語	43	10	0%	10	10
国語	44	10	0%	10	10
国語	45	10	0%	10	10
国語	46	10	0%	10	10
国語	47	10	0%	10	10
国語	48	10	0%	10	10
国語	49	10	0%	10	10
国語	50	10	0%	10	10
国語	51	10	0%	10	10
国語	52	10	0%	10	10
国語	53	10	0%	10	10
国語	54	10	0%	10	10
国語	55	10	0%	10	10
国語	56	10	0%	10	10
国語	57	10	0%	10	10
国語	58	10	0%	10	10
国語	59	10	0%	10	10
国語	60	10	0%	10	10
国語	61	10	0%	10	10
国語	62	10	0%	10	10
国語	63	10	0%	10	10
国語	64	10	0%	10	10
国語	65	10	0%	10	10
国語	66	10	0%	10	10
国語	67	10	0%	10	10
国語	68	10	0%	10	10
国語	69	10	0%	10	10
国語	70	10	0%	10	10
国語	71	10	0%	10	10
国語	72	10	0%	10	10
国語	73	10	0%	10	10
国語	74	10	0%	10	10
国語	75	10	0%	10	10
国語	76	10	0%	10	10
国語	77	10	0%	10	10
国語	78	10	0%	10	10
国語	79	10	0%	10	10
国語	80	10	0%	10	10
国語	81	10	0%	10	10
国語	82	10	0%	10	10
国語	83	10	0%	10	10
国語	84	10	0%	10	10
国語	85	10	0%	10	10
国語	86	10	0%	10	10
国語	87	10	0%	10	10
国語	88	10	0%	10	10
国語	89	10	0%	10	10
国語	90	10	0%	10	10
国語	91	10	0%	10	10
国語	92	10	0%	10	10
国語	93	10	0%	10	10
国語	94	10	0%	10	10
国語	95	10	0%	10	10
国語	96	10	0%	10	10
国語	97	10	0%	10	10
国語	98	10	0%	10	10
国語	99	10	0%	10	10
国語	100	10	0%	10	10

1 STEAM教育の概要

AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている。

文部科学省では、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進している。

○令和3年1月26日 中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」におけるSTEAM教育に関する記述

(4) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- ・STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義し推進することが重要
- ・文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進めることが重要
- ・小中学校での教科等横断的な学習や探究的な学習等を充実
- ・高等学校においては総合的な探究の時間や理数探究を中心としてSTEAM教育に取り組むとともに、教科等横断的な視点で教育課程を編成し、地域や関係機関と連携・協働しつつ、生徒や地域の実態にあった探究学習を充実

2 本県における取組事例

魅力ある高校づくりを推進するために普通科の在り方等を研究する「オンリーワン・ハイスクール事業」において、以下の学校でSTEAM教育をテーマとして取り組んでいる。

高校名	取組テーマ	主な取組
浜松西	STEAM教育を軸とした文理の枠を超えたカリキュラムの研究	・浜西探求コンソーシアムの設置 ・大学と連携したプログラム導入 ほか
清水東	普通科・理数科の相互作用による文理の枠にとられない探究活動の研究	・理数科の取組を普通科にも取り入れた課題学習の研究・実施 ・STEAM教育研修会の開催 ほか

3 STEAM教育に関する国の施策

経済産業省が「未来の教室」実証事業の一環としてSTEAM教育に関するデジタル教材を開発し、令和3年3月より「STEAMライブラリーVer. 1」として「未来の教室」ポータルサイトに公開している。



経済産業省「未来の教室」による、STEAM・探究・コンテンツのデジタルライブラリー



各コンテンツの「概要」ページで、コンテンツが取り上げているテーマの説明に加え、以下が可能です

- ・関連動画 / 教材の一括ダウンロード ※ユーザー登録が必要

サイト上での動画コンテンツ視聴

- ・コンテンツ / コマに絞って有無は異なる

PDF形式での教材ダウンロード

- ・指導案やワークシートが掲載

オンリーワン・ハイスクール事業

(高校教育課)

1 概要

魅力ある高校づくりを推進するため、国の普通科改革を踏まえて、生徒の学習意欲を喚起し、多様な教育ニーズに応える普通科の在り方等を研究する。対象は、原則普通科を設置する県立高等学校。

2 令和3年度事業計画

(1) 予算 (当初予算額：65,000 千円 ※運営指導委員会費用 1,000 千円を含む。)

区分	採択数	予算(単位：千円)
イノベーション・ハイスクール	7校 (Ⅰ類：3校、Ⅱ類：4校)	14,000
アカデミック・ハイスクール	9校 (Ⅰ類：6校、Ⅱ類：3校)	19,000
グローバル・ハイスクール	11校 (Ⅰ類：7校、Ⅱ類：4校)	22,000
フューチャー・ハイスクール	6校 (Ⅰ類：3校、Ⅱ類：3校)	9,000

※Ⅰ類は公募(外部有識者による選考)、Ⅱ類は高校教育課指定とする。

(2) 研究内容 Ⅰ、ⅡはそれぞれⅠ類、Ⅱ類を示す。

区分	内 容
イノベーション・ハイスクール	【リベラルアーツの推進・探究】 Ⅰ 文系・理系のバランスのよい学びの研究 Ⅱ 生徒が設定したオリジナルな探究活動を支援するカリキュラム研究 Ⅱ 医療人材育成に向けたカリキュラム研究
アカデミック・ハイスクール	【研究機関連携による社会課題探究】 Ⅰ SDGsをはじめとする、学際的・領域横断的な分野の探究 Ⅱ 演劇分野やスポーツ分野のカリキュラム研究 Ⅱ 海外の教育機関や企業等と連携したカリキュラム研究
グローバル・ハイスクール	【地域協働による地域課題探究】 Ⅰ 自治体や地元企業との連携・探究 Ⅱ 地域連携による科目設定、カリキュラム研究 Ⅱ 地域企業での就業体験による単位認定の研究
フューチャー・ハイスクール ※小規模校における取組	【地域に開かれた学校づくり探究】 Ⅰ 地域人材や民間活力を取り入れた学校運営の研究 Ⅰ 生徒による地域活性化、大学と連携した地域課題の解決の研究 Ⅱ 本校分校間、若しくは複数の学校が連携した遠隔授業の研究

(3) 年間スケジュール

	Ⅰ 類	Ⅱ 類
令和3年3月18日	募集要項配布	指定要項配布
4月14日		各学校の計画締切
4月28日	各学校の応募期限	
5月11日		実施額決定通知
5月17日		令達
5月26日	運営指導委員会において指定校を決定	
6月2日	指定・実施額決定通知	
6月16日	令達	
令和4年3月予定	年間報告会	年間報告会

3 実施校

	学校名	取組テーマ
イノベーション	「文系・理系科目をバランスよく学ぶリベラルアーツの推進」 I 類 3 校、II 類 4 校	
	I	清水東 普通科・理数科の相互作用による文理の枠にとらわれない探究活動の研究
		藤枝東 文理融合カリキュラム・文理選択時期の研究
		浜松西 STEAM教育を軸とした文理の枠を超えたカリキュラムの研究
	II	沼津西・沼津城北 生徒が設定したオリジナルな探究活動を支援するカリキュラム研究
		沼津東、静岡、浜松北 医療人材育成に向けたカリキュラム研究
アカデミック	「SDGsをはじめとする学際的・領域横断的な新たな社会課題を探究」 I 類 6 校、II 類 3 校	
	I	富士東 県内大学との連携・協働を取り入れた探究学習を核としたカリキュラムの研究
		静岡東 「探究学習ネットワーク」との連携を軸とした SDGs に関する探究活動の研究
		焼津中央 高大連携を主とした既存事業の体系化と新たな教育プログラムの研究
		掛川西 大学等専門機関と連携した系統的な社会課題解決学習の実践及びカリキュラム研究
		浜松南 コンソーシアム(大学・地元企業・市)と連携した授業改善と学校設定科目の研究
		浜松湖南 英語科レガシーの横展開と大学等と連携した開かれた教育課程の研究
	II	清水南 SPAC と連携した演劇科設置に向けたカリキュラム研究
		静岡西 大学の先端設備を活用したスポーツ分野のカリキュラム研究
		三島北 海外の教育機関や企業等と連携したカリキュラム研究及び実践
グローバル	「地域と協働し、地域社会の課題解決に向けて探究的学びを推進」 I 類 7 校、II 類 4 校	
	I	吉原 国際科や地域と連携した「住み続けられるまちづくり」を考える課題解決学習の研究
		富士宮北 地域資源（世界文化遺産・富士山）を活かした探究学習の研究
		富士宮西 地元自治体との連携と「富士宮市総合計画」に基づく地域課題をテーマとした総合探究の発展・研究
		清水西 地域福祉・医療系分野との連携を主とした地域課題解決学習の研究
		磐田北 市・大学・高校が連携した体験活動を核とした教育課程の研究
		浜北西 コミュニティ・スクールの活用を軸とした地域課題解決学習の研究
	II	湖西 産官学と連携した「湖西学」と各教科の繋がりを実現する指導計画の研究
		池新田・横須賀 地域の企業と連携した先端施設の活用及び就業体験の実施等の授業の充実と単位認定の研究
		熱海、榛原 地域と連携した学校設定科目の研究
フューチャー	「中山間地域等の小規模校において、先端技術の活用や地域資源等の学校運営への参加を積極的に促進」 I 類 3 校、II 類 3 校	
	I	川根 自治体及び海外企業と一体となった地域づくり
		南伊豆分校 町と連携したカリキュラムマネジメントの実施による賀茂地区の人材育成の研究
		稲取 多様な学びや自己実現ができる学校となるための ICT 技術の活用研究
	II	相良 地域人材を活用した地域活動の円滑な運営と探究型学習の深化の研究
		土肥分校、佐久間分校 中山間地域における ICT 技術や地域資源等を活用した多様な学習機会の提供の研究
		春野校舎 中山間地域の学校が連携した地域活性化の取組及び先端技術を活用した生徒の多様な学びの機会の保障の研究

※イノベーション II 類の沼津西、沼津城北、グローバル II 類の池新田、横須賀はそれぞれ共同研究

プロフェッショナルへの道

(高校教育課)

1 要旨

「技芸を磨く実学の奨励」を踏まえ、県内の専門学科及び総合学科を設置する県立高等学校で学ぶ生徒について、知識と実践力を兼ね備えた地域人材を育成するため、産学官一体の共同体制の構築と実践を推進する。また、各事業を相互に関連付けることで、生徒の技能・知識の確実な習得を支援する。

2 令和3年度事業計画

(1) 対象校

農業、工業、商業、水産、家庭、福祉、芸術、英語及び国際に関する専門学科及び総合学科を設置する県立高等学校とする。ただし、英語及び国際に関する専門学科については「未来のスペシャリスト育成」のうち高度外部人材の活用のみとする。(43校)

(2) 実施内容及び支援内容 (当初予算額：35,000千円) ※件数、校数は令和3年6月時点

事業名	実施内容	支援内容	件数	校数
未来のスペシャリスト育成 (17,500千円)	ア 高度外部人材の活用 専門科目の実験・実習等における高度技術者等の招聘	①高度外部人材に対する謝金及び旅費 ②指導に必要な材料費	63	24
	イ 大学・専門学校等での研究体験 高校生が大学等に出向き、高度な学問の一端に触れたり、研究体験や活動を行ったりする機会の促進	①研究体験に係る生徒旅費、引率旅費、生徒保険料 ②研究体験等経費(研究体験受入先への謝金、委託費など)	7	4
パワーアップチャレンジプログラム (5,000千円)	ア 全国大会等への参加支援 専門科目に関する大会への参加支援及び参加するための練習に伴う材料費支援	①大会出場に係る生徒旅費、引率旅費、宿泊費 ②大会参加に向けた競技練習等に係る材料費等	5	2
	イ 学会等への参加支援 専門科目に関する学会等への参加支援	①学会参加に係る生徒旅費、引率旅費	0	0
産業界との連携進化 (6,000千円)	産業界等と連携・協働し、地域課題の解決等に向けた探究的な学びを行う取組の推進	①研究内容に係る必要かつ適切な経費(生徒旅費、引率旅費、講師謝金及び旅費、物品借料、会場借料、研究に必要な材料費等)	6	6
高校生による子どもフォアフロント体験教室 (1,200千円)	ものづくりの楽しさと実学への興味・関心を高めるため、小中学生対象の体験教室の開催	①指導に必要な材料費等 ②参加者保険料	10	8
ふじのくに実学チャレンジフェスタ (5,300千円)	専門高校等の学習成果や魅力を発信	①生徒旅費及び引率旅費 ②出展に係る必要経費(材料費、作品運搬費等)	79	31

(3) 令和3年度予定

令和3年3月	募集要項の発出
令和3年4月23日	未来のスペシャリスト・高校生による子どもフォアフロント提出
令和3年5月10日	産業界との連携進化提出
令和3年5月中	産業界との連携進化指定校決定、各校予算決定・令達
令和3年7月30日	パワーアップチャレンジプログラム 1期提出
令和3年9月30日	パワーアップチャレンジプログラム 2期提出
令和3年11月6日	ふじのくに実学チャレンジフェスタ(プラサヴェルデ多目的ホール:沼津市)

WWL・地域との協働による高等学校教育改革推進事業

(高校教育課)

1 要旨

高校教育課は文部科学省から令和元年度から3年間委託を受けて、以下の新規事業に取り組んだ。いずれも5月下旬に委託契約を結んだ。

Society5.0に向けた高等学校改革パッケージ

	事業名	概要	R2 予算額、 指定校等	R3 予算額
1	WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業	将来、イノベーティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築する。	三島北高校他 (全国28拠点) 9,000千円	9,000千円
2	地域との協働による高等学校教育改革推進事業	(1) 地域魅力化型 地域ならではの新しい価値の創造に向け、地域をよく知り、コミュニティを支える人材を育成するため、地域課題の解決に向けた探究的な学びを各教科・科目等で実施する。	熱海高校 (全国20校) 4,000千円	8,000千円 令和2年度～ 天竜高校 ※アソシエイト 国予算なし
		(2) グローカル型 グローバルな視点をもってコミュニティを支える地域のリーダーを育成するため、各地域の特性に応じたグローバルな社会課題研究としてテーマを設定し、解決に向けた探究的な学びをカリキュラム等の中で実施する。	榛原高校 (全国20校) 5,000千円	3,950千円
		(3) プロフェッショナル型 専門的な知識・技術を身に付け地域を支える専門的職業人を育成するため、地域の産業界等と連携・協働しながら地域課題の解決等に向けた探究的な学びを各教科・科目等で実施する。	令和元年度 天竜高校 ※アソシエイト (全国11校) 国予算なし	該当なし

※アソシエイト…国からの予算支援はないが、全国サミットへの参加等は可能とする。

2 成果と課題

(1) WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業

静岡大学と協議をし、大学の単位先取り履修のための構想を共有することができたため、実際の運営を目指していく。また、拠点校及び連携校における課題研究の共有・促進をさらに進めていく。本年度は、3年間の集大成として、高校生国際会議を実施する。

(2) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業(地域魅力化型)

地域との協働事業(地域魅力化型)では、運営指導委員会、コンソーシアム委員会ともに活発な意見が出された。今後の取組に生かすことが課題である。

(3) 静岡大学教育学部と榛原高校の間で「静岡県立榛原高等学校と静岡大学教育学部・教育学研究科と相互連携に関する協定」を7月16日に締結した。

次年度も、県事業であるコアスクール、サイエンススクールに指定し、継続的に支援していく。

科学の甲子園

(高校教育課・義務教育課)

○ 要旨

全国の科学好きの生徒の裾野を広げ、才能を十分に発揮し、切磋琢磨する機会を提供するため、科学技術、理科、数学等における複数分野にわたる内容で競う大会。

(主催：国立研究開発法人 科学技術振興機構)

本県では、あわせて理数教育の推進と科学好きの裾野を広げることを目的に「科学の甲子園静岡県大会」を開催し、全国大会に出場する静岡県代表チームを選抜している。

○科学の甲子園（高校生）

1 令和2年度事業計画

新型コロナウイルス感染症対策のため、競技の種類やルールを変更して実施している。今後も状況により変更がある可能性がある。

	県一次予選	県最終予選	全国大会
主催	県教育委員会	県教育委員会	科学技術振興機構
実施時期	10月17日(日)	12月12日(日)	3月18日～21日
会場	県内3地区(東・中・西)	県総合教育センター	つくば市等
競技内容	筆記競技等	筆記競技、 総合競技等	筆記競技、実験競技、 総合競技
参加対象者	高校1,2年生 6人1チーム	県一次予選 上位5チーム 8人1チーム	県最終予選 優勝チーム 8人1チーム

2 令和2年度事業実績

令和2年度	県一次予選	県最終予選	全国大会
実施日	10月18日(日)	12月13日(日)	3月19日から21日
会場	各参加校	県総合教育センター	つくば市
参加者	335人 16校57チーム 県立13校、市立1校 私立2校	56人 7校7チーム 県立7校	浜松北高校
順位	1位：浜松北 2位：磐田南A 3位：沼津東A	1位：浜松北 2位：沼津東A 3位：菰山C	総合第3位

3 これまでの実績

年度	H28	H29	H30	R1
1次予選参加者	274人 46チーム	248人 43チーム	276人 48チーム	336人 58チーム
参加校	13校	13校	16校	17校
参加校種別	県立：9校 市立：1校 私立：3校	県立：9校 市立：1校 私立：3校	県立：12校 市立：1校 私立：3校	県立：12校 市立：1校 私立：4校
全国大会出場	掛川西高校	沼津東高校	沼津東高校	沼津東高校
全国大会順位	16位	21位	39位	中止

※平成26年度 清水東高校3位、平成28年度 掛川西高校事前公開競技4位

○科学の甲子園ジュニア（中学生）

1 令和3年度事業計画

	県大会 (今年度から県予選を廃止)	全国大会 (第9回科学の甲子園ジュニア)
実施日	8月3日(土)	12月3日(金)～5日(日)
会場	県総合教育センター	姫路市コンベンションセンター (兵庫県)
参加者、 結果等	21チーム(68人) 市町立21人、県立6人、 国立31人、私立10人 優勝：静岡大学附属浜松中学校 準優勝：静岡大学附属浜松中学校	県大会の成績上位2チームが、静岡県代表合同チームとして出場予定

- ・県大会
中学1,2年生で構成した1チーム3人で、筆記競技及び実技競技に取り組む。
- ・研修会(11/13(土)開催予定)
県大会後、静岡県合同代表チーム研修会を開催。県代表生徒6名が全国大会に備える。
- ・全国大会
実生活・実社会との関連、融合領域、説明能力等に配慮した、理科、数学等の複数分野における筆記競技及び実技競技を行い、総合点を競う。
総合入賞チームや各競技入賞チームには、文部科学大臣賞等が授与される。

2 事業実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため、県大会、研修会及び全国大会は中止。全国大会の代替としてオンラインのエキシビジョン大会が実施され、12チーム(62人)がエントリーした。令和元年度は下表のとおり。

令和元年度	県予選	県決勝	全国大会
実施日	7月20日(土)	8月3日(土)	12月6日(金)～8日(日)
会場	県内2地区(東部・西部)	県総合教育センター	つくば市
参加者、 結果等	55チーム(165人) 市町立53人、県立15人、 国立55人、私立42人	優勝： 静大附属島田中学校 準優勝： 静大附属島田中学校	総合23位 (競技別の入賞なし)

- ・静岡県大会
中学1,2年生で構成した1チーム3人で筆記競技及び実技競技に取り組み、成績上位2チームが、静岡県代表合同チームとして全国大会に出場する。
なお、県大会後、静岡県合同代表チーム研修会を開催。県代表生徒6名が全国大会に備えた。
- ・全国大会
実生活・実社会との関連、融合領域、説明能力等に配慮した、理科、数学等の複数分野における筆記競技及び実技競技を行い、総合点を競う。
総合入賞チームや各競技入賞チームには、文部科学大臣賞等が授与される。

3 成果と課題

- ・「科学好きの裾野を広げる」という目的に基づき、県大会で筆記競技と実技競技の両方を実施しており、過去の参加者からは「参加してよかった」「問題を協力して解いた時の感動は言葉では言い表せない」等の感想があった。
- ・新型コロナウイルス感染症に対応するための運営方法を見直していく必要がある。
- ・国立や私立からの参加が多く、公立(市町立)中学校からの参加生徒数を増やすための方策を検討する必要がある。

1 目的

一人ひとりの“得意”を伸ばす教育システムを確立し、「人間性の育成」、「基礎学力の習得」、「自由な考えと創造性を伸長する教育」を通じ、夢と志をもって世界的に活躍する人材を浜松地域から輩出することを目的とする。

2 トップガン教育システム協議会（平成29年度設立）

構成員	静岡大学、浜松市(首長部局・教育委員会・市内小中学校等)、 (公財)浜松地域イノベーション推進機構、浜松医科大学、浜松商工会議所、 光産業創成大学院大学、浜松いわた信用金庫、静岡県(経済産業部) 等
拠点校	静岡大学教育学部附属浜松小学校・中学校
経緯	- 平成 21 年に文科省・経産省の地域中核産学官連携拠点事業の「浜松・東三河 光・電子イノベーション創出拠点」の採択を受け、長期的人材育成事業（トップガン教育システム）に取り組む（事業期間 5 年） - 平成 29 年から、静岡大学教育学部附属浜松小学校・中学校を拠点に「トップガン教育システム協議会」として事業を引き継ぐ

3 主な活動

(1) 児童生徒の才能を見出し、評価し、育てるためのコンテストの開催

○Mathやらまいかコンテスト

小学生を対象に、算数の計算力や思考力を競い、算数の面白さを伝えるきっかけづくりとともに才能の発掘につなげる。

○理科研究プレゼンテーションコンテスト

小学 5 年生から中学 2 年生を対象に、夏休みの自由研究や部活動などでの理科研究の成果を披露し、研究内容や発表技術を競う。

(2) 課外講座の開催

中学生を対象に、大学関係者等を講師として、「お湯で動く SMA エンジンを作ろう！」「身近な物理学から迫る“人工衛星”」「水中探査ロボットで池の中の自然を探ろう」などのテーマに応じて、グループで課題に取り組む。

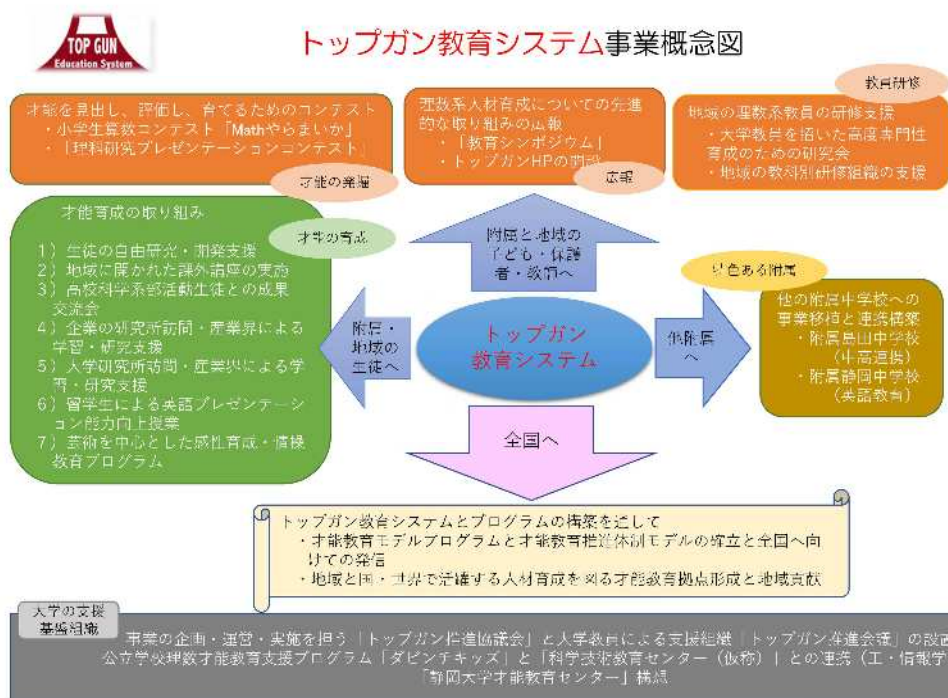
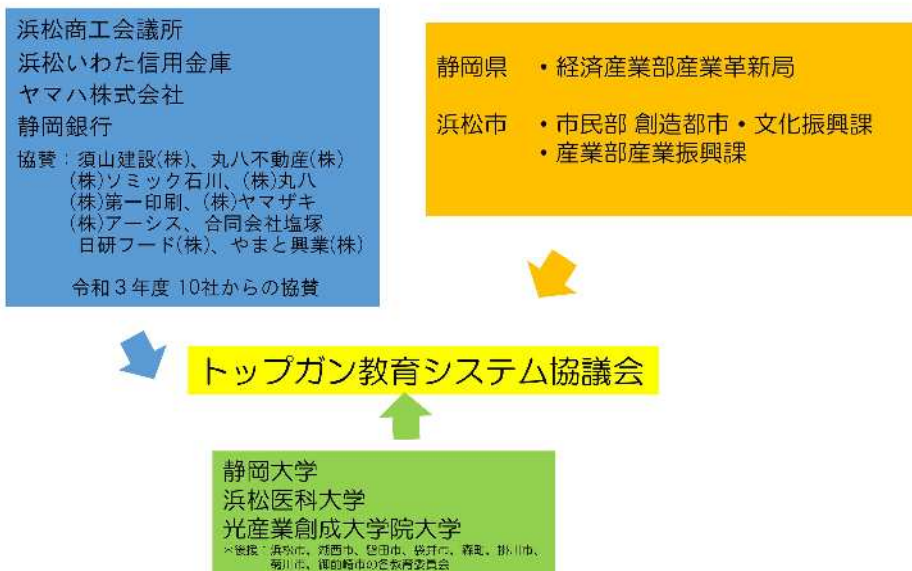
(3) 高校科学系部活動との交流、企業・大学研究所等への訪問

中学生等を対象に、高校の科学系の部活動や、最先端技術を開発する企業、大学の研究現場を訪問し、それぞれの研究の一端に触れる。

(4) 地域の理数系教員への研修支援

中学校・高校の教員を対象に、地域の教科別研修組織などを利用して、大学教員等により高度な専門性を育成するための支援を行う。

産学官連携による理数才能教育・トップガン



各種大会等の実績（産業・芸術等）

（高校教育課）

1 令和2年度の実績（新型コロナウイルス感染症による大会中止等の影響あり）

分野	大会名等・実績 【受賞した学校名】	大会概要等
農業	学校関係緑化コンクール 「学校環境緑化の部」 文部科学大臣賞 【磐田農業高校】	樹木、花木、草花が持つ生活環境に関わる多面的な役割・機能に着目して、年間を通して樹木、花木、草花を環境教育、人間教育、地域貢献活動に有効に活用したことが評価された。 (取組内容は以下のとおり) ・校内には、樹木を主体とした庭園、ビオトープ、澄水山(古墳であり、小さな森)や草花を主体とした花壇、校門から校舎までのプランターが多くある。庭園等の緑地は、樹木管理や樹木調査、樹木説明看板製作、環境調査等の教材として、花壇・プランターは、苗づくりから定植、栽培管理等の教材として、実践を通して教育に活用している。さらに、150種類、1,500株を栽培管理しているバラ園では、定期的に一般公開し、地域の方々に喜ばれている。 ・磐田市と連携して市内の公園で花壇を製作しているほか、近隣の特別支援学校や地元企業と連携した駅前の歩道沿いに草花プランターを設置する放置自転車対策、地元の保育園児を対象とした押し花体験やシニアクラブの方々を対象とした寄せ植え体験等の支援活動など、身に付けた知識や技術を活かし、磐田市街地に立地する農業高校として樹木や花木、草花を通した緑化活動や地域貢献活動を実践している。
	全国押し花コンテスト 文部科学大臣賞 【田方農業高校】	・押し花を使った平面のアートを作成し、生花以外のフラワーアートに挑戦する。 ・園芸等、花にたずさわる高校生に「押し花」という新しい分野を認知・普及し、その後の活動に広がりを持たせるきっかけとする。
	技能五輪全国大会フラワー装飾 敢闘賞 【田方農業高校】	・競技職種は全42種目 ・フラワー装飾部門は全国から40人が出場(内高校生10人)
商業	多言語音声翻訳コンテスト アイデア部門 総務大臣賞 【島田商業高校】	・多言語音声翻訳の新しい活用方法や面白い使い方などにより「言葉の壁」をなくし、一緒に世の中を変えていくことができる、面白い発想・アイデアを募集(応募総数233点) ・受賞作品名「世界で働くあなたへ、ニュアンスによるビジネスでのトラブルは「誠意翻訳」で解決します！」
家庭	第9回ご当地！絶品うまいもん甲子園 優勝 【駿河総合高校】	・食を通じて農林漁業の大切さを伝え、高校生の夢を応援し、地域を盛り上げ日本を元気にすることを目標とし、「夢の舞台を創造」「人材育成」「地域活性化」をコンセプトに実施 ・駿河総合高校は、トマト、ワサビ、牛肉など地元食材を利用した「駿河メレンゲシフォン」で優勝し、農林水産大臣賞を受賞
美術	全国高等学校総合文化祭 まんが部門 最優秀賞 【伊東高校城ヶ崎分校】	・第29回「まんが甲子園」と兼ねて開催(総合文化祭としては協賛部門にて初開催) ・最優秀賞とデジタル作品賞のダブル受賞

2 過去の実績

別添のとおり

全国で輝いた技・芸の星＜産業・芸術編＞

～公立・私立実学系高校の実績～

【元年度】25件

分野	学校名	月	大会名等及び実績	
農業	磐田農業高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（園芸）	最優秀賞
	静岡農業高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（農業、園芸、食品、造園）	優秀賞
	田方農業高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（農業、畜産、食品、生活）	優秀賞
	富岳館高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（農業）	優秀賞
	浜松大平台高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（農業）	優秀賞
	藤枝北高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（園芸）	優秀賞
	小笠高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（園芸）	優秀賞
	磐田農業高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（園芸、農業土木）	優秀賞
	浜松湖北高校	10月	日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技（園芸）	優秀賞
	田方農業高校	10月	全国押し花コンテスト	文部科学大臣賞
	田方農業高校	11月	技能五輪全国大会フラワー装飾	敢闘賞
	磐田農業高校	3月	全日本学校関係緑化コンクール 学校環境緑化の部	文部科学大臣賞
工業	掛川工業高校	7月	第16回全国高等学校A R D F 競技大会 スプリント競技女子19歳以下の部	2位
	浜松城北工業高校	8月	第14回若年者ものづくり競技大会 電気工事部門（全国大会）	敢闘賞
	浜松工業高校	8月	第25回スーパーコンピューティングコンテスト （全国大会）	優勝
	浜松工業高校	1月	高校生の「建築甲子園」	審査委員長特別賞
商業	浜松商業高校	7月	全国高等学校簿記コンクール全国大会	団体3位
	城南静岡高校	7月	全国高等学校簿記コンクール全国大会	個人最優秀賞
	浜松商業高校	7月	全国高等学校簿記コンクール全国大会	個人優秀賞
	清水桜が丘高校	8月	全国高等学校ワープロ競技全国大会	団体3位
水産	焼津水産高校	12月	全国水産・海洋高等学校生徒研究発表大会	優秀賞
音楽	浜松江之島	11月	ふじのくに芸術祭2019 （音楽・舞台芸術部門合唱コンクール）	芸術祭賞
美術	清水南	11月	ふじのくに芸術祭2019（美術展・油彩画）	芸術祭賞
	清水南	11月	ふじのくに芸術祭2019（美術展・彫刻）	芸術祭賞
書道	浜松学芸高校	8月	全国高等学校総合文化祭佐賀大会書道部門	朝日新聞社賞 奨励賞

令和3年度人権教育の基本方針

(教育政策課)

1 静岡県教育委員会の人権教育の基本構想

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・ 人権教育・啓発に関する基本計画
- ・ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）人や国の不平等をなくそう
- ・ 静岡県人権施策推進計画（ふじのくに人権文化推進プラン）
- ・ 静岡県教育振興基本計画 共生社会を支える人権文化の推進
- ・ 人権教育を取り巻く諸情勢について
人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料

目標

自他の人権を大切にする態度や行動力の育成
人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高める

学校の教育活動全体を通して（全体計画）

<年間指導計画に基づいた授業>

各教科等教育活動における人権教育の実施

- ・ 生徒指導や特別活動における人権教育（いじめや不登校問題への対応）
- ・ 人権教育の手引き【学習例】の活用、各教科における人権学習（各教科における主体的・対話的で深い学びの充実）

<教職員の人権意識の向上>

教職員一人一人が人権感覚を高め指導力を高める

- ・ 人権教育の手引きを活用した校内研修の実施
- ・ 各種教員研修における人権教育の実施
- ・ 関係課による取組

人間形成の
基礎づくり
家庭

人権共存の
豊かな関係づくり
地域

県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現

2 静岡県教育委員会人権教育推進のための関係課・所連携組織



学校における人権教育の研究

(教育政策課)

1 趣 旨

児童生徒および教職員の人権意識や人権感覚を高めるための研究を行うとともに、その具現化を図り、成果を広く県内の小中学校・高等学校に普及させ、学校教育の一層の充実・発展に役立てる。

2 事業概要

(1) 静岡県立稲取高等学校

区 分	内 容																																					
指定年度	令和元年度～2年度																																					
研究主題	相手の立場や考えを尊重した行動をとることができる生徒の育成 ～ 人とのかかわりを通して ～																																					
取組内容	学校経営計画において「自己を律し、他者を大切にすること」を教育目標に掲げ、目標具現化の柱として「豊かな人間性と逞しい心身を育成し、人権教育を推進する」ことを位置づけた。 しかしながら、学校生活の中では他者の人権に配慮に欠ける行動をとる生徒やそれに伴う人間関係のトラブルが見受けられることから、相手の立場や考えを尊重した行動をとることのできる生徒育成のためのプログラムを開発することを2年間の研究の目標に置いた。 指定2年目は外部専門家のアドバイスを受けつつ、1年目で課題となった人権についての知識を深める研修を1学期に重点的に配置し研究を進める。また、すべての学校行事を人権の視点で捉え直し、PDCAサイクルにより検証を進めていく。																																					
成 果	学校生活の中で起きる生徒同士の人間関係に関わる課題の解決に向けて、1年部を中心に「特別活動」を活用した人権教育に取り組んだ。生徒は、講演会や講座の受講を通して、自他を大切にすることや異年齢の人々との関わり方について理解を深めることが出来た。また、特別支援教育研修会を開催し、生徒理解アセスメントシートによる個別の指導計画作成や担任による指導状況の報告と反省など、教職員同士の情報交換及び連携を図った。 これらの取組みの結果「私は自分を大切にすることができる」などの自己肯定感に関わる質問項目について、肯定的に回答する割合が研究前と比べて向上した。 ・生徒指導に関連する成果 <table><tr><th>項 目</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>1年次生徒指導件数</td><td>7 件</td><td>3 件</td><td>4 件</td><td>0 件</td></tr><tr><td>1年次出席率</td><td>98.4%</td><td>98.6%</td><td>98.3%</td><td>99.6%</td></tr></table> ・人権教育に関連するアンケート結果の成果（一部抜粋） <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td rowspan="2">生徒</td><td>「人権」に関する知識がある</td><td>26.3%</td><td>34.3%</td></tr><tr><td>相手の意見に耳を傾けることができる</td><td>39.4%</td><td>40.8%</td></tr><tr><td rowspan="2">教職員</td><td>間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃さない</td><td>85.0%</td><td>95.0%</td></tr><tr><td>丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている</td><td>50.0%</td><td>77.0%</td></tr></table>					項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	1年次生徒指導件数	7 件	3 件	4 件	0 件	1年次出席率	98.4%	98.6%	98.3%	99.6%	項 目		令和元年度	令和2年度	生徒	「人権」に関する知識がある	26.3%	34.3%	相手の意見に耳を傾けることができる	39.4%	40.8%	教職員	間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃さない	85.0%	95.0%	丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている	50.0%	77.0%
項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																		
1年次生徒指導件数	7 件	3 件	4 件	0 件																																		
1年次出席率	98.4%	98.6%	98.3%	99.6%																																		
項 目		令和元年度	令和2年度																																			
生徒	「人権」に関する知識がある	26.3%	34.3%																																			
	相手の意見に耳を傾けることができる	39.4%	40.8%																																			
教職員	間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃さない	85.0%	95.0%																																			
	丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている	50.0%	77.0%																																			
今後の課題	開発した「相手の立場や考えを尊重した行動ができる生徒育成を目指すプログラム」について、その趣旨を教職員全体に広めるとともに、適宜改善していくことが肝要である。さらに他校にもプログラムが広まり活用されることを期待したい。																																					

(2) 裾野市立東中学校

区 分	内 容																	
指定年度	令和元年度～2年度																	
研究主題	自他を大切にし、学び合う生徒の育成 ～主体的・対話的で深い学びを通して～																	
取組内容	「主体的・対話的で深い学び」を通して、生徒が安心して学びに向かい、「わかった」「できた」と実感できる授業を行うことを軸として、「自分という存在を大切にする生徒」「仲間や家族、地域の人など他者を大切にできる生徒」の育成をねらいとして、人権教育の視点に基づいて授業実践を中心に取組を進めた。 ・一人一回授業を公開する機会をもち、授業づくりの視点に沿ってよりよい授業を目指す。課題の工夫「解決したい課題や問い」、生徒同士が学び合う「協働の学び場」、学びを深める「対話」と「考える材料」、学習の成果の実感や次につながる疑問を生み出す「振り返りの場」について研修を深める。 ・外部講師による講話から学ぶ機会を設け、授業改善に生かす。 ・学級づくり研修から生徒理解を深め指導や支援の方法を見直す。 ・学校評価アンケートや生徒アンケート、教師アンケートやQ-U等のデータをもとに、生徒の人権感覚が向上したかを分析する。 ・学校環境適応感尺度「アセス」を活用した生徒理解を通して、指導や支援方法の見直しをする。																	
成 果	教師アンケート(7月実施)の「教師が『つなぎ役』として授業が展開されたか」は、80%が肯定的な回答をした。また、「生徒が『訊く』ためのグループ学習を取り入れたか」は、88%が肯定的な回答をした。これらから、生徒自身が成長を実感できるような授業の工夫をする教師の姿勢を読み取ることができる。生徒主体の授業を通して、自他共に大切にすることを目指す教師の意識が育まれている。 また、令和2年度は10月時点で新規不登校が0人である。生徒が主体となる授業を目指したことが、生徒同士、生徒と教師との良好な人間関係を育むことにつながっている。学校再開直後は、個別面談など個に関わる時間を例年以上に確保し、教育課程をゆっくりとスタートさせたこと等も要因の一つであると考えられる。 ・学校評価アンケート結果(一部抜粋) <table><tr><th>項 目</th><th>平成30年12月</th><th>令和2年10月</th></tr><tr><td>学校生活が楽しい</td><td>81.6%</td><td>85.5%</td></tr><tr><td>私は授業内容を理解できている</td><td>81.2%</td><td>81.8%</td></tr><tr><td>困ったことが起きたとき先生たちはきちんと対応してくれる</td><td>79.9%</td><td>87.3%</td></tr><tr><td>先生は私の努力を認めてくれる</td><td>81.6%</td><td>86.7%</td></tr></table>			項 目	平成30年12月	令和2年10月	学校生活が楽しい	81.6%	85.5%	私は授業内容を理解できている	81.2%	81.8%	困ったことが起きたとき先生たちはきちんと対応してくれる	79.9%	87.3%	先生は私の努力を認めてくれる	81.6%	86.7%
項 目	平成30年12月	令和2年10月																
学校生活が楽しい	81.6%	85.5%																
私は授業内容を理解できている	81.2%	81.8%																
困ったことが起きたとき先生たちはきちんと対応してくれる	79.9%	87.3%																
先生は私の努力を認めてくれる	81.6%	86.7%																
今後の課題	授業改善を柱に実践を積み重ねており、教師の個を大切にする姿勢が子供の表れにつながりつつある。今後は以下の3点について充実を図っていきたい。 (1) 保護者・地域との連携 (2) 個に応じた支援 (3) 特別活動や道徳教育、生徒指導と人権教育のつながり																	

(3) 袋井市立袋井南中学校

区 分	内 容
指定年度	令和2年度～令和3年度
研究主題	『自分らしさを生かして 共にいきる』 ～自分らしさに気づき お互いの存在や良さを認め合う集団づくり～
取組内容	教育活動全体を通じて人権教育を推進し、特に、4つの承認「存在・意欲・行動・成果」の強化を軸に、人権教育を意識した学級経営や授業づくりを実現する。 ・研修により人権教育への理解や教職員の意識の統一を図る。 ・一人一授業公開において、人権教育の実践を意識した取組を設定し、授業形態や発問の工夫などにより、自分ごととして考えたり、お互いを認め合ったり、主体的に取り組もうとしたりする態度を育成する。 ・板書や掲示物に関して、ユニバーサルデザインを意識し、どの生徒も見やすく分かりやすい工夫を行う。 ・学級活動や異学年交流などにおいて、自他の役割を認め合い、協働的に取り組む態度を育てる。 ・人権の視点から校則や学校生活のルールを見直す。 ・教職員アンケートや生徒アンケートを実施し、人権感覚が向上しているかについて分析し見直す機会とする。さらに、人権教育全体計画の見直しを行い、継続的な推進を図る。 ・学校運営協議会委員に人権擁護委員を加え、教育活動の見直しを行う。 ・学校からの便り等により生徒の様子やアンケート結果などを伝え、生徒の頑張りや成長、様々な考えがあることを認め、広げていく。

人権教育指導資料「人権教育の手引き」の研究と活用

(教育政策課)

1 概 要

児童生徒への人権教育、また、教職員が人権課題への理解を深めるための指導資料を研究・作成するとともに、各課所主催の研修会や学校訪問など、研修や訪問の目的に合わせた手引きの積極的な活用・紹介を図る。

2 内 容

(1) 各校人権教育担当者のアンケート結果を踏まえて作成

- ア 学習例「新型コロナウイルス感染症における人権侵害」「インターネットを悪用した人権侵害」「子どもの人権」は発達段階それぞれに合った内容で作成
- イ 特別支援学校での取組方法について紹介
- イ 短い時間で実施するためのアイデアを提示
- ウ 教職員不祥事根絶に向けた資料を掲載

(2) 学校教育・社会教育の場で、授業や講座等で活用できる学習例を作成する

- ア 学習例では、相手の気持ちになって考える体験活動を通じて、人権に対する正しい理解を深めるとともに、人権感覚を高めていくための学習を実施

3 令和3年度

項 目	内 容
名 称	2021 年度静岡県人権教育の手引き「想像しよう 共感しよう」 － 気づきから行動へ －
手引きの内容 (主な内容)	第1章 静岡県教育委員会の人権教育 ・学校教育における人権教育の推進に向けて Q & A ・静岡県教育委員会の人権教育の基本構想 ・令和元・2年度人権教育研究指定校の実践（裾野東中、稲取高校） ・人権教育全体計画及び年間指導計画の作成 第2章 授業等で活用できる学習例集 ・特集① 子供の人権を守ろう (「こどものけんり」ってなあに? ほか) ・特集② インターネットによる人権侵害をなくそう (あなたは大丈夫? インターネットの使い方 ほか) ・特集③ 新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくそう (全ての人が被害者にも加害者にもならないために ほか) ・人権って何だろう その会話をどう思う? ・学校組織で対応するいじめ問題について(スクールイヤーの活用) ・高齢者の人権を守ろう ・パラリンピックから共に生きる社会を考えてみよう ・外国人の人権を尊重しよう ・性の多様性を知り、偏見や差別をなくそう ・個々の人権課題 第3章 振り返りましょう、あなたの人権感覚 ・ハラスメントについて考える ～具体的事例を通して～ ・ハラスメントをなくすためには ・振り返りましょう、あなたの人権感覚 (チェックシート) ・関係機関及び相談機関の紹介、人権教育に関するDVD・書籍の活用
発行時期・部数	令和3年5月 22,500部
配布先	全教職員配布、県HP公開 〔管内公立小中学校、県立学校本務教員 市町教育委員会、国立学校、私立学校、各教育機関、法務局等〕
活 用	人権教育担当者研修会 (小・中・高・特)、校内研修、初任者研修 他

※随時、指導例を作成し、HPに提示

ESD（持続可能な開発のための教育）

（教育政策課）

1 持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

2002年に日本が提唱した考え方で、近年では、持続可能な社会の創り手を育成するESDは、SDGsの全ての目標の実現に寄与するものであるとされている。

ESDの概要	現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動
SDGsとの関係	- 目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット4.7に位置付け（ターゲット4.7） 2030年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得するようにする。 - 持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するもの

2 ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を实践する学校として1953年に創設された。文部科学省及びユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付けている。

活動目的	- ユネスコ・スクール・ネットワークの活用による世界中の学校と生徒間の交流を通じ、情報や体験を分かち合うこと - 地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指すこと
登録数	全国 1,120校（県内 15校）
県内の登録校	静岡市立久能こども園、静岡市立和田島こども園、静岡市立清沢こども園、静岡市立東豊田こども園、静岡市立由比こども園、静岡サレジオ小学校、富士市立岩松北小学校、伊豆市立天城中学校、静岡市立玉川中学校、掛川市立北中学校、富士宮市立富士宮第二中学校、私立星陵中学校・高等学校、不二聖心女子学院、県立伊豆総合高校、県立駿河総合高等学校
主な成果	（2019年度ユネスコスクール活動調査結果より） - SDGsの各目標に対する取組が実施されている（図1） - ユネスコスクール活動を通して最も変化の見られた児童生徒の資質・能力※は「学びに向かう力、人間性 等」（図2） ※新学習指導要領にて育みたい「資質・能力の三つの柱」

（図1）ユネスコスクールの教育活動で取り上げたSDGs17の目標（上位6項目）



（図2）最も変化の見られた「資質・能力の三つの柱」



< 県立高校における取組事例(令和2年度) > (ユネスコスクールHPより抜粋)

○ 伊豆総合高等学校

活動分野	環境、持続可能な生産と消費、ジオパーク
取組概要	地域社会、環境・持続可能な生産と消費、ジオパークを柱に、 ①地域社会に係わる活動、②環境・持続可能な生産と消費に係わる活動、 ③ジオパークに係わる学習 を実施
具体的な取組	・総合学科3年次生が「総合的な学習の時間」で、新生活様式に基づく持続可能な社会をテーマにグループで探究学習を行った。 ・「商品開発」の授業では、害獣として駆除されるイズシカの捨てられてしまう部分である鹿革に着目し、鹿革を用いた商品の開発活動を行った。商品化には至っていないが、生徒考案の刻印なども完成し、製品のブラッシュアップを図っている。 ・静岡大学小山真人教授に講演をいただき、ジオサイトを観光活動に活かして地域を活性化させる活動や、地域の人々に地域の素晴らしさを知ってもらう活動を企画する学習を行なった。

○ 駿河総合高等学校

活動分野	生物多様性、減災・防災、気候変動、エネルギー、環境、国際理解、人権、福祉、持続可能な生産と消費、健康
取組概要	「キャリア探究 with SDGs支援プログラム」に基づき、企業や行政などとの連携協働しながら、①共生・共育推進 プロジェクト、②協働・共創プロジェクト、③自己実現プロジェクト に取り組み、静岡市SDGs宣言事業所の認定を受けた
具体的な取組	・併置している特別支援学校分校に在籍する生徒と、文化祭や体育祭といった学校行事に加え、部活動やLHR、合同授業などの日常的な交流を数多く経験することで、異なる個性を持つ多様な他者との交流や助け合うことに対する「当たり前感覚」を養った。 ・SDGs未来都市である静岡市が主催する「高校生まちづくりスクール（ビジネス編）」でZ世代をターゲットとしたマーケティングを考案して最優秀賞を受賞する生徒、2050年のエネルギー問題を考える「高校生エナジーピッチ」で最優秀賞を受賞する生徒、ユニセフ・リーダー講座にリモート参加する生徒など、学校での学びを活用する場を学校外に求める生徒達が続出した。アウトプットを想定して課題設定し、仮説検証や実験などを重ねて課題解決に向けて主体的・協働的・探究的に取り組む生徒は、自分自身の自己有用感を高めると共に周囲にも好影響を与えている。

学校における環境教育

(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

1 概要

理科、地理、家庭等の共通教科や農業、工業等の専門教科、総合的な学習（探究）の時間、学校行事、部活動など、様々な場面で環境教育に取り組んでいる。

2 各教科等における環境教育

理科、地理、家庭などの様々な教科を通じて横断的に学習するとともに、総合的な学習（探究）の時間や課題研究等において取り組んでいる。

小中学校	環境教育の視点から各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の目標や内容を明確にし、指導に当たっている。また、環境教育で扱う事象は、各教科等で相互に関連付け、総合的に把握できるようにしている。
高等学校	- 教科では、環境について、理科、地理、家庭などで自然環境や環境問題等について扱っている。また、専門教科では、農業科や工業科でより深い内容について学んでいる。 - 総合的な探究の時間や課題研究では、学校周辺の環境に関係したテーマを設定して、個人やグループで研究することもある。 - 科学系の部活動では、SDG s に関係したテーマについて研究し、コンテスト等で発表し、参加するグループ間で情報交換等しながら環境についての理解を深めている。
特別支援学校	- 学校や地域の実情に応じ、「作業学習」「生活単元学習」等の中で教科横断的に、自然に親しむ学習や地域の自然を生かした学習、自然環境の保全を目的とした学習等を授業に取り入れている。 - 地域住民や幼稚園、小・中学校、高等学校等と協働した自然保護活動等や、身近な自然の事物・現象や自然科学に対する興味・関心等を育てる自然体験学習等に取り組んでいる。

(参考) 学習指導要領(小中学校)における環境教育に関する記載（主なもの）

教科等		記載内容
小学校	理科	生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。
	家庭	自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。
	特別の教科道徳	自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。
中学校	社会	社会資本の整備、公害の防止などの環境の保全、少子高齢化社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。
	理科	自然環境の保全と科学技術の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。
	技術・家庭	- 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 - 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。
	特別の教科道徳	自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。
	総合的な学習の時間	目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

3 各種の取組事例

項 目		内 容	
小中学校	SDGs 副教材の活用	外務省等が作成する、持続可能な開発目標（SDGs）副教材「私たちがつくる持続可能な世界～SDGs をナビにして～」を中学校3年生に配布し、社会科（公民的分野）での活用を進めている。	
	令和2年度静岡県学生科学賞 (主催:静岡県科学教育振興委員会)	・ <u>県教育長賞：教室の有効な冷房と換気（中学生）</u> コロナ対策と熱中症予防を両立させるため、換気とエアコンの使い方の両方の効果が一番高まる方法を、様々な状況を比較して得たデータから導き出した。 ・ <u>県科学教育振興委員会賞：</u> <u>未来に活用できるオリジナル電気自動車（小学生）</u> 今後、電気自動車が必要になると考え、電流が少なくても回る効率的なモーターや多くの電流が流れる電池を製作し、電気自動車を走らせた。	
高等学校	農業高校における取組 ・静岡農業高等学校 ・磐田農業高等学校	環境の保全と創造に関する知識・技術を習得させ、農業技術者として必要な態度と能力を育てることを目的に、環境科学科を設置している。また、学校林の間伐及び間伐材の有効利用研究を行ったり、ビオトープ管理を行ったりしている。	
	教科横断的な探究活動 ・三島北高等学校	令和3年度から開設する学校設定科目「STEM for SDGs」では、持続可能な開発目標（SDGs）の課題解決に向けて、「エネルギー」、「水」、「食料」をテーマに教科横断的な探究活動を進める。令和2年度は2年生8名が先行履修した。	
		取組	内容
		エネルギー基礎講座	国内外のエネルギー需要構造や気候変動問題とエネルギーの関わりなどを幅広く説明
		専門家による オンライン講義	大林組の宇宙エレベーター開発部門責任者による講義
		施設見学 トヨタ自動車講義	浜岡原子力発電所、御前崎風力発電所の見学 電動車の普及拡大と低炭素化社会への貢献についての講義
		農園見学	水耕栽培の様子を見学し、探究活動における水耕栽培装置の開発に生かした
	企業等による実験指導	探究活動における実験方法等の指導	
	オンリーワン・ハイスクール指定校	令和3年度より始まったオンリーワン・ハイスクールに指定された複数の高等学校で、総合的な探究の時間においてSDGsをテーマとして、民間企業や大学等研究施設と連携した探究活動が計画されている。 ○SDGsに関連した探究活動等を計画している高等学校 県立富士東高等学校、県立静岡東高等学校、県立焼津中央高等学校、 県立掛川西高等学校、県立浜松南高等学校、県立浜松湖南高等学校 など	
特別支援学校	地域と歩む麻機遊水地保全活動プロジェクト『麻活』 ・静岡北特別支援学校	「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」と協働し、小学部段階から高等部段階まで、各年代において自然との関りを通して地域住民の方々とつながり、自然の維持と活用について、生活単元学習や作業学習など様々な学習活動を通じて体験的に学習している。平成29年に第19回日本水大賞文部科学大臣賞を受賞。	
	特別支援学校緑の保全事業(他部局との共同事業)	静岡県造園緑化協会の協力を受け、造園業者が学校を訪問し、児童生徒と一緒に除草、花壇作り等の簡単な管理作業を行う。また活動や学校の要望に応じて、樹木の剪定や病害虫の防除などを行う。	
		学校名	内容
		沼津特支	生徒との作業:プランターへの花苗植栽 協会員作業 :校内の樹木剪定
		吉田特支	生徒との作業:新型コロナウイルス感染症の影響により辞退 協会員作業 :校内の樹木剪定
	浜松特支 城北分校	生徒との作業:プランターへの花苗植栽 協会員作業 :クスノキの伐採	

未来を切り拓く Dream 授業

(総合教育課、教育政策課)

1 要 旨

日常生活で触れる機会の少ない一流の講師陣の講義を提供し、学校では学ぶことのできない教養を身に付け、講師の人間性等に触れるとともに、お互いに刺激し合える仲間をつくることで、子供たちが自らの価値を認識し、自らの能力を更に伸ばすきっかけを与える。

2 令和3年度開催実績・計画

(1) 開催概要

方 法	【前期】オンラインによる講義 【後期】対面によるグループディスカッション及び発表等	
日 程	【前期】8月17日(火)～8月19日(木) 【後期】令和3年12月(予定)	
場 所	【前期】各参加者の自宅等 【後期】静岡県総合教育センター(掛川市)(予定)	
対 象	県内の中学1・2年生30人(応募者多数の場合は抽選)	
参加費	無料(通信費や往復交通費除く)	
内 容	講 義	講師8人
	交流・実技等	外国人留学生・ALTとの交流、過去参加者との交流、SPAC俳優による表現指導
	グループディスカッション・発表	テーマ「理想の学校をつくろう」

(2) 講師

(50音順)

講 師	役職等
池上 重弘	静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター長、実践委員会副委員長
小野澤 宏時	アザレア・セブンチームディレクター、県教育委員
加藤 種男	アーツカウンシルしずおかアーツカウンシル長
加藤 百合子	(株)エムスクエア・ラボ代表取締役
川勝 平太	静岡県知事
杉田 精司	東京大学大学院教授
矢野 弘典	横綱審議委員会委員長、(一社)ふじのくにづくり支援センター理事長、実践委員会委員長
SPAC 劇団員	(公財)静岡県舞台芸術センター



3 未来を切り拓く Dream 授業・賀茂版

県と賀茂地域 1 市 5 町が連携し、賀茂地域の中学生を対象に、賀茂地域で活躍している講師陣等による「未来を切り拓く Dream 授業・賀茂版」を開催する。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い開催を延期。10～11月の開催を検討中。

<令和3年度の当初計画>

日 程	・ 8 月 19 日（木）、20 日（金）（2 日間）
場 所	・ 賀茂キャンパス（県下田総合庁舎内 下田市中 5 3 1－1）
対 象	・ 賀茂 1 市 5 町の中学 1～2 年生（28 名） ・ 令和 2 年度参加予定の 3 年生で希望する者は参加可（7 名）＊計 35 名 ・ 大学生（静岡県立大学）、高校生（下田高校）が学生サポーターとして参加 （8/18 に大学生・高校生（稲取高・松崎高含む）対象のフィールドワーク実施）
内 容	・ 講義、実技：講師 6 人 ・ 討議、発表：「みんなで理想の賀茂地域を作ろう」
主 催	・ 賀茂地域広域連携会議 教育委員会の共同設置専門部会 （賀茂 1 市 5 町及び県教育委員会）

日本の次世代リーダー育成研修事業

(総合教育課)

1 要 旨

世界に通用するリーダーとして必要な多面的な思考力や分析力等を養う高校生対象の2週間のサマースクールである「日本の次世代リーダー養成塾」(平成16年開塾)へ県内高校生を派遣し、本県発展の中核的存在となる人材を育成する。

2 令和3年度開催実績

7月27日(火)から8月9日(月)までで実施予定であったが、期間中にボランティアスタッフ1名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した。関係者全員の陰性を確認した後、参加者を帰宅させ、残りのカリキュラムはオンラインによって開催された。

日 程	(合宿形式) 7月27日(火)～30日(金) (3泊4日) (オンライン) 8月5日(木)～9日(月)、22日(日)、28日(土)	
会 場	(合宿形式) グローバルアリーナ(福岡県宗像市) (オンライン) 各参加者の自宅等	
静岡県参加者数	10人(公立4人、私立6人) ※応募14人	
全国参加者数	139人(参画自治体推薦110人、一般公募29人)	
内 容	講師による講義 (敬称略)	佐々木 久美子((株)グルーヴノーツ代表取締役会長) マハティール・モハマド(マレーシア前首相) 室伏 きみ子(お茶の水女子大学名誉教授) 山本 太郎(長崎大学熱帯医学研究所教授) ほか14人
	プロジェクト型企画	20人のクラスごとに社会課題の解決に向けた議論を行い具体案を提案する「アジア・ハイスクール・サミット」
	宗像大社見学	宗像大社辺津宮(総社)の見学

3 「日本の次世代リーダー養成塾」と本県との関係

- ・「日本の次世代リーダー塾」の運営への参画自治体として負担金を支出するとともに、知事が理事に就任
- ・参画自治体は、本県のほか、北海道、青森県、岩手県、岐阜県、和歌山県、愛媛県、福岡県、佐賀県、福岡県宗像市、沖縄県うるま市

4 成果(令和2年度のアンケート調査結果から)

- ・全国から参加した高い意識を持った同世代の塾生との交流により、本県から参加した生徒の自立心、協調性、コミュニケーション能力等の様々な資質向上や学習意欲、将来の希望職業の早期設定や進学に対する意欲向上が見られた。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての日程がオンラインとなったが、コロナ禍でも前向きに挑戦を続ける姿勢の重要性等を学び取っている。

世帯所得と学力の関係

(教育政策課)

1 要旨

「平成 28 年度 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究 報告書」(内閣府)では、「世帯の所得と子供の学力には明確な関連があることが、数々の調査結果から示されている」とされている。

2 内容 (報告書 第3章 日本の子供の貧困に関する先行研究の収集・評価 2.2. (2) 学力 より)

(1) 就学援助受給世帯において、学力に課題のある子供が多い傾向がある。

ア 平成 19～22 年度 全国学力・学習状況調査のポイント (国立教育政策研究所)

- ・就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校の方が平均正答率が低い傾向があることが指摘されている。

イ 平成 28 年度 全国学力・学習状況調査のポイント (国立教育政策研究所)

- ・学力テストの結果のみならず、学力に関わる複数の側面(※)のいずれにおいても、就学援助率が低い学校の方が学力が高い傾向が認められている。

※「自らが設定する課題や教員から設定される課題を理解して授業に取り組む」、

「授業において、自らの考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して、発言や発表を行う」、「熱意をもって勉強している」、

「授業中の私語が少なく、落ち着いている」

(2) 主要教科に関わる学力について、世帯所得と学力は比例関係にある。

ア 平成 25 年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響をあたえる要因分析に関する調査研究(国立大学法人お茶の水女子大学編)

- ・世帯所得が低いほど国語と算数の正答率が低いとの調査結果が得られている。

	小 6					中 3				
	国語A	国語B	算数A	算数B	%	国語A	国語B	算数A	算数B	%
200 万円未満	53.0	39.0	67.2	45.7	6.7	69.1	58.6	51.5	30.0	7.5
200～300 万円	56.8	42.7	70.4	50.8	8.2	71.2	60.9	55.2	33.1	8.6
300～400 万円	58.4	45.0	73.6	53.3	12.6	73.9	63.4	58.4	35.5	11.8
400～500 万円	60.6	47.0	75.1	56.2	14.9	74.8	65.2	60.6	37.9	13.3
500～600 万円	62.7	48.8	77.6	57.9	14.0	76.6	67.6	63.6	40.4	13.7
600～700 万円	64.8	52.5	80.1	61.3	11.9	77.6	69.2	66.6	43.5	12.1
700～800 万円	64.9	52.4	79.7	62.2	10.4	78.7	70.9	68.6	46.6	10.2
800～900 万円	69.6	57.6	83.2	66.0	6.3	79.7	71.8	69.6	48.1	7.0
900～1,000 万円	69.3	55.1	82.7	66.4	5.0	80.9	73.3	71.6	49.9	5.5
1,000～1,200 万円	69.6	55.5	83.9	67.9	5.3	81.8	73.9	72.8	52.6	6.0
1,200～1,500 万円	70.8	59.4	84.5	67.1	2.6	83.0	75.8	75.1	54.7	2.8
1,500 万円以上	75.5	61.5	85.6	71.5	2.1	81.8	75.9	73.4	53.4	1.4
合 計	62.8	49.5	77.2	58.5	100.0	76.3	67.3	63.5	41.4	100.0

1 経緯

OECD（経済協力開発機構）は2015年に「Future of Education and Skills 2030 project」を立ち上げ、2030年に向けて子どもたちに求められる資質・能力や、それを育成するための学び方やカリキュラム、指導法について国際的な議論を重ねており、我が国の新学習指導要領等にも大きな影響を与えている。

プロジェクトでの検討に基づき、教育の未来像を示した「The OECD Learning Compass 2030〈OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030〉」が2019年5月に公表された。

2 概要

ラーニング・コンパスという比喻は、生徒が教師の決まりきった指導や指示をそのまま受け入れるのではなく、未知なる環境の中を自力で歩みを進め、意味のある、また、責任意識を伴う方法で、進むべき方向を見出す必要性を強調する目的で採用された。

（1）課題

- 19～20世紀における教育システムは静的・直線的・固定的・受動的
- 多くの分野で変化（デジタル化、気候変動、人工知能など）や不確実性に直面する
- 現在、生徒に必要な資質能力、教育の目標や方法を根本的に見直す必要
- ・生徒にどのような知識、スキル、態度、価値が必要か
 - ・これらの知識、スキル、態度、価値を育成するためにどうすればよいか
- こうした問いへの一つの答えとして、ラーニングコンパスを策定

（2）内容

子供たちが「ウェルビーイング（個人や社会が望む未来）」に向け、一人ひとりが自らの「エージェンシー（自分の人生・周りの世界に対して良い方向に影響を与える能力や意志を持つこと）」を発揮して学んでほしい、という願いが込められている。

そのための学びの要素や手法として、以下が示されている。

①学びの中核的な基盤

- ・読み書き能力
- ・数学活用能力・数学的リテラシー
- ・データリテラシー・デジタルリテラシー
- ・心身の健康管理
- ・社会情動的スキル

②より良い未来の創造に向けた変革を起こす能力

- ア 新たな価値を創造する力
- イ 責任ある行動をとる力
- ウ 対立やジレンマに対処する力

③見通し・行動・振り返り（AAR）サイクル（学習プロセス）

- Anticipation（見通し）：計画を立てる、予測する
- Action（行動）：実際に行動に移す
- Reflection（振り返り）：自分自身の行動を客観的に評価する

図：OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤） 2030

